

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No. 9 1998・3

- 貸出冊数制限撤廃について 石川あきの (1)
- 公共図書館における利用者のプライバシー保護について 桑原 尚子
知念美佳子・米盛 恭子 (7)
- 「要求」は情報・リクエストサービスの足場を固める 森田 牧子 (17)
- 評定所文書覚書 (8) 徳元 剛 (26)
- 東大本「琉球評定所書類」への若干の考察
- 〔研究論文〕沖縄県における徴兵制度運営 福岡 且洋 (34)
- 制度上の規定を中心に—

特集 復帰25年・小論三題

- 復帰論のための予備的考察 栗野慎一郎 (53)
- 「関連資料リスト」の余白に—
- 私の本土復帰—私蔵の復帰資料から 又吉 盛清 (69)
- 復帰前後の図書館事情 山田 勉 (77)
- 短 信 伊波普猷没50年記念「物外忌」 前津 政廣 (87)
- 『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介 (89)
- 沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧 (1995年度後半～1996年度前半) (90)
- 〔史料紹介〕明治四一年那覇区長就任関係資料及び 高江洲昌哉 (107)
- 同四四年の伊波普猷の履歴書について
- 〔史料紹介〕『税制改正ノ件』について 福岡 且洋 (100)

浦添市立図書館

貸出冊数制限撤廃について

石 川 あきの

1. 図書館の本質的な機能

‘図書館は本などの資料を借りるところ’利用者として利用者の図書館に対する概念がそのように定着してきているように思える。なかには本や雑誌、AV資料までも無料で借りられると聞いて驚く方もいるが、私が見た限り、ほとんどの利用者は“図書館の本質的な機能”を理解して図書館を利用しているように感じる。但し、これは図書館を実際に利用している利用者のことであるので、図書館の機能を知らされないままの方がいるとすれば、そういう方には図書館のピーアールから始めなければならない。

先に述べた“図書館の本質的な機能”が日本で初めて提唱されたのは1963年に日本図書館協会が発行した『中小都市における図書館の運営』⁽¹⁾である。その中では、公共図書館奉仕全領域の最も本質的な機能が資料提供であり、その他の図書館機能のいずれにも優先するものだとはっきり述べている。

資料提供とは貸出とレファレンスのことであるが、貸出とは資料を求める人に一定期間資料を貸すことであり、「図書館機能の最も単純な、最も基本的な、最も原初的な形」⁽²⁾である。また、貸出は「図書館サービスの基礎であり、中心」⁽³⁾なのである。利用者は図書館から資料を借りることによって、自分の時間の中でその資料を利用することができる。図書館に長時間留まって資料を利用することは、実際には難しいことである。そうい

う時や、読むのに時間のかかる資料が必要な場合に、「貸出」という行為を通し、家庭や職場、学校などに資料を持ち帰ることによって、家族・友達などと有効に利用できるのである。

以上、貸出について述べてきた。職員間でもよく話すのだが、その機能は利用者にとって、実際に活かされているであろうか。「貸出を運営の基本とする図書館を目指す。」⁽⁴⁾という当館の運営方針も含めて、貸出サービスの向上を図るために、貸出冊数制限撤廃の視点から、県内の公共図書館に依頼したアンケート^(※)の集計も織り交ぜて考えてみたい。

(※)この紀要を執筆するにあたり、県内の各公共図書館に「貸出冊数制限について」のアンケートを行った。

《1》～《12》までの設問はそのアンケートの集計である。参考に御覧いただきたい。

(アンケート依頼21館、回答16館

当館も含む 平成9年9月調べ)

2. 貸出冊数制限の現状と理想

「何冊まで借りることができますか？」カウンターに立つと、必ずと言っていいほど聞かれるのがこの質問である。現在、当館では利用者が一度に借りられる冊(点)数(以下、冊数に統一する)を、図書・雑誌・紙芝居・AV(カセットテープ・CD)合わせて5冊までと制限しているので、そのように伝えているが、「貸出冊数の枠をなくすことができ

れば・・・」と思っている。時には5冊までという制限を知らずに、多くの資料を貸出カウンターに持ってくる利用者もいて、それを断る時のあの申し訳ない気持ちは、図書館員なら誰でも経験したであろう。

借りるつもりで時間をかけて探してきた資料だと思うので、必要な部分のコピーを勧めたり、予約をしてもらったりしているのだが、1. で述べた利用者の時間、を考えると、やはり貸出したいものである。

日々、カウンターを通して感じることだが、図書館における貸出については、2、3週間という貸出期間が決まっていれば、貸出冊数は資料を必要としている利用者がその都度決める形がベストではないかと思う。利用者によって本を読むペースは違うのだし、2冊あれば十分な時と、著者研究などで本が20冊必要な時などと、様々な用途に合わせその利用者の借りたい資料の量が異っているからである。図書館が24時間開放ならまだしも、平日の開館時間が10時～19時、土・日が10時～17時、それに加え月曜日、祝日、資料整理日（月1回）などの休館日があって、利用時間が制限されている中で、時間を見つけてやっと来ている利用者もいるはずである。そういう利用者のためにも必要なだけの資料を提供したい、提供できれば、と感じている図書館員は私の他にもたくさんいることと思う。

《1》貸出冊数を制限していますか。

ア. 個人、団体とも制限している。

11館（A～K館）

イ. 個人は制限しているが、団体は制限していない。

4館（L～O館）

ウ. 個人は制限していないが、団体は制限している。

0館

エ. 個人、団体とも制限していない。1館（P館）

《2》1でアと回答した11館の制限冊数

		個人		団体	
A館	図書	3	400		
	A V	—	—		
	雑誌	—	—		
	計	3	400		
B館	図書	10	50		
	A V	2	—		
	雑誌	10	—		
	計	10	50		
C館	図書	5	50		
	A V	2	10		
	雑誌	5	50		
	計	5	50		
D館	図書	5	100		
	A V	3	3		
	雑誌	2	2		
	絵画	2	10		
	計	12	105		
E館	図書	4	100		
	A V	1	—		
	雑誌	4	10		
	計	4	100		
F館	図書	3	400		
	A V	—	—		
	雑誌	3	—		
	計	6	400		

		個人		団体	
G館	図書	2	18		
	A V	1	2		
	雑誌	2	18		
	計	3	20		
H館	図書	10	200		
	V T	1	5		
	C D	10	30		
	C T	10	30		
	雑誌	10	20		
	紙芝	2	20		
	計	10	200		
I館	図書	5	300		
	A V	2	—		
	雑誌	2	—		
	計	7	300		
J館	図書	4	50		
	A V	1	—		
	雑誌	4	50		
	計	4	50		
K館	図書	5	50		
	A V	5	50		
	雑誌	5	50		
	計	5	50		

《3》1でイと回答した4館の制限冊数

		個人	
L館	図書	2	
	A V	1	
	雑誌	2	
	計	2	
M館	図書	5	
	A V	1	
	雑誌	5	
	計	5	

		個人	
N館	図書	3	
	A V	2	
	雑誌	—	
	計	5	
O館	図書	5	
	A V	2	
	雑誌	—	
	計	7	

3. 当館の蔵書冊数、貸出状況から

貸出冊数制限（以後、冊数制限とする）の撤廃をめざす第一の理由はやはり資料を要求している利用者の便宜をはかるためだが、他に、当館における蔵書冊数の増加や当館の貸出利用冊数の減少なども冊数制限を撤廃した

い大きな理由として挙げられる。

冊数制限を設けている主な要因として、アンケートでも8館が「蔵書冊数が少ないため」「資料が不十分」などと回答しているのだが、当館の蔵書冊数はどうであろうか。

当館が昭和60年に開館した当初の蔵書冊数は人口79,934に対し、58,519冊（市民1人当たり0.66冊）であった。11年目の昨年（平成8年度）末では人口97,500人に対し蔵書冊数は213,221冊（市民1人当たり2.15冊）まで増加していて、冊数制限を撤廃したとしても対応できない数字ではないと考える。また、蔵書冊数が増えてきたことで、資料が開架スペースだけでは収まらなくなり、一部の資料（複本、古めの資料など）を閉架書架（1F・2F）へ排架している。閉架資料は利用者が直接見れないため、職員が取りに行き提供しているのだが、利用者にとっては煩わしいものである。冊数制限を撤廃し、貸出資料が多くなると、開架書架に余裕がでると思われる。そうすると新刊の補充も必要だが、必然的に閉架資料が開架に出てくるため、眠っている資料が利用者の目に触れる機会が増えることも考えられる。

次に当館の貸出利用状況であるが、当館報13号によると④〔図書の回転率〕〔人口1人当たり貸出冊数〕が年々共に減少していることがわかる。原因を考えると、図書館のピーアール不足、開館日数の減少、図書購入費の削減、などがあげられるだろう。貸出冊数をどう延ばすかという問題については別の機会に譲るとし、冊数制限を撤廃することにより、貸出利用が増えるのではないかという希望を持ちたい。単純な考えかもしれないが、図書館としては、はじめに述べた“本質的な機能”を全うでき、貸出利用の数字が上がることは、とても喜ばしいことだと思う。

当館の現状をも踏まえて、冊数制限の撤廃、または拡大の必要性を感じるものである。

《4》貸出冊数を制限している理由を教えてください。

（A～Oは前問と同一の館）

- A館 貸出対象が県内全域にまたがると蔵書冊数も勘案、可能な冊数に制限。資料の質を懸案。
- B館 10冊までは、現在の利用状況から対応できると判断したから。
- C館 規則に準用（資料提供の偏りを少なくすると同時に貸出期間内で読み終わるのに適当な冊数であると思われる。）
- D館 貸出中利用者が多くなり、他の利用者が借りに来て資料が少ない、あるいは少ないと考えられる。
- E館 所蔵資料に応じて適当と思われるため。
- F館 適当と判断して。
- G館 貸出期間が2週間となっており、その期間中では3冊までが1番良いと考えて。（ちゃんと読んでもらう目的で）
- H館 資料が不十分。サービスの遅滞を少なくするため。
- I館 蔵書冊数、職員が少なくサービスに無理がくる。
- J館 蔵書数が少ないため。
- K館 図書の数量（蔵書数）及び貸出回転との関係。
- L館 コンピュータ未導入のため、管理上。
- M館 蔵書数や図書館利用の継続を考慮。
- N館 蔵書冊数が少ないため。
- O館 資料の回転をよくする。図書館へより多く足を運ばせる。

《5》貸出冊数を制限していない理由を教えてください。

- P館 蔵書数の増加、書架スペースの狭隘化。

《6》開館当初の貸出冊数制限から変化がありましたか。

- ア. 変化あり→4館（B館 H館 N館 P館）
- イ. 変化なし→11館

《7》6でア. と回答した館は

- ①変更期日 ②変更冊数 ③変更のいきさつ
- ④変更後の利用者の反応 ⑤他の変更
- ⑥変更後の問題点を教えてください。

- B館 ①1997年4月（開館14年目）
 ②5冊→10冊
 ③貸出期間が14日なので、小冊子、絵本などを配慮に増冊した。
 ④⑤⑥特になし
- H館 ①1995年4月（開館5年目）
 ②6冊→10冊
 ③蔵書冊数の増。利用者の要望に答えて。貸出冊数の増を見込んで。
 ④喜ばれている。利用者自身の必要度にに応じて借りていつている。
 ⑤コンピュータ上の貸出点数の変更。長期休館時前（蔵書点検、年末年始）の貸出点数の増冊をなくした。
 ⑥督促本、不明本が増えている。
- N館 ①1989年7月（開館7年目）
 ②2冊→3冊
 ③ニューアーク式の貸出方法からブラウン式に変更した際、貸出冊数を増やした。
 ④⑤⑥特になし
- P館 ①1997年4月（開館23年目）
 ②5冊→制限なし
 ③コンピュータ導入に伴い、業務処理が改良された。曝書期間、年末年始前の2週間、施行前に実施し、危惧された状況が生じなかった。
 ④好評
 ⑤⑥特になし
- * I館はアンケート調査の翌月より変更になった。
- I館 ①1997年10月1日
 ②紙芝居 →5冊
 雑誌 2冊→5冊
 計 7冊→17冊

4. 冊数制限撤廃に伴う問題点と対応

こうした状況がありながら、なぜ冊数制限を撤廃できないかという、それに伴って出てくる諸問題が考えられるからである。

①延滞本が多くなり、督促が増える。

冊数制限がなくなれば、借りられる資料が多くなるため、どの資料を借りていたかという記憶が薄れることが考えられ、返却日を過ぎていても気がつかないことがあると思われる。

る。督促件数が増えることはいいこととは言えないが、図書館と切っても切り離せないものである。貸出の際に「今、〇冊借りていますよ。」「図書館が閉まっていたら、ブックポストに返せますよ。」などと声をかけるなどの対応を考えたい。また、貸出期限よりある一定期間を過ぎている資料がある場合に何か制限をしたり、督促件数が多くなった時にこれまでの督促方法の見直しをするなど、新しい視点で考えていった方が良いと思われる。

②貸出中の本が多くなる。

1人の利用者が多量の資料を借りていくと、図書館に資料が残らず、案内がしづらくなる。

貸出中で資料が書架にない時は、同じ内容の資料を案内し、それでもその資料を借りたいという時には、予約を案内する手だてがある。また、実際に冊数制限を撤廃した図書館の報告を読むと⑤冊数制限がないからといってやたらとたくさんの資料を借りていく利用者は初めの頃だけで、資料の重量等も手伝い、自然に自分の読めるだけの量におちついていくそうである。

いつも貸出されていて書架にない分類の資料などは図書館員が排架やフロアワークの時などに気を付けて見る必要があり、資料を補充していくことも大切である。資料が足りなくなると、利用者からのリクエストも増えると思われるので、それについても対応していかなければならない。

③予約・リクエストが増える。

貸出中の資料が多くなると自然に増えるのが、予約・リクエストである。予約・リクエストは利用者からの要望の声だと言え、利用者がどういった資料を必要としているのかを知るきっかけとなるので、真剣に受け止めなくてはならない。また、資料購入のヒントにもなり得るのではないかと考える。

1つの資料に予約が集中した場合は予算との兼ね合いがあるが、その要望に応えるため複本を購入していかなければならない。

状況を把握できるまでは1人でできる予約・リクエストの件数は、現在のまま1日5件までとし、様子を見て調整することも考えられる。

④貸出、返却が大量で大変。

貸出、返却時にカウンターが混雑する恐れがある。

当館は貸出、返却をコンピュータを使って行っている。現在カウンターに設置しているコンピュータ数は、中央カウンター2台、児童カウンター1台、レファレンス室カウンター1台の計4台であるが、貸出、返却が集中する時間は現在でも4台では間に合わない。冊数制限を撤廃すると1度に処理する貸出、返却の量が多くなり、カウンターが混み合うと思われる。実際にどの程度混み合うか推測ができないが、資料の検索、利用カードの作成などもあるので、コンピュータを何台か増やす必要が出てくるであろう。

忙しい時間などは、カウンターに立つ職員の数も検討し、その時の利用者に接する態度やバーコードの通し忘れなどのミスにも気を付けないといけない。

⑤AV資料はどうするか。

当館のAV資料（カセットテープ・CDは貸出用／ビデオテープは館内視聴のみ）の現在の蔵書数では対応が難しくなると思われる。今でもほとんどが貸出中で、資料を多くの利用者に平等に提供するためには、ある程度蔵書が増えるまで貸出点数を制限することもやむを得ないのではないだろうか。

⑥証明書の提示

当館では利用カードを発行する場合、利用申込書に記入してもらうだけで特に証明書な

どでの住所の確認をしていない。（市外特別貸出利用者は除く）このことは冊数制限撤廃以前の問題になっており、職員間で話合いをしているところである。

管理上必要だという意見と、証明するものを持っていない人は図書館を利用できないのか。また移動図書館ではどうするか。移動図書館で確認が困難で、できないとなると本館で登録する人だけ確認することは公平とはいえないのではないか。などの意見があり、検討中である。

《8》利用カード作成時に証明書等で

住所の確認を行っていますか。

- ア. 行っている 7館 イ. 行っていない 8館
ウ. その他 1館

《9》確認は何で行っていますか。

（8でア.と答えた館のみ複数回答可）

- ア. 健康保険証 5館 イ. 運転免許証 6館
ウ. 住民票 5館 エ. 電話帳 5館
オ. その他
・郵便物 2館 ・外人登録証 1館
・後日、職員が役所で確認 1館
・島外の方のみ運転免許証、名刺等で確認 1館

《10》確認できない場合は？

（8でア.、ウと答えた館のみ）

- ア. 次回確認、カード作成 7館
イ. カードは作成しない。 1館

《11》移動図書館ではどうしていますか。

ほとんどの図書館が確認していない。

①～⑥の問題を挙げてきたが、他にも利用カード登録の減少など、幾つか考えられる。実際に貸出冊数の制限を撤廃することで、出てくる問題もあると思うので、その時の対応も臨機応変に考えていかなければならない。

しかし、考え方によっては様々な問題があ

り、それを解決していくことは、図書館が成長している証拠だといえるのではないだろうか。ランガナタンの図書館学の5法則の第5番目「図書館は成長する有機体である。－A Library is growing organization－」(6)に表されているように図書館はただあるだけでなく、利用者と共にどんどん成長していかななくてはならないと考えるからである。

5. 最後に－これから図書館員として－

組織の中で何かを変えることは簡単なことではなく、冊数制限の撤廃についても慎重に進めていかなければならない。すぐに撤廃することが難しいならば、撤廃へ向けて、現在の冊数制限の枠を少しでも拡張するところから動き出したい。

忘れてならないのは、図書館の主役は図書館員ではなく、資料であり、それを必要としている利用者だということである。図書館で何かを決める時にこの2つを頭に置いておけばおのずと方向は決まってくるのではないだろうか。

資料と利用者を結びつける役目を担っている私達図書館員は、図書館を市民にもっと広め、サービスをより深くしていくために、利用者の求めているのは何か、それに対してどんなことができるのかを考えていかななくてはならない。そして、その姿勢を忘れないように心がけたいものである。

《12》貸出冊数制限について検討していますか。

A館 特に検討はしていないが、利用者から貸出冊数増を望む声はある。

N館 蔵書が増え、コンピュータ導入など図書館機能が充実した場合に貸出制限などの変更等が検討されると思う。

G館 夏休み期間中は5冊までにしてもいいのではないかと検討している。

J館 AV資料が非常に少ないので、予算が増え、

多数購入できるようになったら貸出本数を多くしたい。

K館 議題としてはないが、今後は検討すべきでは？他図書館の状況等もみながら…。

－アンケート回答館－

- | | |
|-------------|------------------|
| A. 沖縄県立図書館 | I. 石垣市立図書館 |
| B. 沖縄市立図書館 | J. 北谷町立図書館 |
| C. 石川市立図書館 | K. 浦添市立図書館 |
| D. 宜野湾市民図書館 | L. 金武町立図書館 |
| E. 平良市立図書館 | M. 知念村立図書館 |
| F. 県立宮古分館 | N. 本部町立図書館 |
| G. 多良間村立図書館 | O. 城辺町立図書館 |
| H. 具志川市立図書館 | P. 那覇市立中央図書館(分館) |
- (順不同)

この場を借りてアンケートに御協力いただいた図書館の皆様にお礼と感謝を申し上げます。
ありがとうございました。

〔注及び参考資料〕

- (1)『中小都市における公共図書館の運営』
日本図書館協会 1963年 P21
- (2)『市民の図書館 増補版』
日本図書館協会 1976年 P18、19
- (3)『図書館ハンドブック第5版』
日本図書館協会 1990年 P68
- (4)『浦添市立図書館報 13号』
浦添市立図書館 1997年
- (5)『みんなの図書館 '92. 8』
図書館問題研究会編
- (6)『図書館学の五法則』ランガナタン著
森耕一訳 日本図書館協会 1981年
- ・『貸出し』前川恒雄著
日本図書館協会 1982年
- ・『われらの図書館』前川恒雄著
筑摩書房 1987年
- ・『日本図書館協会の百年(1892～1992)』
日本図書館協会 1992年 P32
- ・『公立図書館活動論』鈴木史郎著
全国学校図書館協議会 1985年

公共図書館における利用者のプライバシー保護について

桑 原 尚 子・知 念 美佳子
米 盛 恭 子

1. プライバシーとは

(1) プライバシー権の登場

プライバシーという概念が登場したのは、19世紀後半のアメリカからと言われている。従来それは〈ひとりで居させてもらう権利(right to be let alone)〉の意に解されてきた。この概念はきわめて広義に把握されているが、現在では〈自己に関する情報の流れを自らがコントロールする権利(自己情報支配権)〉として主張されている。

(2) プライバシー保護をめぐる流れ

1980年にOECD(経済協力開発機構)は「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択、これを受け日本では「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)を1988年に公布した。地方自治体レベルでも同様な「個人情報保護条例」がある。「国家公務員法第100条」「地方公務員法第34条第1項」では職務上知り得た秘密を守る義務(守秘義務)が課せられている。

浦添市においても1987(昭和62)年から「個人情報保護条例」が制定されており、⁽¹⁾2000年施行を目指し「浦添市情報公開及び個人情報保護制度」も検討されている。⁽²⁾さらに、「浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例」の第4条に利用者の秘密を守る義務が明記されている。⁽³⁾

(3) 図書館における利用者のプライバシー

図書館においても利用者のプライバシー保護は、最重要課題として認識されている事柄の一つである。公務員として「守秘義務」を遂行することはもちろんであるが、「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」では〈第3 図書館は利用者の秘密を守る〉、「図書館員の倫理綱領」では〈第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない〉という項目が掲げられており、正規・非正規・アルバイト・ボランティアあるいは公立・私立にかかわらず、図書館で働くすべての職員に対してこれらの図書館規準が及ぶことになっている。⁽⁴⁾

図書館が独自に利用者のプライバシー保護規準を掲げる最大の理由には、図書館が利用者の自由を守る機関として存在していることにある。個人の自由意志で利用されることを使命として成立している今日の図書館は、利用者が安心して利用できる施設でなければならない。そのためには図書館業務上知り得た利用者の個人情報とは最大限に保護されなければならない。図書館利用という目的以外に流用されることがあってはならない。

では、公共図書館は利用者のプライバシー保護のためにどのような対策を取っているのだろうか。今回、執筆するにあたり、県内の公共図書館に「図書館における利用者のプライバシーについてのアンケート」を依頼した。

(以下「アンケート」)そのアンケートに基づき公共図書館における利用者のプライバシーについて述べる。

※この稿では公共図書館の視点から述べていくが、その他の図書館（学校・大学・専門・私立等）における利用者のプライバシーについては今後の課題としたい。

2. 公共図書館における利用者のプライバシー保護の実態

利用者の秘密ないしは、利用者のプライバシーの具体例として『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』⁽⁵⁾（以下、『宣言』）は、次のように述べている。「①利用者の氏名、住所、勤務先、在学校名、職業、家族構成など、②いつ来館（施設を利用）したかという行動記録、利用頻度、③何を読んだかという読書事実、リクエスト及びレファレンス記録、④読書傾向、⑤複写物入手の事実、などがあげられる。」と明記されている。

これら、利用者に関する情報を、各図書館ではどのように対応、処理しているのだろうか。

(1) 利用者登録について

○なぜ、登録が必要か？

登録の目的は、「①利用者が条例・規則に定める利用資格があるかどうか、②利用者の連絡先を知る、③貸出についての方法・規則や権利などについて利用者に知ってもらう、④登録後は貸出に際していちいち住所や氏名などを書かせないなどがある」⁽⁶⁾

当館の場合、利用カードを作成できる資格は、市内在住、在勤、在学、及び市外特別貸出地域の在住者である。一度登録すればカードの提示のみで貸出ができ、その情報をもとに予約・リクエスト、督促の連絡をすることができる。

○どの情報が必要か？（利用者の個人データについて）

「登録に際しては、①住所、②氏名、③電話番号があればよい。在学・在勤者にも利用

を認めている図書館においては学校・勤務先とその電話番号を確認すればよい」⁽⁷⁾

当館での、登録に際しての記入事項も、若干の違いはあるが（小学生以下の場合は保護者名が必要など）、上記の内容とほぼ同じである。住所、電話番号、生年月日や性別等は本人であることを特定する以外に、蔵書構成等の統計資料に活かされている。

それ以外の、利用者の情報を記入する用紙の種類には、複写（コピー）申込書、予約・リクエスト用紙、A・V館内視聴申込用紙、弁償・紛失届け、特別貸出申込書、仮カード発行申請書、カード忘れ用紙、レファレンス記録用紙、みんなのこえ（投書用紙）、寄贈申込書、集会室利用申込書、集会室利用者申込書がある（団体名の記載当館における用紙の種類）。その他、貸出の際発行する返却期限票（レシート）、寄贈者一覧表、日誌類、督促帳票、各担当補助簿、メモ類などがある。

次に、利用カード作成後、利用者がカードを忘れた場合の対応について考えてみたい。カードを忘れた場合“貸出可”が11館、“貸出不可”が1館であった。不可の理由として「利用カード発行時に注意してある。紛失した場合は、仮カードを作成して貸出している（半年使用）」ということがあげられている。貸出可の館での対応として、「証明書等での確認を必要とする」館は無く、「カード忘れ用紙などに記入している」館が5館、「口頭で確認している」館が5館であった。当館では、これまで「口頭での確認」を行っていた。しかし、この場合対応する職員以外に、周りの利用者へも情報が知られることが懸念され、平成9年度からはメモ用紙等へ氏名と電話番号を記入してもらい、処理が済み次第その場で細かくちぎって廃棄している。

これら、用紙に記入する事項は、本当に必要なものかどうか、不必要なデータを書かせていないか、確認に際しても、プライバシーに配慮した対応がなされているか検討すべき

である。

(2) 個人データ(情報)の処理及び廃棄について
処理済みの利用申込用紙、予約申込書や複写申込書などはどのように処理されているのだろうか。アンケートを実施した館16館中10館がコンピュータを導入している(残り5館はブラウン式、1館は手書き)。そのうち、「コンピュータに入力(登録)または、利用者に提供後、すぐに廃棄する」館は2館。「一定期間保存後廃棄する」という館が9館で、そのほとんどが1年保存である。また、「廃棄しない」と答えた館が1館。その他の状況として、「利用申込書は開館以来保存、リクエスト用紙は資料を提供した時点で廃棄」「記入するものによって処理がかわる」などの回答があった。

当館での処理法及び問題点をあげると、①各用紙とも必要な期間を過ぎたら、各々で積極的に利用者情報部分を廃棄するようにしている(平成9年度より各様式を変更。利用者情報部分は切り離せるようになっており、書誌事項等必要な部分は取っておける)。②メモ等には、必要以上に利用者情報を記入しないように心掛けている。メモを取っても用が済めば廃棄している。③簿冊として保存するものには、特定できるような利用者名・利用者番号は記入しないようにしている。しかし、集会室利用や講座参加などの各簿は、手つかずの部分がある。④記名の用紙(登録用紙、予約リクエスト用紙等)を、カウンターの上に置き放さないように心掛けている。更に、他の利用者の聞こえる所で予約連絡や、督促の電話をしていないか、カウンター内の端末で検索・登録した利用者情報の画面や、利用者端末で探している本の画面が他人の目に触れる位置になっていないかなどに配慮が必要である。⑤その他、図書館館報、紀要への寄贈者の記載(一覧表)については、本人の了承を得ていないということもあり、今後検討

すべきである。

廃棄の方法については、「焼却」(5館)、「シュレッダー」(4館)、「手で破り捨てる」、「細かくちぎる」等がある。当館では、今年度からシュレッダーによる廃棄を行っているが、カウンター等で、すぐにシュレッダーによる廃棄ができない場合は、手で細かくちぎるようにしている。

(3) 予約・リクエストの連絡方法について

予約・リクエストの資料が準備できた際の利用者への連絡方法として、「電話」(16館)、「ハガキ」(4館)、「封書」(2館)、「その他(FAX、口頭)」がある(複数回答有)。電話での連絡の際、「必ず本人に連絡する」と答えた館が3館。「伝言の場合もある」が14館あった。電話での伝言の際に、書名を伝える館は無く、ハガキの場合も同様に書名の連絡はせず、資料番号や資料の種別(本・雑誌・CD・テープ)を表示するなどプライバシーに配慮している。この他、督促の連絡にも電話、ハガキが使用されるが、その場合も同様の配慮が必要である。

利用者のプライバシーに属する事実は、「本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、目的外に使用することは許されない。」(8)「利用者がどんな本を借りているか、何を讀んだか、どんなことに関心を持っているか等の事実は、当人のプライバシーに属することであって、図書館はそのことを第三者に漏らしてはいけない」(9)というのが『宣言』の条項の趣旨であり、各館でも意識して対応しているようである。

しかし、当館では「できるだけ本人以外には書名は伝えないようにしているものの、小さい子どもの予約の場合、母親に“書名を教えてほしい”といわれたり、予約・リクエストを夫婦・家族でよくなさる方々から“書名を教えて欲しい”といわれた場合に、書名を

伝えたりしている。」という事例がある。その場合、「子どもが小さいので、子どもの名前で親が予約している」、「子どもがどういふ本に興味があるのか、親として知っておく必要がある」、「貸出冊数に制限があるので、家族みんなでカードを共用している」など様々な状況がみられる。そういうなかで、プライバシーの保護を理解してもらうことは容易ではないが、それを拒む要因を改善しながら実践していかなければならない。

(4) 貸出記録について

○貸出記録とコンピュータ

近年、多くの図書館ではコンピュータが導入され、貸出業務の機械化が進行している。

日本図書館協会は利用者のプライバシー保護のため、1984年、「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」を採択した。同時に「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準についての委員会見解」を発表した。⁽¹⁰⁾ そのなかで、「コンピュータによる貸出に関する記録は、図書館における資料管理の一環であって利用者の管理のためではない。」⁽¹¹⁾ と述べられている。

コンピュータで貸出記録を管理するということは、貸出、返却の業務がより迅速にでき、資料と利用者の結びつきを即時に処理できるというメリットがある。しかし、利用者のプライバシーに関しては、「コンピュータの仕様に合わせるのではなく、プライバシーを守ることを最優先したシステム設計が必要である」⁽¹²⁾ とされている。アンケートの結果からもコンピュータを導入している館は10館あるが、コンピュータまかせの管理をするのではなく、図書館員が「不断の注意」⁽¹³⁾ を払わなければならない。

カウンターで、利用者から「今までに借りた冊数が知りたい」「以前に借りた資料のタイトルをもう一度教えて欲しい」などという

問い合わせをうけることがある。この場合、「返却処理をした後は、貸出の記録は残らないことになってます」と答えている。「資料を返却すればその貸出記録が残らない」⁽¹⁴⁾ ということは、貸出をするうえでの最も重要なことである。「貸出記録はどの資料を、誰が、いつまで借り出しているかを掌握し、あとに続く利用を保証するため」⁽¹⁵⁾ に必要なもので、利用者と資料のデータの結びつきは図書が返却されれば不必要となり、その情報は消去されなければならない。

当館では貸出の際にレシート（返却期限票）を発行している（利用者番号、資料名、返却期限など）。レシートは利用者が何を、いつまで借りているかという確認のために必要なもので、返却後はコンピュータの貸出記録と同様に消去されなければならない。しかし、利用者番号と貸出資料名が印字されているということは、せっかくコンピュータ上で利用者と資料の結びつきがなくなっても、レシートが残っていれば完全な処理がなされているとはいえない。「発行後は利用者の責任」にしてしまうのではなく、利用者番号と資料名を同一の用紙に印字しないなどの改善が必要ではないだろうか。

その他、「アンケート」の結果から、貸出冊数の記録が残る館や最終貸出者を調べることができるシステム（当館）などがあることがわかった。「図書館では必要な範囲の記録しか残さない」というが、本当に必要な記録とは何なのか再確認することが望まれる。

3. 図書館は利用者のプライバシーをまもれるか

(1) 捜査機関の介入

1979年「図書館は利用者の秘密を守る」という条項が独立した主文になった。⁽¹⁶⁾ その背景には、テレビ・ドラマ、映画、小説、コミック等のフィクションに図書館利用者の

プライバシーを侵害するシーンが登場したり、実際に警察などの捜査活動が各地に生じてきたことがあげられる。(注17、18、19参照)

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査に關し公務所への照会」ができることを規定している。しかし、国公立の図書館員には図書館利用に対する守秘義務が課されており、図書館利用者の読書事実や利用事実も、公務員法でいう「職務上知り得た秘密」のなかの個人的秘密に含まれることになり、捜査関係事項に關する照会には報告の義務がないこととなる。

図書館は警察等による捜査に対して、「利用者プライバシーの保護」を『宣言』の中で明記することによって、態度を明確にしてきた。しかし、「憲法第35条に基づく令状を確認した場合は例外」とされている。

(2) 図書館のとるべき対応

では、令状が提示されれば後は何も考える必要がないのか、令状の有無にかかわらず、全く関係のない他の大多数の利用記録も捜査に晒されるということを拒むことはできないのだろうか。令状が提示された場合の図書館側の対応としては、次のようなことが述べられている。「捜査を図書館が全く拒否することはできないと考えられる。令状に基づく捜査の場合利用者のプライバシーに関して留意すべきことは、令状の充分な確認と執行の際の図書館の立ち会いである。一中略一立ち会いは、執行を受けるものの権利の保護及び執行手続きの公正の確保を目的とするところから、図書館側の義務であり、立ち会わせるのが執行側の義務である(公務所内における執行につき刑事訴訟法第114条)」²⁰⁾。

アンケートの結果、県内での主な事例として「トリカブトについて書かれた資料を調べにきた利用者はいるか?との警察からの照会があった」、「図書館の利用カードが落とし物であがっており、警察などの機関から持ち主の連絡先の照会があった」などがある。この

ような事例に対して、各館では「調査の依頼に関して、裁判所の令状がない限り一切応じない」「図書館側から利用者へ直接連絡する」という対応をしている。また、これから求められた場合も『宣言』に基づき、利用者のプライバシーを侵害しないような対応をしていく」と答えている。

(3) 図書館の責任

日常の業務において留意しなければならないことは不必要な情報に関する業務の見直し(利用者情報の処理など)である。前述したように、図書館が利用者の情報を必要とするのは、利用者を管理するためではなく、あくまでも資料を管理するためのものであるから、その必要が解消し次第廃棄するようにしなければならない。

『宣言』は、法的拘束力をもつ法規ではなく、図書館(員)の理解と実践、さらには『宣言』に賛同、共感を寄せる利用者の支援によってのみ生命をもつ文書である。」²¹⁾ 図書館の職員は『宣言』の主旨を理解実践するとともに、利用者、その他の機関にも図書館が利用者のプライバシーを保護する立場にあるということを理解してもらうことに努めるべきである。

4. 安心して利用できる図書館をめざして

現代社会は「情報化社会」「コンピュータ社会」といわれ、プライバシーに対する意識も高まってきたように思われる。これまで述べてきたことからわかるように、図書館においても、「プライバシー」は日常の業務と密接に関わり合っており、常に配慮し意識していかなければならない問題である。

アンケートの結果、「みんな知り合いのような地域なので、利用者のプライバシーに関して深く考えていなかった。今後、職員同士の話し合いなどで、勉強していかなければ・

・・」という答えもみられた。当館においても、幅広く地域に密着したサービスをめざして移動図書館車が運行している。移動図書館の場合、ある程度利用者が限られ、お互いに親しみをもって接することができ、和気あいあいとした雰囲気生まれてくる。その中で、「プライバシー」を掲げるのは気負いすぎだろうか。

図書館側にプライバシーの意識があっても利用者にそれが理解されていなければ、図書館に対する信頼は得られない。今まで反省されることなく継続されてきたことも、今回のようにプライバシーの視点から考えると、改善しなければならない点が見えてくる。

利用者が安心して利用できる図書館とは何か。館全体において今一度図書館の基本理念を再認識し、実行していくことが、利用者と図書館の信頼関係をより強いものにしていくと考える。

5. おわりに

これまで、図書館における利用者のプライバシー保護について述べてきた。図書館員としてまだまだ経験不足であるが、今回の執筆を通して理念の再確認ができ、これからの業務に生かせるよう心掛けていきたい。同時に、ささやかながら、このレポートが、今後の浦添市立図書館ひいては公共図書館における利用者サービスに役立てればと思っている。

*

*

最後に、アンケートに協力してくださった県内の各公共図書館の皆様にお礼申し上げますとともにこの場をかり深く感謝致します。

〔注〕

- (1)「浦添市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」(昭和62年3月31日条例第15号)
- (2)「情報公開条例検討委が発足 浦添市」

琉球新報 1997年10月24日朝刊26面

- (3)「浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例」(昭和59年12月19日条例第34号)

(利用者の秘密を守る義務)

第4条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らすてはならない。

- (4)「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」日本図書館協会1997年5月30日総会決議(前文抜粋)ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は国民の知る自由を保障するものであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

「図書館員の論理綱領」日本図書館協会決議1980年6月4日

(前文1項より抜粋)この綱領は、すべての図書館員が館種、館内の地位、職種及び司書資格の有無にかかわらず、一中略—さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域文庫にかかわる人びと等による理解をも望んでいる。P6

図書館に働くすべての館員のものとは、地位・職種・資格の有無・正職員と臨時或いはアルバイトなどの区別なく、全部のひとのものということである。

P13

- (5)『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』日本図書館協会編 1994年 P29
- (6)『図書館ハンドブック 第5版』日本図書館協会編 1990年4月30日 P69-70
- (7) 同上 P70
- (8) 前出『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』 P29
- (9) 塩見昇「図書館における『利用者の秘密』」『図書館は利用者の秘密を守る 図書館と自由第9集』日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編 1994年 P11
- (10) 前出『「図書館の自由に関する宣言1979

年改訂」解説』 P 39-42

(11) 同上 P 39

(12) 前出『図書館ハンドブック 第5版』
P 75

(13) 同上 P 75

(14) 前出『図書館ハンドブック 第5版』
P 70

(15) 前出「図書館の自由における『利用者の
秘密』」『図書館は利用者の秘密を守る図
書館と自由第9集』 P 16

(16) 前出『「図書館の自由に関する宣言1979
年改訂」解説』 P 8

(17) 同上 P 11-16、P 28-29

(18) 『「図書館の自由に関する宣言」採択40年
の現在を検証する』『平成7年度新潟全国
図書館大会記録』全国図書館大会実行委員
会 1996年3月15日 P 187-201

(19) 前出『図書館は利用者の秘密を守る図
書館と自由第9集』 P 57-76、P 126-142

(20) 『図書館の自由に関する事例33選 図
書館と自由第14集』日本図書館協会編 1997年
6月30日 P 157

(21) 『図書館の自由を考える』渡辺重夫著 青
弓社 1996年9月3日 P 9

〔参考文献・資料〕

- ・『図書館雑誌』(1987年 vol.18 No.8)
日本図書館協会

- ・『図書館雑誌』(1990年 vol.84 No.4)
日本図書館協会

- ・『図書館雑誌』(1994年 vol.88 No.7)
日本図書館協会

- ・『図書館雑誌』(1955年 vol.89 No.5)
日本図書館協会

- ・『図書館の原則-図書館における知的自由
マニュアル(第3版)-図書館と自由第12
集』編纂アメリカ図書館協会知的自由部
川崎良考ほか訳 日本図書館協会 1991年
4月30日

- ・『図書館の自由とは何か アメリカの事例
と実践』川崎良考著 教育史料出版 1996
年5月30日

- ・『図書館には本がある 元館長の体験的公
立図書館論』黒子恒夫著 日外教養選書
1995年4月21日

- ・『現代用語の基礎知識1997』P 904-905、
P 912、P 951 自由国民社

- ・『imidas 1997』P 356、P 362 集英社

- ・『知恵蔵1997』P 301、P 319 朝日新聞社

- ・『日本大百科全書 20』小学館 1988年3
月1日 P 498

- ・『世界大百科辞典 25』平凡社 1988年4
月28日 P 31

- ・『ブリタニカ国際大百科事典 17』TBS
ブリタニカ 1994年3月1日 P 448-451

図書館における利用者のプライバシーについてのアンケート

アンケート対象館 県内公立図書館15館（各館A～Oで表記）+浦添市立図書館（〔浦〕で表記）…計16館

1. 利用者情報についてお答え下さい。

(a) 利用者の情報を記入する用紙の種類は？（あるだけすべて記入して下さい）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. 利用カード登録用紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
イ. コピー申込用紙	○			○	○	○	○		○	○		○			○	○	10
ウ. 予約・リクエストカード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
エ. A・V館内視聴申込用紙				○												○	2
オ. 弁償・紛失届	○			○	○	○		○		○		○			○	○	9
カ. その他			○			○										○	3

その他の内訳 特別貸出申込書、仮カード発行申込書、レファレンス説明用紙。浦：日誌類、督促帳簿、各担当補助簿、メモ類、特別貸出申込書、投書用紙、レシート（利用者番号）、寄贈者申込書、集会室利用申込書、集会室利用者申込書

(b) 利用者の情報（氏名や住所など）が記入されている用紙を、どのように処理していますか？

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. コンピュータ登録or利用者に提供後すぐ廃棄						○	△						○				3
イ. 一定期間保存後廃棄	○		○	○				○	○		○	○			○		9
ウ. 永久保存（廃棄しない）		○				△											2
エ. その他						○				○						○	3

その他の内訳 ・入力後、再度チェックしてから廃棄。・利用申込書は開館以来保存。・リクエスト用紙は資料を貸出した時点で廃棄。・記入するものによって処理が変わる。浦：各用紙とも必要な期間を過ぎたら各々で積極的に利用者情報部分を廃棄する。その際、書誌事項データとして必要な部分は取っておく。メモ等には必要以上に記入しないように心掛けている。メモを取っても用が済めば廃棄する。また、帳簿として保存するものには、特定できるような利用者名・利用者番号は記入しないようにしている。しかし、集会室利用や講座参加などの名簿は手付かずではないか。*F館の△印は、「ア. すぐ廃棄」はリクエスト用紙、「ウ. 廃棄しない」は利用申込用紙。*イ. 一定期間保存後廃棄の保存期間は検討中の1館を除いて各館とも1年。

(c) 廃棄方法について教えてください。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. 焼却							○	○		○		○		○			5
イ. シュレッダー	○	○													○	○	4
ウ. そのまま						○			○		○						3
エ. 業者へ																	0
オ. その他					○											○	2

その他の内訳および備考 ・手で破り捨てる・廃棄はまだしていない。・リクエスト用紙はそのままチリ箱へ棄てている。浦：細かくちぎる。

2. 利用カードを忘れた場合

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. 貸出可	○	○	○		○	○	○			○		○	○		○	○	11
・証明書の提示																	0
・「カード忘れ用紙」などに記入	○		○			○	○									○	5
・口頭で確認		○			○					○			○		○		5
・その他										○	○		○		○		5
イ. 貸出不可				○													1

その他の内訳および備考 ・「カード忘れ用紙」記入事項(住所・氏名・TEL)。(口頭で確認する事項(住所・氏名))。「カード忘れ用紙」記入事項(住所・氏名・TEL・生年月日)。(ブラウズ式・利用カードなし)。(口頭で確認する事項(氏名)・仮貸出券)。(カード預かり(利用カードは個人々に渡さずに図書館で保管して貸出。))

浦：「カード忘れ用紙」記入事項(氏名・TEL)。D館の貸出不可理由・利用カード発行時に注意してある。紛失した場合は、仮カードを作成して貸出(半年使用)。

3. 予約・リクエストの連絡方法について

(a) 予約・リクエストの連絡方法は？（複数回答可）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. 電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
イ. ハガキ	○		○		○											○	4
ウ. 封書				○		○											2
エ. その他			○									○	○				3

その他の内訳および備考 ・FAX。・まれに封書。・口頭。

(b)「ア. 電話」と答えた館

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. 電話では必ず本人に連絡する		○		○									○				3
イ. 伝言の場合もある	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	14
・書名も伝える																	0
・書名は伝えない	○		○	○		○	○		○	○		○		○			9
・その他(ケースバイケース)					○			○			○				○	○	5

ウ. 伝言の場合の事例を教えてください。(事例抜粋)

- ・「〇〇さんの予約してある本が準備できていますので伝えて下さい」と伝言し、本人に再度確認電話する。「本人に連絡してある」と回答を得たら可。

保留・〇〇さんの予約した本『××』が戻ってきました。1週間取り置きしておきますので、その間に借りにいらっしゃるよう、よろしくお伝え下さい。

- ・〇〇さんがリクエストなさった図書が入手できましたので、何日以内においで下さるように伝えて下さい。

浦添: できるだけ本人以外には書名は伝えないようにしている。しかし、小さな子どもの予約の場合、お母さんが「書名を教えてください」と言われたり、予約・リクエストを夫婦・家族でよくなさる方々から「書名を教えてください」と言われた場合、書名を伝えたりしている。

(c)「イ. ハガキ」と答えた館

	A	C	E	浦	計
ア. ハガキには資料番号のみが記されている		○	○		2
イ. 書名も記されている					0
ウ. その他	○			○	2

その他の内訳 浦添: 予約・督促ハガキは資料番号のみ。予約・リクエストハガキには予約かリクエストか、本、雑誌、CD、テープなどを記入している。

4. 貸出記録について

(a) 貸出方法は

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ア. コンピュータ	○	○	○	○	○	○	○						○		○	○	10
イ. ブラウン式								○	○	○	○	○					5
ウ. ニューアーク式																	0
エ. その他														○			1

その他の内訳 ・手書き

(b) 利用者の「貸出記録」は、資料の返却後消去される

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
はい				○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	11
いいえ	○	○	○							○				○			5

備考 浦添: ただし、返却両面でその資料の最終貸出者を調べることができる。

(c)「いいえ」と答えた館は、どういう記録が残りますか?

	A	B	C	J	N	計
ア. 冊数の記録が残る	○	○	○		○	4
イ. 今までにどの資料を借りたかが分かる				○		1
ウ. その他						0

(d) 貸出記録や登録情報に関する情報の調査を依頼されたり、求められたことがありますか?

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	浦	計
ある		○	○	○	○	○											5
ない	○						○	○	○	○	○	○		○	○	○	10

「ある」と答えた館は事例を教えてください。

- ・本人からの未返却本の確認。
- ・“トリカブト”について書かれた資料を調べに来た利用者はいるか、との警察からの照会。
- ・落とし物として、警察に利用カードが届けられているが連絡先を教えてください。

- ・「利用カードを拾ったので本人と連絡を取りたいので連絡先を教えてください」。
- ・警察からの依頼で「拾われたサイフの中に利用者カードが入っていて本人に連絡を取りたいのでTELを教えてください」など。

(e)「ある」と答えた館は、どう対応しましたか？

	B	C	D	E	F	計
ア. 一切応じなかった		○		○	○	3
イ. 応じた	○					1
ウ. その他			○			1

対応事例 ・本人の求めに応じた。 ・「利用者には、図書館から連絡する」と警察から連絡先を聞く。
 ・図書館としては断る。こちらから本人へその旨、事情を説明して対応してもらう。 ・図書館から連絡する旨、了解してもらった。

(f) これから求められた場合の対応があげられれば、教えて下さい。(またはどうすべきかなど)

- ・「図書館の自由に関する宣言」に基づき、利用者のプライバシーの侵害を犯さないよう、情報の提供をしない。
- ・本人からの要求にのみ応じる。
- ・裁判所の令状がない限り一切応じない。
- ・(これまでと)同様な対応をしたい。
- ・警察等からの照会があった場合の対応→図書館が保管する個人の読書記録は、裁判所の令状がなければ警察官、検察庁、公安調査庁等の係官に提示する必要はない。警察がみえた場合の対応の仕方→まずはカウンターでは対応しないこと。捜査令状(照会状は、捜査令状とは違う。)→捜査令状がでてきてはじめて、協力することになるがすべての資料を提供するわけではない。「捜査の必要性」の可否。
- ・館長、他職員と協議し決定する。
- ・応じないと思うが…。田舎でみんな知り合いのような地域なので、軽く「〇〇さんの子ども」といったような気軽な受け応えは今でもしていたような気がする。

浦添：外部には出さないことが望ましい。その立場を守りたい。

5. 全館的に利用者情報や利用の記録等について留意していることがあれば、なるべく詳しく教えて下さい。また、その根拠は何ですか。(条例や図書館施行規則等で個人情報の保護などをうたっているかどうかとも記入してくださいと助かります。)

- ・利用者のプライバシーを犯さない。個人情報外部に提供しないよう一定期間を経て、記録類はシュレッダーで消去する。
- ・本人以外には情報を提供しない。
- ・目的(資料の貸出)外に個人情報は提供しない。 根拠—個人情報保護条例
- ・「図書館の自由に関する宣言」を守り、関係団体と協議していきたい。
- ・利用者のプライバシー保護の観点を最優先している。
- ・「図書館の自由に関する宣言」を利用者にも知らせている。図書館設置条例第5条(利用者の秘密を守る義務)→第5条 図書館は、資料の提供等の活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。
- ・秘密厳守を心掛けている。
- ・狭い地域で馴れ合いになって、利用者情報などのプライバシーに関する事を深く考えていなかった。今後、職員同士の話し合いなど、勉強していかなければ図書館人として失格。いろいろ検討していきたい。
- ・督促ハガキには資料番号のみ表示。コピー申込書はシュレッダーにかける。図書館の設置及び管理に関する条例(利用者の秘密を守る義務)第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

浦添：個人情報保護条例あり(浦添市)。図書館条例の中の一文にあり(市立図書館)。

図書館名

A＝沖縄県立図書館 B＝沖縄県立図書館宮古分館 C＝那覇市立中央図書館 D＝宜野湾市民図書館
 E＝沖縄市立図書館 F＝具志川市立図書館 G＝石川市立図書館 H＝北谷町立図書館 I＝金武町立図書館
 J＝知念村立図書館 K＝本部町立図書館 L＝平良市立図書館 M＝城辺町立図書館 N＝多良間村立図書館
 O＝石垣市立図書館 浦＝浦添市立図書館

「要求」は情報 —リクエストサービスの足場を固める—

森 田 牧 子

1. はじめに

開館から早くも12年を迎える当館では、当初から貸出しを中心とした市民本位のサービスを心がけ、きめ細かな質の高い図書館運営をめざしてきた。

本稿でふれる予約・リクエストサービスについても、県内外の先例に倣い、貸出開始当日からの導入をみている。

その頃配布された利用案内(1985年4月発行)には、「リクエストー読みたい本が見つからないときは、遠慮なく職員へおたずねください。予約の申込みができます。お求めの本が入りましたら、連絡いたします」と記(しる)されている。それが現在では、改訂された利用案内で予約・リクエストサービスとして「借りたい資料が図書館にないときは、予約・リクエストしてください。可能な限り提供します」(1997年11月発行)と広報されるに至る。

ここで当館の言う予約はいわゆる「リザーブ」であり、所蔵貸出中資料の確保に相互貸借を含む奉仕係的な仕事と認識される。対してリクエストとは、所蔵がなく要望により新規入手を伴うものであり、業務上資料系の範疇に含まれる。通常この二つを総称して「予約・リクエストサービス」と呼んでいる。

資料係でリクエストに関わり始めて1年半が過ぎようとしている私の業務は、本館とB.M. 用一般書リクエスト図書の購入及び県外図書館からの借用である。

一般書のリクエストという、図書館におけ

る星の数ほどのサービスポイントのひとつに過ぎないこのポジションで、日々感じることを中心に、同サービスの根幹となる考え方を繙き、先達の思いにもふれながらリクエストについて考察したい。

業務分担の都合上、ここでふれるものは主として一般書のリクエスト(一部予約含む)論であり、広い視野に立ったものとはとても言えない。しかし実務を通して得たことを書き留めながらも、なにより徹底的に同サービスの足場固めを試みたいと思う。

サブタイトルの所以はそこにある。

2. リクエストサービスの来し方(歴史的背景・意義など)

(1) 辞書をめくって

国語辞書をひき、「リクエスト」なる語を確かめてみる。『広辞苑 第4版』(岩波書店)には①要求・請求・注文。②ラジオ・テレビなどで、聴視者から出す希望、とある。

では英語辞書ではどうか。『新英和大辞典 第5版』(研究社) ①要請・要望・懇請 ②需要③願い事・頼み事・要求物・リクエスト曲④懇請文・請願書等とあり、別の辞書にも同様の記述に加え「人気・注文」等の語を見ることができる。

残念ながら日英ともに、「図書館に於けるリクエスト」の項目を見いだすことは出来ず、意外な感じを受けた。

「資料のリクエスト」は、まだ一般に認知され得る事柄ではないのか。

日本はまだしも、図書館活動の先進地においても。

(2) 佐野友三郎と伊波普猷

1915（大正4）年に当時山口県立山口図書館長の職にあった佐野友三郎は、自館の図書館報の中で「予約書（現在のリクエスト資料）の選択心得」と、「帯出中図書の取り置き（現在の予約）」についてふれている。(1)

「館外帯出（現在の貸出し）論」「巡回文庫（現在の移動図書館）論」等、先進的な図書館論の展開で名高い彼の影響をうけた図書館は少なくはなかっただろう。

沖縄においては、1910（明治43）年に当時の沖縄県立沖縄図書館長伊波普猷が、新聞紙上で利用者に次の言葉でもって呼びかける。「お望みの書籍にしていまだ本館に具へてない□はある方法でなる丈早く取寄せると言う風に諸君の便利を計つてあります」と。

また彼はこれも新聞紙上を借り、匿名で資料の購入提案をした那覇の某氏にあて言う。

「希望の図書は図書館に備えてあります。同類の図書も多少置きましたので、ご利用くだされば便利かと思ひます（要約）。」(2)

その言葉は現在のリクエスト論そのものであり、彼の先見性は国内においても稀少で、特筆すべきことである。

余談ではあるが、伊波は県立図書館建設準備の段階である1909（明治42）年に県外視察にでかけている。その視察先の一つに山口図書館があるため、十分に前出の佐野との接点が考えられる。(3)

これらのことの解明を含め、日本におけるリクエスト制度の黎明期については、研究の待たれるところである。

(3) その後

リクエストを含む「予約制度」は、戦前一部図書館で行われたが、1960年代に図書館問題研究会(略称：図問研)の運動により急速

に普及してきた。

図問研が、1974（昭和49）年、予約サービスを定着させようと掲げた「三つの方法・五つの条件」は多くの知るところである。(4)

求める資料を、草の根分けでも探し出し提供するという言葉も、このころ生まれた。

前後するが、1970（昭和45）年『市民の図書館』では、利用者の求める資料を確実に提供し、満足され信頼されてこそ利用者に相手にされる図書館になる、としている。

最近では、生涯学習審議会社会教育審議会施設部会図書館専門委員会は「公立図書館の設置及び運営に関する基準 1992（平成4）年5月21日生涯学習審議会」の市町村立図書館における貸出しの項で、「（前略）予約制度の採用等により、住民への貸出しを促進する体制の整備に努めるものとする」と策定している。

また、「公立図書館の任務と目標 1989（平成元）年1月日本図書館協会図書館政策特別委員会」でも、「図書館は住民が求めるどんな資料でも提供する。そのためには、所蔵していない資料も含めて予約に対応できる態勢を整える」とされる。

現在私たちの知るところのリクエスト業務は、これらの考え方をバックボーンに、当館を始め今日ではほとんどの公共図書館で導入をみていると言われ、ある意味では定着したサービスであるといえる。

3. 地方自治（行政）におけるリクエスト

では、このように理解されるリクエストを、行政の中にどう位置づければよいのか、「要求」という言葉に置き換えて考えてみた。

加えて、いろいろな観点から「要求」を見とめることにしたい。

(1) 住民ニーズ

リクエストは利用者からの要求であること

から、これは住民ニーズのひとつと言えよう。

『地方自治の現代用語 新版』では、「地方自治体の行政は住民の福祉の向上に資するためのあらゆる政策を実現することを主眼とし、住民ニーズは都市化・高齢化などの社会状況の複雑化によって、地方自治体に対する様々な要求となって表出している」と解説している。

別の項では要求のマイナスイメージである住民エゴについて触れ、住民の間に見られる自己利益だけを無条件に優先させる態度ではあるが「住民の利益を率直に表明している側面があることは無視されるべきでない」と言っている。(5)

(2) 住民参加

「法制度上保障されている政治参加の枠にとどまらず、(中略)当該地域の住民が直接に参加すること」を住民参加といい、市長への手紙、市民相談室の設置、地域懇談会等を行行政主導型の参加、住民運動による反対・陳情・請願を運動主導型の参加と言う。(6)

リクエストは、個人的でより直接的な、どちらかといえば運動主導型の、比較的加わりやすい、住民参加のひとつのかたちなのではないかと私は考えている。声高でない、物静かな要望とでも言うべきか。

当市においても、「市民に開かれ、そして市民参加ができるような民主的な政治」(『広報うらそえ』1997年2月号)がコンセプトとして打ち出されている中、図書館におけるリクエストも、住民参加の一端を担うと、確信するものである。

4. 学習要求とリクエスト

(1) 学習権・知る権利の保障

憲法と図書館との関わりは、次のようにまとめられる。

図書館を利用する国民の権利は、日本国憲

法が保障する国民の教育を受ける権利(学習権)、国民が情報を入手する権利(知る権利)、国民の政治への参加(参政権)、国民が余暇を享受する権利(余暇享受権)等に加え、教育の自由は勿論のこと、生存権にも無関係ではないとされる。

また今年施行50年を迎える教育基本法では、個人の価値をたっとび、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期するとされるが、これは図書館の究極の目標であるとも言われている。(7)

これらの考えを受けて1949(昭和24)年に制定された社会教育法は、権利としての社会教育を実現するために、国や地方公共団体の責務を明確にし、具体的に保障する手だてを述べたものである。全編を貫くのは社会教育の自由の理念であり、「民意反映・住民参加」の策も講じられている。(8)

(2) 図書館法

図書館法第三条には「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に添う」とあり、これを法の草創に関わった西崎恵(めぐむ)は次のように解説する。

「そのサービスの活動が本当に住民から喜ばれるには住民の希望をよく把握して、これに応ずるように活動しなければならない。

住民本位、サービス本位の図書館は、必ず土地の事情や土地の住民にぴったりと結びついた図書館でなければならない。」(9)

しかしそれは簡単なことではなく、日常的に示される一つ一つの要求に応じていく活動の中でみえてくるものなのである。(10)

憲法に始まり図書館法に息づく、住民主体の自由な学習の公的保障の在り方。そこに図書館におけるリクエストサービスの意義も、ほの見えて来よう。

ここでは多くふれないが、図書館は資料収集の自由を有する、とした「図書館の自由に関する宣言 1979(昭和54)年改訂」と

ともに、これらの理念は、現場にいる私たちの拠り所ともなっている。

(3) 教育施策のなかで（生涯学習・社会教育）

沖縄県教育委員会編集の『教育主要施策平成8年度』では、主要施策の第1に「生涯学習の推進」をあげている。

また第4「社会教育の充実」では、社会教育基盤としての図書館の整備充実、学習需要の増大を背景とした社会教育の充実・強化についてもふれている。

浦添市教育委員会の重点施策でも、社会教育の一層の拡充の中で、図書館の整備充実が約束されている。⁽¹⁾

勿論どちらも、直接リクエストについてふれているわけではないが、学習要求（ニーズ）を受けとめ、その多様化に即していこうという意気込みが確かに感じられるところである。

蛇足だが、生涯学習や社会教育の中心にいるのは、紛れもなく市民一人一人であり、図書館と他の社会教育施設の違いは、多様な資料を保有し、それを市民に日常的に提供しているということである。図書館においては、多様な学習ニーズに対して、それに見合った豊富な資料をもって個別に対処しなければならない。図書館と資料を切り離さない限りその役は変わることがない。

この視点なくして真の生涯学習・社会教育の充実はあり得ないと私は思う。

5. 経営学に学ぶもの

(1) 顧客満足

顧客とは経営学で言うお客様・取引先・消費者などのこと。顧客満足とは、『知恵蔵1997』（朝日新聞社）によると「顧客に与える満足度を、最大にすることを中心に考える経営活動のこと」で、これまでも「顧客第一主義、消費者は神様」など顧客優先が言われてはいた。しかし現代では顧客の要求

は多様化し、ソフト面での要望が強くなった。このため、経営活動全体を顧客の満足を得られるよう変えなければならない状況になり、ここ数年の動きとして企業においては、満足度を高めることに着眼点を置いた、CS（customer satisfaction）委員会等が設置されるようになってきていると言う。

(2) 要求は情報

「顧客の声」の収集はこれまでマーケティング調査において、アンケートやグループインタビュー調査が活用されてきたし、POS（point of sale scanning）は、日々販売データを蓄積している状況ではあった。

しかしより具体的にニーズが読みとれ、かつ瞬時にわかるという点で、「ウォンツ・スリップ」「ニーズ・スリップ」「ニーズ・メモ」方式が有効であると言われる。

売場でお客の声（要望・不満等）を聞いた従業員が瞬時にそれをメモし、そのメモの声をどう活かすのかが検討される。顧客自身が忘れてしまうかもしれない情報が、鮮度のよい情報としてメモ用紙に残される。こうして集められた情報は商品開発や品揃えなどのデータとなる。顧客の声を迅速にビジネスに活かしていくには、「顧客から学ぶ」という意識改革が必要とされている。⁽²⁾

これは、図書館にも十分置き換えられる考え方である。というより、POSのデータ結果を利用統計、ウォンツ・スリップをリクエストカードや各カウンターの日誌に記入される利用者の問い合わせ（検索記録）・みんなのこえ（意見・要望等）等と見なすと、サービスの公式が共通であることがわかる。当館においても、リクエストカードやメモを活用し、資料構築に役立てているところではあるが、事後処理の仕方一つで後の発展をも左右しかねない企業とは、取り組みの度合いが異なっており、その真剣さ・分析力をぜひ見習っていきたいと考えるところである。

図書館活動の折々に得ることのできる無数の要求情報。リクエストに限らず、それは一本の電話の時もあれば、窓口での問いかけの時もあり、ひいては利用者自身がペンを執り図書館に歩み寄ってくれることもある。

コンピュータの統計では得られない、しかし貴重なデータとしてこれらの要求を把握し、積み上げて分析したものを、自己満足に止めず利用者へ返していかなばなるまい。

6. リクエストと収集方針

(1) 当館の収集方針とリクエスト

資料収集方針の概念とは主に次のようなものである。

「図書館が自らの責任において資料の収集選択を行うこと、その拠りどころとして収集方針・選択基準を成分化し公開する必要がある。」(『図書館ハンドブック 第5版』)

「図書館がどんな資料を集め、どんな蔵書を構築するかを示す選書の大綱であり、その図書館の設置目的・サービス方針などを基盤として編纂されるべきものである。」(『図書館情報学ハンドブック』)

当館資料収集の流れは次のようになっており『浦添市立図書館収集・整理マニュアル(1988年発行)』で定義され、簡略型が毎年館報で公開されている。

一般書の流れは次の通りである。

①図書館運営方針・原則 → ②図書館資料の収集方針 → ③図書館資料の選択方針 → ④(資料の種類別) 選択基準 → ⑤図書 → ⑥一般書

浦添市立図書館は、情報化社会にダイナミックに対応できる教育・文化・情報のための民主的機関であり、「いつでも、どこでも、だれにでも、なんでも」のサービス原則によって運営されると上記①で定義される。

それを受けて②では、公共図書館の任務は基本的人権の一つとして知る自由を持つ市民

に資料を提供することを第一義とし、市民の要求に基づいて、広く偏らずに資料を収集しいろいろな立場の思想の包含を大前提としている、とする。

また②の基本方針は8項目からなり、そのひとつに「市民のリクエストに応じて、資料を収集する」という項目が盛り込まれている。

③では特に留意事項として、中立性を強調し、また「〇〇を収集せよ、という発想で選択し、蔵書により豊かな広がりを持つこと」「収集方針を市民に公開すること」とし、これらの考え方は時代に即応したものでなければならぬ、と結んでいる。

一般書の選択基準(平成8・9年度)の中でも「リクエストには積極的に応える」という一文が書き添えられている。

(2) 当館リクエストの一端

本館とB.M.ではそれぞれ一月平均約127件、及び18件のリクエスト(予約除く)を受け付ける。そのほとんどが一般書やA.V(オーディオ・ビジュアル)である。

本館での一般書リクエスト利用の男女比率は五分五分で、B.M.では女性が9割以上を占める。

今年度4月～10月処理分のリクエストをざっと見てみると、十進分類の0から9までをすべてカバーしていることがわかる。特に多いのは9類(文学)で3割程度、続いて3類(社会科学)が2割で、比較的6(産業)と8(言語学)類が少ない。

資料情報の入手先の方が新聞と雑誌類であり、次に「書店の店頭でみた」「読んだ本の後ろでみた」というのが多く、昨今では、インターネット上でみたということもままある。

ところで、最近のリクエスト資料を大別してみると、図書館法で「目的」としている「(一般公衆の)教養、調査研究、レクリエーション等」の3つにグルーピングできる。

a、教養 評論・概説書・入門書

例)『図解日本版ビックバンが見る見るわかる』
『拒絶された原爆展』『アダルト・チルドレン「癒しと再生」』『鷗外と茂吉』『ノーと言える中国』

b、調査研究 参考図書・学術書

例)『国民衛生の動向1997年』『コンピュータアーキテクチャ』『消費生活概論』

C、レクリエーション 趣味・娯楽

例)『ビーパル・アウトドア・ブックレット』『はなまるマーケットレシピ集』『夢ワイン』『竜野武者行列殺人事件』

この少々例示からも、ニーズの幅広さと市民の活用ぶりが見て取れるのではないかと。

その他特記するなら、上記bに関して、あきらかに資格・単位取得関連が目につく。

レファレンスでもテキスト・レポート関係の問い合わせは多く、この場合質問者はほとんど社会人のように見受けられる。

彼らが例えば通信課程等で学ぶとき、県外にある大学図書館を日常的に利用することは難しい。また、資料構築がこれからというような地元学校等の学生の足も必然的に公共図書館へ向く。課題解決のために図書館員に尋ね、書架に資料がなければ、当然リクエストが生じるというわけである。

数多くの人の向上心にふれ、私たちも気の引き締まる思いがするし、社会教育施設としての図書館の利用の定着を肌で感じることができる。しかし、どの人も希むものにたどり着いているだろうか。この図書館の資料は本当に有用なのか。娯楽やレクリエーションや一般入門書等の充足も気になるところである。

少ない予算で大学図書館の役割をも担うことは大変難しいけれど、体を動かして応えていくしかないだろう。

(3) リクエストの実際

リクエストの取り扱いについては館をあげて積極的に取り組んでいるところであり、今

年度も一般書では、要望のあったもので入手できるものは全て購入してきた。但し、出版・流通上の理由(品切れ・絶版など)を事故伝票等で確認できたものに関しては、購入をあきらめ県内外の図書館を頼っている。

では当館がリクエストの中で資料提供を断るのはどんなときだろうか。

過去には、非常に高価かつ専門的であり、日頃の利用動向を見ているとこのジャンルの資料が活用されるとは考えにくかったため、大部な図書を購入しなかったことがある。

最近、少々考慮の期間を要したのは2件あり、結果的にいずれの場合も提供した。

1件は宗教団体代表者の著作で、これはすでに数冊同著者の図書が書架にあったため断る理由がなかった。もう1件はコンピュータゲーム作成用の図書。ゲーム関連は、一度購入すると際限ないのではと懸念された。しかし、収集方針に抵触するとは思えなかった。

よって私の確認できる範囲(過去3年)では、内容による制限を加えたことはない。

だが、たとえば収集方針に明らかに抵触し、提供を迷う資料を要求されたらどうするのか。また、利用者がリクエスト制度を悪用⁴³しようとしたらどうするのか。知る権利はどこまで守られるのか・・・。

当館では先にふれた「図書館の自由に関する宣言」を雑誌コーナーに掲示している。

どんなときでも、誰のための図書館なのかを思い出し、要求をないがしろすることなく、また自主規制せず、提供できる道をさぐりたいものだ。

7. 当館リクエストの問題点

ここでは、当館のリクエストサービスにおける幾つかの問題点をあげる。

A、資料費(図書購入費)について

平成9年度は本館・B. M. の一般書リク

エスト分として、図書購入費全体の約14%、一般書総額の約3割が確保されている。一般書は当然その範囲内で、リクエスト資料購入をすることとなる。

平成7年度からは図書購入費が半減し一般書の予算も3分の1となった。

だが利用者の新刊図書ニーズは高く、予算減で新刊の購入点数が減少すれば、リクエストが一般書予算全体に占める割合が、反比例で増加し続けることも考えられる。

担当にとって資料を前もって準備できないことほど悔しいことはなく、ニーズの把握と共に今後も充分な資料費確保の努力が要されるところである。

B、選書体制について

当館は、資料の選択に際し職員全員による選書を心がけている。しかし、後で述べるが、リクエスト資料は「鮮度が命」とされており、全員選書では担当の手間と処理時間がかかるのがネックである。

ほとんどの職員がカウンターに立つ以上、資料要求の動向を知っておく必要があり、その点で、利用者からリクエストされた分を把握しながら、検討会を持つことがよいだろう。しかし、要求された資料の一つ一つに対し、職員が時間をかけて議論するのがはたしてベターなのかという疑問と、リクエストには積極的に応えたいという動きが相まって、現在は各担当を中心に購入を決定し、必要に応じて係内で相談しあっているのが実状である。

そんな現実と、全員選書のジレンマを何とか解決したいと考えている。

C、「利用者の時間を節約せよ」⁽¹⁴⁾

ランガナタンのこの有名な言葉を反芻する度に胸が痛む。書店の「客注」扱いで資料の入手をしているが、日数がかかりすぎている。

リクエストの流れをどうにか合理化し、手渡すまでの日数を短くできないか。

短距離選手の気持ちで、一分一秒の短縮を喜び、誇りにしたい。

D、職員の能力

ひとりの職員の持つ事務処理能力とはどの程度か。気持ちはあっても、他の仕事との兼ね合いもあり、なかなか思うように行かないのが現実としてある。

量をこなすだけで精いっぱい今日の今日、より質のよいサービス展開のためにも、職員のたゆまざる努力に加え、適切な数の担当配置なども再検討したいところである。

E、件数制限について

現在カウンターマニュアルで、リクエストはひとり1回(1日)につき5件までとなっている。予算や人員とのからみが大きな理由だが、利用者へのリクエストの機会均等も、ねらいの一つとされる。

そもそも、機会均等とは何か。リクエスト資料の回転数を見たとき、わずか1カ月で平均2回転(2回貸出し)、2カ月では平均3回転をしており、「ひとりの要求はたったひとりの要求ではない」(リクエストされたものはほかの利用者にも利用される)ことがわかる。

本当の意味で公平を期するなら、リクエスト自体を広く知らせることが肝要であり、1回当たりや1人当たりの制限を強化すればいいと思うものではないと思っている。

8. 結 論

大変残念なことに複数冊の図書が書架からなくなり、次の利用に供する事ができない場合がある。このような不明資料は、他の利用者の知る権利を阻むし、たいてい再購入になるので図書館側にとっては、リクエスト予算から支出される予期せぬ出費となる。

これでいいのだろうか。利用者と共に考えたいことである。

しかし、どのような問題があっても、図書館はリクエストサービスを追求し発展させな

なければならない。繰り返すが、それが図書館の努めだからである。

右の拙い流れ図の通り、利用者はいくつかのハードルを越えて要求を顕在化させる。

この道のりを見ても図書館は、そこにでてきたものを決して軽視できないし、何よりも人と一冊の本との出逢いのロマンを私たちはよく知っている。

利用者が飲み込んでしまった要求の数々にも思いを馳せながら、図書館の本質的な機能の一つとしてリクエスト（資料要求）に応えたい。と同時に、リクエストを通して図書館の資料構築に参画できるということを、利用者にも知らせる必要がある。

最期に、自分なりの言葉でリクエストを定義づける。

- ①リクエストは利用者と図書館の、資料を介した対峙である。また、資料収集における、信頼関係の上に成り立つ共同作業でもある。
- ②利用者は図書館に対し資料のリクエストができる。その利用目的は問われない。
- ③図書館は、収集方針や選択基準に基づいて所蔵の可否を決める。
- ④図書館は利用者からの資料要求に誠意をもって応える。また、迅速な提供を心がける。
- ⑤図書館は、資料要求を貴重な情報としてとらえ、収集方針や選択基準等の改訂及び資料の構築に確実に反映させる。
- ⑥図書館は、リクエスト資料購入のための予算を確保し、これを維持・拡大していく。
- ⑦リクエストは、利用者と図書館がその働きを全うしてこそ有効に作用するものである。

私は、この定義に添って業務遂行したいと思っている。

図書館利用者

(欲 求) → (選 択) → (要 求) → (入 手)

リクエスト

好奇心	図書館か	行 動	満 足
渴 望	購 入 か	意思表示	
	そ の 他		↓
潜在的		顕在化	次
	それぞれの		な
	メ リ ッ ト		る
	デメリット	名 前	要
	無料/時間	嗜 好	求
			/
		信 頼	不 満
	ハードル		↓
	心 理 的	権 利	再
	物 理 的		来
			再
	要求しない	参 加	来
			館
			し
			な
			い

← 資料要求の権利・資料維持の義務 →

9. 結びにかえて

私が今回書きたかったことはただ一つ、リクエストには数々の根拠があるということである。リクエストは法にてらしてみても、行政の中にあっても、何ら矛盾がない。

だがしかし、図書館の現場の数多くで実施されているにもかかわらず、理論化される機会があまりに少なく、ひどいところでは「あってもなくてもいいサービス」と誤認され、切り捨て論が浮上することがあると聞く。

そのようなむきに抗うために、この稿は書かれたと言ってよい。

図書館学者であり実践の人前川恒雄はこう言い切る。

「選択→利用・要求→選択という環が、利用者の知的好奇心・向上心と図書館員の質的向上の意欲によって、螺旋を描きながら上昇

してゆく」と。(15)

将来、どの辞書にも「リクエストー図書館での資料要求」というような項目が載るだろうか。それはきっと利用者の要求に育てられている私たちの動きにかかっているのだろう。

ここまで私は延々、リクエストサービスを肯定し、より発展をさせようと言う立場で筆を執ってきた。しかし、現実の問題についてもっと意見を聞き、再考する場が欲しい。

また、なかなか機会がなく、プライバシーに踏み込むようで問いかけづらい面があるが、リクエストを利用した方々の卒直な苦言・提言や、その制度を通して出会った本とのエピソードを是非お聞きしたいと思う。

これが、ささやかな願いである。

〔注〕

- (1) 石井敦編『佐野友三郎—個人別図書館論選集』日本図書館協会 1981年 P17、P27-28
- (2) 『伊波普猷全集 第11巻』平凡社 1976年 P241、P246
- (3) 渡口牧子「沖縄県立初代図書館長 伊波普猷の図書館思想」『研究集録 第26集』純心女子短期大学社会科 1983年 P118-140
- (4) 図書館問題研究会編『図書館用語辞典』角川書店 1982年 P637-638
- (5) 阿部斉〔ほか〕編著『地方自治の現代用語 新版』学陽書房 1996年 P46-47
- (6) 同上 P45
- (7) 森耕一「憲法・教育基本法と図書館」『図書館法を読む』日本図書館協会 1990年 P3-21
- (8) 長澤成次(せいじ)「住民の学習権保障と社会教育・生涯学習の法」『月刊社会教育』国土社 No470(1995年4月) P15-22
- (9) 西崎恵著『図書館法』日本図書館協会 1970年 P63-64
- (10) 前出『図書館法を読む』 P90
- (11) 『浦添市の教育 平成9年度』浦添市教育委員会 1997年 P10、P13
- (12) 高谷(たかや)和夫著『時間マーケティング』産能大学出版部 1996年 P122-129
- (13) 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編「寄贈・リクエストと収集の自由」『図書館の自由に関する事例33選』日本図書館協会 1997年 P41-46
- (14) S. R. ランガナタン著『図書館学の五法則』日本図書館協会 1981年 P9
- (15) 前川恒雄「図書館理論形成の方法 図書館選択論を中心に」『図書館界』VOL. 49・No.1. P13

〔参考資料〕

- ・『浦添市立図書館報 第13号』浦添市立図書館 1996年
- ・長澤成次「教育基本法五〇年と生涯学習振興整備法の現段階」『月刊社会教育』国土社 No498(1997年6月) P17-25
- ・武田哲男著『顧客管理の基礎知識』PHP研究所 1990年
- ・日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『収集方針と図書館の自由』日本図書館協会 1989年
- ・伊藤昭治〔ほか〕編著『本をどう選ぶか 公立図書館の蔵書構成』日本図書館研究会 1992年
- ・日本図書館協会編『図書館ハンドブック第5版』日本図書館協会 1990年
- ・草野正名編著『最新図書館学事典』学芸図書 1984年
- ・岩猿敏生〔ほか〕編『新・図書館学ハンドブック』雄山閣出版 1984年
- ・図書館情報学ハンドブック編集委員会編『図書館情報学ハンドブック』丸善 1988年
- ・丸山昭二郎監訳『ALA図書館情報学事典』丸善 1988年

東大本「琉球評定所書類」への若干の考察

徳 元 剛

「琉球王国評定所文書」についてはこれまで、『沖縄県史料』前近代編による「琉球評定所記録」いわゆる東大本の史料提示、浦添市教育委員会による国立公文書館本をも含めた『琉球王国評定所文書』刊行事業、『幕末日仏交流記』（中島昭子・小川早百合訳、中公文庫、1993年）によるフランス・琉球相互の史料対比などが行なわれており、それらによって琉球を含めたアジアの歴史学研究のための一つの基盤ができつつあるように思う。琉球と薩摩の関係も、単にこの二者のみで完結するのではなく、中国・朝鮮・日本、更にイギリス・フランス・オランダ・アメリカ・ロシアの欧米列強諸国を巻き込んだ国際関係・歴史形成を視野に入れて考える必要を、「琉球王国評定所文書」の一つ一つの史料が提起しているように思う。薩摩は異国船来航に関して、神経質なまでにその情報を琉球側に求めている。異国船来航・異国人逗留に関して「御飯屋方^{江茂}御届申上候。以上」と締め括られた連絡文書が「琉球王国評定所文書」史料の中にいかに頻出するかで、そのことがわかる。こういった関心が琉球処分時の明治政府による「琉球王国評定所文書」の接收、更に史料中の外交関係文書の抜粋写本、いわゆる東大本「琉球評定所書類」の作成につながっていったのであろうと考える。

東大本「琉球評定所書類」に関してこれまで、梅木哲人「『旧琉球藩評定所書類目録』について」（琉球大学・短期大学部1978年度特定研究紀要、1979年）、島尻勝太郎「評定所文書についての概観」（『琉球王

国評定所文書』第1巻総説、浦添市教育委員会、1988年）、高良倉吉「評定所文書をめぐる状況」（『旧琉球藩評定所書類目録』、浦添市教育委員会、1989年）、真栄平房昭「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察」（『九州文化史研究所紀要』35号、平成2年）などの論述がある。梅木哲人は東大本「琉球評定所書類」の来歴を不明としていたが（「『旧琉球藩評定所書類目録』について」）、少なくとも東京大学に正式に所蔵された時期は明らかである。表題の次の頁に「東京帝国大学図書印」が押印されており、その下に受入年月日が記されている。それによると昭和23年11月5日と昭和24年10月22日の受入である。「琉球王国評定所文書」の大部分が焼失したといわれる関東大震災（大正12年）から25年後、敗戦3年後に、上の抜粋写本が何らかの経緯で、東京大学に移管されたと考えられる。

また、梅木は東大本について「内容についてみると、時期的には文政期以後のものの筆写がほとんどである」（「『旧琉球藩評定所書類目録』について」）と指摘している。東恩納寛惇が『尚泰公実録』作成に使用した尚家文書が同じく文政年間以後のものであるとのことなので、それを符号と考えると、尚泰の治世がちょうど欧米列強諸国のアジア進出の時期に当たり、『尚泰公実録』に示された時代認識、つまり欧米列強諸国のアジア進出という危機意識が、近世末期から明治期に至るまで、琉球改め沖縄県を含む日本内部に連綿として抱かれていたことが想像できる。東

大本という抜粋写本は、日本側からのアジアについてのそういった危機意識を起因として成立したのではないだろうか。

東大本を考える時、気を付けなければならないことがある。琉球王国が存在していた時期に王国内の国政事情で行なわれた抜粋写本作業と、琉球王国が藩を経て沖縄県になり日本という範囲に参加した以降に行なわれた抜粋写本作業とを区別することである。欧米列強諸国を絡めたアジア情勢について「異国」琉球から情報を収集していた時期から、琉球処分によって日本の一部沖縄からその情報を収集できるようになったということである。東大本は、琉球王国内部で作成された文書を抜粋写本しているとはいえ、決して琉球王国一つの内部事情を問題にしているのではない。琉球王国を日本内部に取り込み、日本の範囲を確定した上で、欧米列強諸国の進出に対して日本を含むアジアがどう対抗できるかを模索するための参考史料として先ずあり、それを踏まえての東大本の抜粋写本作業であったと思う。この「琉球王国評定所文書」抜粋写本作業は、王国時代であれ日本参入時代であれ、判例を残すという普通の意味での作業としては継続していると考えられる。異国船来着は王国時代すでに、日本を含めての関心事であったからである。琉球王国が西欧列強諸国の進出を経験した以上、日本が抱いていたアジア危機意識を、琉球は薩摩を通して共感していたと思う。1879年の琉球処分という強行な手段にともない、「琉球王国評定所文書」が首里城から接收され内務省に移管されたとはいえ、好むと好まざるとによらず、そのこと自体の意味は琉球＝沖縄県の日本外交問題への参加・協力であったのではなかろうか。

かつては「古い日記で虫が食い痛んだものは、評定所の書記官たちによって新たに写し直された」（高良倉吉「評定所文書をめぐる状況」）という。東大本は「評定所の書記官」

に代わり、明治政府の役人によって写し直されたものであろう。内務省が作成した『旧琉球藩評定所書類目録』の明治36年謄写本が東京大学史料編纂所にある。真栄平房昭は「現在、東京大学法学部の法制史資料室に琉球王国評定所文書の筆写本196件が収められている。一括して『琉球評定所記録』とも呼ばれているそれらの写本は、東大史料編纂所蔵『旧琉球藩評定所書類目録』の番号や標題と一致することから、内務省系統の写本であることはまちがいない」（「琉球王国評定所写本に関する基礎的考察」）と述べている。東大本「琉球評定所記録」一部は、警視庁で我部政男により発見され現在国立公文書館に移管されている国立公文書館本と、元本・写本の関係にある。ここでは元本からの写本の傾向、また、同一写本の存在を1502号文書「亜米利加国船来着亜人天久寺へ止宿に付泊にて之日記」を例にとって、若干の考察としたい。

1. 同一写本の1例／1502号文書

マイクロフィルム撮影の際、国立公文書館と違い東大本は、冊の綴じ糸を外して帳ごとに撮影されている。その後また元のように糸で綴じるわけであるが、「琉球王国評定所文書」編集作業の一つとして、国立公文書館と東京大学法学部法制史資料室において毎年度幾回か、それらの機関に所蔵されている原文書と浦添市立図書館所蔵の影印本との照合が行なわれており、その際東大本の糸綴じの状態での見開きが、マイクロフィルムからの複写である影印本（1枚1帳で2ページ分）と1ページずつずれることになる。東大本は、書写を行なった者の字の癖はともかくとして、1ページ当たりの行数や1行当たりの文字数などは忠実に書写しようとしたと思われる。実際は間書部分の一部欠落や大幅なページ飛ばしが見られる。ここでは同系統の国立

公文書館本との比較というより、東大本の中に同文書が2部存在するケースが5つほどあり、その中の1つ、1502号文書2部を見較べてみる。

1502号「亜米利加国船来着亜人天久寺へ止宿に付泊にて之日記」(『琉球王国評定所文書』第7巻収録)は同一文書が2部存在する。これは一方が他方からの写本という関係にはない。なぜなら例えば次の(1)(2)が指摘できるからである。便宜上同一文書の一方をA文書、他方をB文書とした。

(1)『評定所文書』第7巻110ページ文書番号5の書簡(原文では朱の間書になっている)について、A文書には差出人「松堂親雲上／伊是名親方」の名があり、B文書にはそれがない(図1)。

(2)同巻114ページ文書番号10・11の書簡について、A文書には見開き2ページ分の脱落があり、B文書によってそれが確認できる(図2)。

つまりA文書とB文書が互いの不備を補い合っているともいえる。さらに同ページの行数、同行の文字数が一致していることから、同一文書、あるいはA文書とB文書の関係と同様の元本2文書からそれぞれ書写されていることが可能性として考えられる。

次いで同巻115ページ文書番号14-1の書簡について、A文書は文章が途中で切れていて、不注意な書写といえる(図3)。(2)に指摘したA文書の脱落は、偶然にも文章が続いているように読めるので、書写の間違いに気付きにくい、この場合はそうではなく、文章がまったく続かない。

本文以外の書写もあまり注意深いとはいえない。書簡の差出人名の脱落(図4)、結びの「以上」の脱落が見られたり(図5)、また一方の文書では行間朱書の訂正も書写されているが、他方の文書では朱書が省略されたのか、訂正された文字がそのまま本文に用いられている箇所もある(図6)。

1502号同一文書2部のうちA文書のほうの書写ミスはかなり目立ち、それらを簡単に拾い挙げてみてもこれだけある。

- ・見開き2ページ飛ばし 6カ所
- ・1文書飛ばし 1カ所
- ・差出人名脱落 11カ所
- ・宛名脱落 3カ所
- ・「以上」脱落 1カ所
- ・日付脱落 1カ所

さらに箇条書きを表す「一」が夥しく脱落している。

またB文書では、虫喰い部分があって文字が判読できない場合、虫喰いの形を筆書で示している。ところがA文書では、その位置の文字が判読できていて、虫喰いの形は示されていない(図7)。A文書が書写された後に元文書が虫喰いになり、さらにその後B文書が書写されたのだろうか。それともB文書のほうは虫喰い部分に妥当な文字を補ったのだろうか。

2. 東大本の傾向

東大本は基本的に「琉球王国評定所文書」の中の異国関係文書の抜粋であり、さまざまな標題を持った史料群でありながら。多くの史料がヨーロッパ列強諸国との関連で書写されていると考えられる。紙幅の都合上『琉球王国評定所文書』第2巻に収録された12文書についてのみ見ていくことにする。

1338号文書「従大和下状」は、道光24年秋から同25年春までの下状であるが、琉球館聞役・在番から摂政・三司官へ宛てた書簡が主であり、1347号・1381号文書の形式からいえば下案書に当たるものである。主にフランス船アルクメヌ号の来航、並びにフォルカードとオーギュスタン・コーの逗留についての書簡である。

1341号文書「案書」は、道光25年のものである。摂政・三司官から琉球館聞役・

在番へ宛てた書簡が主である。目録と本文の数が一致していることから、抜粋ではない。総数219件あり、その中75件が異国船関係の書簡である。文書番号「百四十八」から「二百十九」までの72件は異国船関係の書簡で占められており、本文書の表紙「道光式拾五年巳／案書／評定所」及び中表紙「道光二十五年巳／案書／評定所」とは別に、第2の中表紙「道光廿五年／案書」が付けられ、前半の雑多な書簡と区別されている。

1342号文書「御状案書」は、道光21年から同25年までの案書写であるが、この5年間の案書目録の他に、4件の案書が写されている。1件目は三司官から二階堂右八郎へオランダ品とそれについての書簡の取り計らいについて琉球館聞役・在番へ宛てた書簡である。2件目は三司官から有川勇馬へ宛てたイギリス品とそれについての書簡である。3件目は摂政・三司官から島津和泉他へ宛てたイギリス船・唐船・朝鮮船の漂着についての書簡である。4件目は摂政・三司官から琉球館聞役・在番へ宛てたフランス船の漂着についての書簡である。

1346号文書「辰秋走進貢船帰帆」は、道光24年の進貢船帰帆日記の抜粋である。アヘン戦争（1840～42年）後、中国とイギリスの間で結ばれた南京条約（1842年）が、この史料のキー・ワードであると思われる。

1347号文書「従大和下状」は、道光25年秋から同26年春までの下状と下案書である。下状が薩摩藩家老から摂政・三司官へ宛てた書簡、下案書が琉球館聞役・在番から摂政・三司官へ宛てた書簡である。本文写は下状が5件、下案書が37件である。どちらも異国関係のみの抜粋である。

1379号文書「廻文」は、道光24年から同26年までのものである。これも異国関係のみの抜粋といえる。

1380号文書「進貢船仕出日記」は、道

光26年のものである。西里喜行はその解題で、琉球逗留のフランス人・イギリス人を連れ帰らせるよう中国官人へ要請するための賄賂＝遣銀について「異国船渡来への対応に迫られて財政逼迫の状態を加速しつつあった首里王府には、十分な遣銀を用意することができない」といった状況があったことを指摘しており、進貢関係とともに異国関係の文書ともいえよう。

1381号文書「従大和下状」は、道光26年秋から同27年春までの下状と下案書である。本文写は下状が4件、下案書が45件である。梅木哲人が1347号文書の解題で指摘しているように、文書の体裁からして、1347号文書「従大和下状」に連続する文書である。本文写も異国関係が主である。

1382号文書「年中各月日記」は、道光27年のものである。本文写にも異国関係の書簡が目立つ。

1384号文書「産物方日記」は、道光26年から同27年までの同史料からの抜粋であるが、1件のみしか抜粋されていない。標題に「十五上」とあるので、本来であれば少なくとも16冊以上の関連史料が存在したはずである。

1385号文書「案書」は、道光27年のものである。目録が159件、本文抜粋が37件ある。摂政・三司官から琉球館聞役・在番へ宛てた書簡が主である。異国船来航に絡めた琉球・薩摩間のさまざまな動向が記されており、これも異国関係文書である。

1386号文書「訴訟写」は、道光26年から同27年までのものである。那覇佐事を始めいくつかの部署の勤務が異国人逗留により多忙となったこと、それを理由に増員などを申し出たことが記されている。

こうして見ていくと東大本は、ヨーロッパ列強諸国の進出に対するアジアの動揺を伝える史料群になっている。

(A文書)

(B文書)

四月廿四日
 且師書
 昨
 追南
 板良

(A文書)

(B文書)

一
退入城以文書告有未者未肯
方在湖南中以待退而後已
今日方以時分突圍船中傳言已破
小官之人兵二十四人斗刀鎗炮各樣外音樂
人十三人分至二十人槍泊港順前槽來
始午場以烈烈音樂發砲臺長中連五船
為居岸中

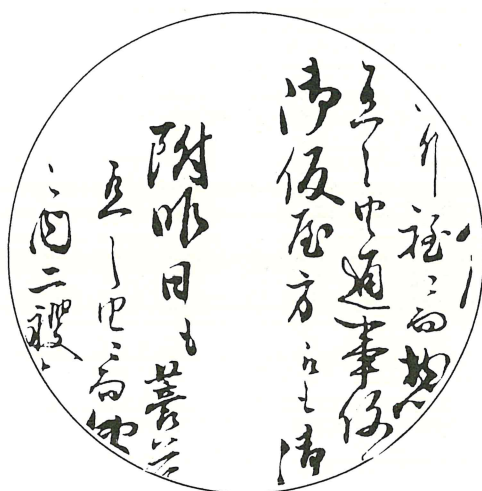
[illegible]

外百五十半減少
唐平水橋
右に江戸橋を一方に流す
此は江戸橋の
八月十日
富田親王
川平親王
天竺寺法華堂
天竺寺法華堂
天竺寺法華堂

外百中甲減少
一唐字如指介
右通沙伯尼方
以欣波谷人
八月五日
富盛親之
川平親之
天久寺法弄其卷陳言為人歌人方合方

図 5

(A文書)

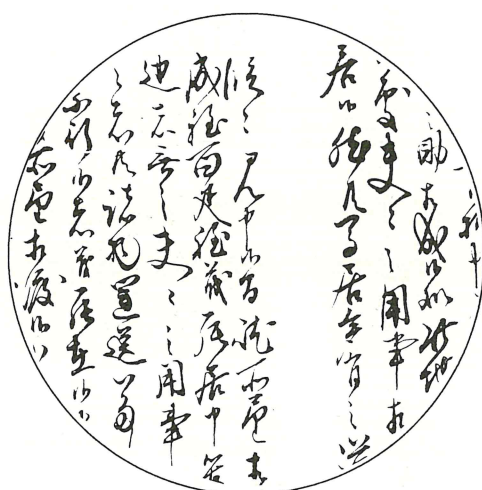


(B文書)

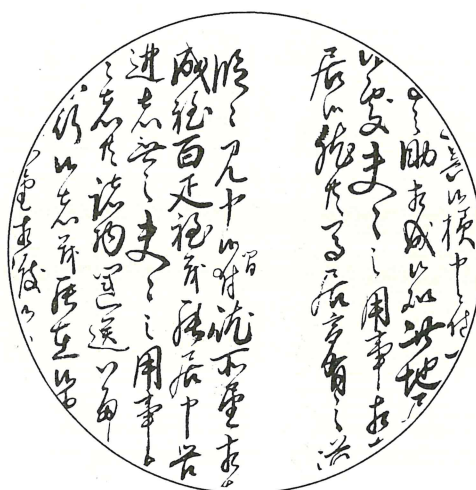


図 6

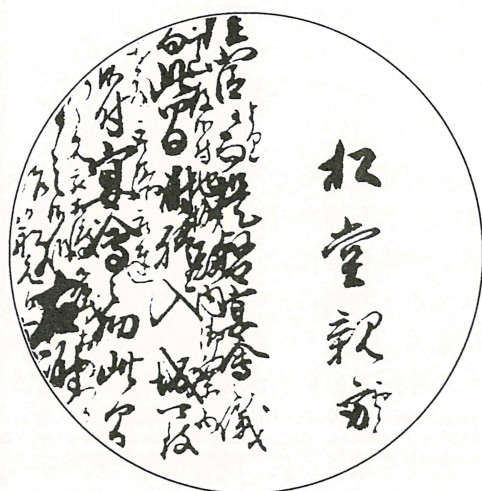
(A文書)



(B文書)



(A文書)



(B文書)



沖縄県における徴兵制度運営規定

－ 制度上の内容規定を中心に －

福 岡 且 洋

はじめに－問題の所在－

徴兵制度は近代国民国家体制において国家統合装置としての機能を有している。(1)このため、近代日本に沖縄が「編成」されていく過程において、この機能が実際どのように機能し役割を果たしたのか、すなわち、暴力装置を独占する近代国家が「新領土」、「国境」である地域に徴兵制度を適用するとはどのような意味があるのか、適用する時にいかなる問題が発生したのか、地域はどのような反応を示すのかという問題点を設定し分析することは、国民国家形成における沖縄を分析する一視点となりうるし、そこに分析の有効性が存在する。特に国民国家形成の問題点が、様々な意味で顕在化しやすいという「特性」を有している沖縄の徴兵制度分析は、近代日本における徴兵制度そのものの本質、問題を映し出す「鏡」であるといえる。

また、以上のような国民国家形成における沖縄の分析の有効性ととともに、近代沖縄県という場所に生きた人々と徴兵制度という関係から、沖縄県民の国防・軍事への関心・態度はどのように認識され形成されてきたのか、さらに、沖縄という地域において国防の運営とはどのようにおこなわれてきたのか、このとき国防とは誰のためにおこなわれ、運営に際して県民に何が要求されたのか。という問題点を背景にふまえながら分析することによって、現在の沖縄県における平和思想の構造、国防に対する認識という「現在問題」及び現代的文脈においても、有効な「鍵」を提示す

ることが可能であると考えている。

しかしながら沖縄近代史における徴兵制度研究は、沖縄近現代史の経験（ひいては現在）を踏まえると沖縄にとって極めてアクチュアルな問題に結びつくが故に、慎重な分析が要求される題材であり、かかる意味において本格的な研究は未だ少なかった。筆者はこうした研究現状を踏まえ且、問題意識に取り組むための基礎前提作業として徴兵制度の実態の解明を当面の分析すべき課題としている。

なかでも筆者がもっぱらその関心を注いできた、①制度施行の過程及び背景、②法制的な特徴、③徴兵制度をめぐる県民の反応等とは別に、沖縄県において実際徴兵制度がどのように運営されていたのか、という問題については研究蓄積が希薄な部分であるために、その解明の必要性を認識していた。本論はこの問題意識に基づき、沖縄県の徴兵制度運営についての若干の考察を試みるものである。

無論、制度運営の実態を解明するためには、行政組織の把握方法、担い手の問題、徴兵主体である県民の受け止め方等を明らかにすることが必要である。さらにはフィールドワーク、聞き取りなどの調査も必要となってくる。しかしながら、こうした分析及び調査については今後に譲ることとし、本論では分析対象として扱っていない。本論で扱うのは、この前提として徴兵制度が沖縄警備隊区内において、制度としてどのように執行及び運営の方法が規定されていたのか、また、如何なる運営状況であったのか、その内実について主に制度面からの分析を行うことを目的にしてい

る。具体的なアプローチとしては、① 徴兵署の設置、徴兵検査日割がどのように規定されていたのかその内容について、② 徴兵検査・入営の手續・方法及びその内容について、という二つの分析視点を設定した。なお、時期的には徴兵制度施行（明治31年）以降の明治期を対象範囲としている。この分析を行うことによって、沖縄警備隊区内における徴兵制度運営の制度上の規定内容を解明し、さらに次なる研究へ役立てたいと思っている。

一 徴兵署と徴兵検査日割

はじめに、実際に壮丁を徴兵に選抜する徴兵検査と会場となる徴兵署について、具体的に検討してみることにする。徴兵検査そのものは大凡4月から7月にかけて実施されるが、徴兵検査は、まず検査会場となる徴兵署の設置と日割について定められることから始まる。この徴兵署の設置は2月から3月にかけて、沖縄警備隊区司令官（徴兵官）と島司郡区長（徴兵官）の協議によって決められ、徴兵検査会場となる徴兵署設置場所・徴兵検査日、抽選日等が確定する。開設日割・場所はその後、郡区長から警備隊区徴兵参事員に対して通知され、県民には官報・広報・各郡区役所からの通達等により公示されるほか、同時に『琉球新報』『沖縄毎日新聞』といった新聞にも掲載され告知されることになる。

また、徴兵署開設日割が決定すると、「島司郡市長ハ其ノ徴募区又ハ検査区内ニ於テ毎日検査ヲ受クヘキ壮丁ノ順序ヲ定メ之ヲ壮丁ニ達シ」⁽²⁾とされ、郡区長によって壮丁の徴兵検査の順序が決定され通達されたのである。明治31年、沖縄県下初の徴兵検査時、沖縄警備隊徴募区内において開設された各徴兵署は、各郡区に1カ所ずつの合計7カ所（場所は重複するため4カ所）であった。那覇区は南陽館、（島尻郡・八重山郡・宮古郡是那覇区と同じ南陽館に併設された）、首里区は

沖縄師範学校附属小学校構内、中頭郡は普天間村中頭高等小学校構内、国頭郡は名護村大兼久高等小学校内に設置されている。⁽³⁾

徴兵署開設は5月15日の那覇区を初めに、首里区、島尻郡、中頭郡、国頭郡、八重山郡、宮古郡の順に開設され、全県の徴兵検査が終了したのは7月24日のことであり、実に2カ月以上の長期にわたるものであった。

このように長期にわたった理由は、本島内2区3郡の徴兵検査が1カ月内で行われているのに対して、宮古・八重山両郡の検査だけで1カ月余が費やされているからである。これは当時の交通事情の困難さを反映していると考えられる（表一の各年度を参考）。

徴兵制施行直後の明治31年における徴兵署設置の特徴は、島尻郡・八重山郡・宮古郡の徴兵署が各郡内でなく那覇区徴兵署に併設されていることである。本来、徴兵署の設置については「徴募区ハ一郡亦ハ一市ヲ以テ一区トナス」、「毎年徴募事務執行ノトキハ各徴募区及検査区ニ警備隊区徴兵署ヲ設ク」⁽⁴⁾と規定されているように、各徴募区毎に設置されるものであった。しかし、沖縄県の場合に関しては次の特例が存在していた。

徴兵事務条例補足第八条⁽⁵⁾

北海道及沖縄県ニ在テハ師管徴兵官ノ認可ヲ得某徴募区ノ徴兵署ヲ他ノ徴募区内ニ設クルコトヲ得

この規定を根拠に、明治31年の島尻・八重山・宮古3郡の徴兵署是那覇区徴兵署に併設されたのである。この措置は初年の明治31年のみ確認することができるために、初の徴兵検査に伴い、離島を多く抱える島尻郡・宮古郡・八重山郡の便宜を計る為の暫定的な措置であったと考えられる。

なお、明治年間において沖縄警備隊区内で開設された各徴兵署の郡区別の検査開始日・終了日・徴兵署設置場所及び合計については、

本論 44 頁～49 頁の「表一」の通りである。
(同表は『官報』及び『琉球新報』より作成し、確認可能な場合を記載した。) (6)～(19)

「表一」の明治年間の沖縄警備隊徴募区における徴兵署開設日割からは、次の諸点が導き出させる。

① 徴兵署設置数について

沖縄警備隊徴募区内で設置される徴兵署数は、年度によって多少の相違はあるものの、およそ 12 から 15 カ所である。郡区別で見ると国頭郡の設置数が平均 4 カ所、中頭郡・島尻郡が 3 カ所、首里・那覇区、宮古・八重山郡が平均 1 カ所となっている。国頭郡が人口比に対して徴兵署が多いのは、人口分布・地理・交通上による問題と史料できる。

② 検査日程について

検査日数は沖縄警備隊徴募区内で設置される各徴兵署において、壮丁人数に応じ 1 日から 4 日にわたり検査がおこなわれ、沖縄警備隊区全体ではおよそ 2 カ月を要していることがわかる。しかし、離島である宮古・八重山両郡の検査については未定もしくは定まっても「船便ノ都合ニ依リ変更」の場合があるため、予定通りにいかなかった可能性も高く、この場合 2 カ月以上要すことになったと推測できる。また、県内訓第八号「島嶼ニ於ケル壮丁便船ナキタメ受験シ難キ者ノ証明方」⁽²⁰⁾により、船便の都合上予定通り徴兵検査に出頭できない離島壮丁の不参証明方法が規定されていることから、離島の壮丁の側においても多分に、予定通り徴兵検査に出頭できない場合があったと考えられる。

つまり、多くの離島を抱え交通事情の乏しい沖縄警備隊徴募区の場合は、徴兵検査自身も長期にわたり、その上「宮古、八重山両島ノ検査ハ船便ノ都合ニ依リ一週間ノ遅延ヲ来スコト従来勘トセス」⁽²¹⁾というように、開設日割の予定通りに検査日程を消化することは困難なことだったのである。

③ 徴兵署（検査場所）について

徴兵検査が行われる場所については、「警備隊区徴兵署ハ島司郡市長ニ於テ適当ノ家屋ヲ選定」⁽²²⁾すると規定されていたが、沖縄警備隊徴募区の場合については例年の如く各郡内の小学校が検査場として使用されていることがわかる。このように徴兵検査会場として各小学校等が使用された理由としては、「明治四十三年度沖縄警備隊区徴募区概況」による報告が参考になる。同報告によると「検査場ハ善ク各郡区町村ノ小学校教室ヲ使用スル」とあり、それは「一般ニ広間ニシテ光線ノ射入宜シク器具備品等更ニ不便ヲ感セス」と、さらに那覇以外の地方では「特ニ本県ニ於テハ那覇区ヲ除ク外徴兵官一行ヲ宿泊セシムヘキ旅館ナキヲ以テ徴兵関係官公吏ハ皆学校ニ宿泊スルヲ以テ一層便宜ヲ得ル」というのが、その使用理由であったと記述している。⁽²³⁾

以上の諸点から、沖縄警備隊区内の徴兵署開設、徴兵検査については、「本県ノ如キ多ク離島ヲ有シ若クハ馬車ヲ通セサル交通路ニアリテハ風雨ノ障壁ニ困ル予定ノ変更ハ実ニ免レサル虞ニシテ諸事予定計画上苦心スル所ナリ」⁽²⁴⁾と指摘されるように地理・交通事情と検査場所の確保に問題があり、徴兵検査を計画的に実行する上において苦勞したことが確認できるのである。この意味で、沖縄県における徴兵制度の円滑な運営を遂行するためには、交通事情の改善が大きく関連していたといえる。

二 徴兵検査方法と入営手続の検討

1. 徴兵検査方法

続いて、徴兵検査の方法と手順について検討してみることにする。徴兵検査の目的とは、壮丁をその体格等に基づいて甲種・乙一種・乙二種・丙種・丁種・戊種の 6 種類に分類し、どの兵役に適するかを決定することである。

このため、初めに兵役の種類と体格別分類の関係について若干説明しておくことにする。

兵役は常備兵役(現役兵・第一補充兵・第二補充兵からなる)、後備兵役(常備兵が終了したもの)、国民兵役(在営義務なしで有事の際に召集される)の3種類から成り立っている。常備兵は、①2年間の在営義務がある現役兵、②在営義務はないものの120日以内の教育召集がある第一補充兵、③現役・第一補充兵にもれたものからなる第二補充兵の以上3種類から成立している。そして、常備兵役を終えた者は後備兵役に自動的に編入されることになる。常備兵役に対して国民兵役とは在営・召集義務も課せられていない兵役であり、「国民兵ハ戦時若クハ事変ニ際シ後備兵ヲ召集シ仍ホ兵員ヲ要スルトキニ限り之ヲ召集ス」^⑧と規定され、有事の際のみ召集義務があった。したがって、国民兵役というものの事実上は兵役免除に等しかったのである(表二を参考)。

壮丁の兵役を決定する上で必要であったのが、6種類の体格等位と疾病の有無である。明治42年3月の「陸軍省令第六号 徴兵検査規則」^⑨第三条によると体格等位の区別は以下のように規定される。

- 1 甲種 身長五尺以上ニシテ身体強健ナル者
- 2 乙種 身長五尺以上ニシテ身体甲種ニ亜ク者其ノ体格比較的良好ナル者ヲ第一乙種トシ之ニ亜ク者ヲ第二乙種トス
- 3 丙種 身長五尺以上ニシテ身体乙種ニ亜ク者及身長五尺未満四尺八寸以上ニシテ丁種戊種ニ当ラサル者
- 4 丁種 第二条ニ当ル者身長四尺八寸ニ満タサル者
- 5 戊種 徴兵令第二十条第一項第二項ニ当ル者

また、同規則第二条では疾病奇形として白

痴、盲、哑、象皮腫など22項目があげられており、これらの疾病により「服役シ得ヘカラサル者ハ不合格」^⑩と規定されている。以上の体格分類と疾病有無の検査によって「徴兵ハ前条ノ甲種、乙種及丙種ヲ合格トシ其ノ甲種及乙種ハ現役ニ徴スヘキ者丙種ハ国民兵役ニ入ルヘキ者トシ丁種ヲ不合格、戊種ヲ徴集延期トス」^⑪と各兵役への編入を決定された。

徴兵検査合格の体格は甲種・乙種・丙種の3種である。このうち、常備兵役(現役・補充兵)に適すると判断された体格分類は、甲種・乙一種・乙二種であり、国民兵役には体格分類が丙種、または近視等身体に欠陥があり、現役には不適切な壮丁が編入された。

なお、体格分類が丁種とは身長が短尺で兵役に適さない壮丁、もしくは「廢疾又ハ不具」の壮丁が編入され兵役は免除された。^⑫ また、戊種は体格未発達のため来年度再検査の基準に分類された壮丁が編入された。^⑬

このため、実際徴集される現役兵に服する対象となったのは徴兵検査において、甲種及び乙一種・乙二種に分類された壮丁である。しかし、甲種及び乙一種・乙二種に合格した壮丁全員が現役兵に服したわけではなく、甲種・乙一種・乙二種の順番で抽選がおこなわれ、この抽選に当選した壮丁が現役兵及び第一補充兵に服し、残りは第二種補充兵に編入することになったのである。このときの現役・補充兵の配賦人数については通常「壮丁ノ総数ヲ率トシ比例ヲ以テ之ヲ定ム」^⑭と決まっていたが、沖縄警備隊区の場合は「配賦ハ壮丁ノ総員ヨリ明治三十年勅令第二百五十八号第二項ニ当ルヘキ予定ノ人員ヲ除算シタルモノヲ以テ率トス」^⑮と規定されていた。

続いて、具体的に徴兵検査の方法についてみてみることにしよう。徴兵検査の当日になると壮丁は、「当日ニ至レハ市町村吏員ヲシテ壮丁ヲ引率メ徴兵署ニ出頭セシムヘシ」^⑯と規定されていたため、各町村を単位に各町

村吏員に引率される形で徴兵署に出頭する。この後検査が執行されるわけだが、沖縄における徴兵検査の手順を具体的に記述している史料としては、「明治四十三年沖縄警備隊区徴募概況」中「徴兵検査実施順序及方法」⁶⁴⁾がある。この史料は徴兵検査の手順・方法について以下のように記している。

検査実施順序及方法

- 一 毎日午前八時ヨリ開始シ先郡区事務員ハ壮丁ヲ呼入シ姓名番地等ヲ尋問シテ其本人タルヲ確メ之レニ壮丁名簿ヲ渡シ教育程度ヲ調査スヘキ学力試験場ニ至ラシム
- 一 学力試験場ニ於テハ学校長及職員ハ予メ県学務課ニ於テ選定シタル試験問題ニ依リ壮丁ノ学力程度ヲ試験シテ名簿ノ欄外ニ符驗ヲ記入シ身長測尺ノ処ニ至ラシム
- 一 司令部事務員ノ一名ハ測尺体重ノ秤定ヲ為シ郡区事務員ノ一名之ヲ名簿ニ記入シ視力関節運動ノ検査場ニ至ラシム
- 一 次級副医官ハ専ラ視力関節運動ノ検査ヲナス
- 一 高級副医官ハ専ラ聴力ノ検査ニ仕シ側ラ一般ノ体格ニ注意シ要スレハ次級医官ノ業務ヲ補助スルコトアリ
- 一 徴兵医官ハ身体各部ノ検査ヲ精密ニ実施シテ体格体位ヲ決定ス看護長ハ専ラ記註ニ従事シ終テ名簿ヲ交付シ徴兵官ノ前ニ至ラシム
- 一 身長検査終リシ壮丁ハ逐次司令官ノ面前ニ至リ壮丁名簿ヲ提出シ許可ヲ得テ退場ス
- 一 司令官ハ名簿ヲ検閲シ選兵上必要ナル諮問ヲ為シ選兵ノ上之ヲ郡区長ニ通達シ同官ハ一覽ノ后之ヲ事務員ニ回付ス
- 一 事務員ハ名簿ヲ受クル毎ニ之ヲ整理類別シテ仮決若クハ終決処分ヲナシ合格者ノ為メニハ抽選ノ準備ヲ為ナス

- 一 壮丁中身長定尺ニ満サル者及聾啞者ハ視力関節運動聴力検査ヲ略シ徴兵医官ノ許ニ至ラシム同官ハ一般ノ構造ヲ通視シタル后眼及陰部ノ検査ヲ為シトラホーム花柳病ノ有無ヲ確ム以后ハ前記順序ニ依テ退告セシム
- 一 壮丁中傷病不具若クハ伝染ノ疑アル患者又ハ発狂者ニシテ危険アル者ハ之ヲ場外適当ノ場所ニ於テ主任医官之ヲ検査シ処決ヲナセリ

この徴兵検査手続から次の諸点がわかる。

① 検査の種類

徴兵検査の種類としては、大別して学力・教育検査、身体測定、身体・体格検査、傷病検査の4項目にわかれており、これを体格別分類と同時に図で示すと本論最終頁の「表二」の通りになる。

② 学力検査

徴兵検査時においては、県の学務課において選定された学力試験問題を利用し、徴兵関係官吏、他に学校長・教職員が試験官となって学力検査が実施されていることがわかる。学力検査については若干時代は前後するものの、明治44年「県訓令甲第三号 壮丁教育成績調査規定」が定められており、同規定より内容をくわしく知ることができる。⁶⁵⁾

同規定は、徴兵検査時に徴兵署において壮丁教育成績調査を行なう目的を「小学校教育ノ効果ヲ検知シ教育上ノ参考ニ資スル」こととしている。成績調査は島庁郡区長の選定による小学校長・教員が調査委員となり、県庁で選定された国語・算術の2科目を1. 尋常小学校未卒業者（未就学と中途退学者に分類）、2. 尋常小学校卒業程度者、3. 高等小学校第二学年修了程度者、4. 高等小学校卒業者に区分して調査が行なわれた。また、その結果については島司郡区長によって調査書として調整され、検査終了日から2週間内に知事に報告するものと規定されていた。

学力検査については、壮丁教育調査規定とほぼ内容が類似している。このため学力検査は同規定制定の以前において行なわれていた準類似調査と考えられる。³⁶⁾ なお、こうした調査報告は県統計書、軍報告書における資料としての意味合いも有していた。

③ 身体検査

身体検査は大別すると視力関節検査、聴力検査、身体各部の検査の3種類あり、各検順に次級徴兵副医官、高級徴兵副医官、徴兵医官がそれぞれ主に担当して、また体格等位の決定は身体各部の検査終了後、徴兵医官によって決定されていることがわかる。

④ 例外の対処法

傷病・不具者、伝染病疑患者、発狂者等は危険視され、徴兵検査会場外において検査が行われていることがわかる。

⑤ 各検査担当者の一覧

○姓名確認

→郡区事務員

○学力検査

→学校長及び学校職員

○身体測定

→司令部事務員及び郡区事務員

○身体体格検査・視力関節運動

→次級徴兵副医官

○身体体格検査・聴力検査

→高級徴兵副医官

○身体体格検査・身体各部検査

→徴兵医官及び補助として看護長

この年の平均1日の検査人員は234名、平均検査時間は2分23秒から最長4分24秒であった。³⁷⁾ 徴兵検査が終了し、壮丁の体格分類が終わると徴集順序を決めるための抽選が行われる。現役兵・補充兵を選び出す抽籤方法は「抽選ハ徴兵官及徴兵参事員ノ面前ニ於テ抽選総代理人之ヲ為スモノトス、抽選総代理人ハ徵募区又ハ検査区毎ニ籤丁ノ選ヲ以テ二名若クハ三名ヲ出スモノトス」³⁸⁾と規定され、徴兵官以下検査官の面前にて身体

検査合格者の総代2・3名が抽選箱から壮丁当選番号が記された札を取り出し、この番号と壮丁名簿を一致させ選出するという方法であった。

この選抜者は通常司令官の任命であったが、初年度の沖縄警備区では特別に合格者からの選挙で選ばれたとされている。³⁹⁾ このときの現役兵・補充兵の編入優先順序は以下のように定められていた。

徴兵事務条例施行細則第二十二條 ⁴⁰⁾

現役兵及補充兵ノ編入順序ハ左ノ如シ

- 1 甲種合格者ニシテ徴兵令第二十八條ニ当ル者
- 2 甲種合格者ニシテ徴兵令第十三條第五項及第二十三條ニ当リ抽籤ノ法ニ依ラスシテ徴集スル者
- 3 甲種合格者ニシテ徴兵令第二十七條ニ当リ徴集スル者
- 4 甲種合格者ニシテ現役志願ノ者
- 5 甲種合格者ニシテ抽籤ノ者
- 6 乙種合格者ニシテ徴兵令第二十八條ニ当ル者
- 7 乙種合格者ニシテ徴兵令第十三條第五項及第二十三條ニ当リ抽籤ノ法ニ依ラスシテ徴集スル者
- 8 乙種合格者ニシテ徴兵令第二十七條ニ当リ徴集スル者
- 9 乙種合格者ニシテ抽籤ノ者

この順序でみると抽籤による徴集順位は最下位に位置している。しかし、順位一・二・三・四の者は徴兵令違反もしくは病気等による翌年入営者及び志願兵等であるため、当然この数により配賦を満たすことはなく、実際は抽籤による現役兵編入者が最も多かったのである。

2. 入営手順

選抜された現役兵が実際に各部隊に入営する期日は、「現役兵入営期日ハ毎年一二月一日トス」⁽⁴¹⁾と定められていた。通常、現役兵の入営方法は「現役兵入営ノトキハ先ツ連隊区司令部若クハ便宜ノ地ニ召集シ入営引率員之ヲ入営地ニ引率シ当該隊長ニ交付ス」⁽⁴²⁾と規定され、この召集地は連隊司令部であった。

しかし、沖縄県の場合は島嶼であること、現地連隊が存在しないという事情によって、徴兵事務条例第六十二条「島嶼ニ於テ本条例中ノ条規ヲ実施スルコト能ハサルトキハ師団長、地方長官協議ノ上適宜ノ方法ヲ設クルコトヲ得」⁽⁴³⁾及び、徴兵事務条例補足第十一条「沖縄警備隊区ヨリ徴集ノ現役兵入営ノトキハ地方吏員之ヲ引率シ当該隊長又ハ海兵団長ニ交付セシム」⁽⁴⁴⁾とされ、県知事によって任命された引率吏員によって本土の各部隊まで引率され入営することが規定されたのである。

このため沖縄県では、明治31年10月23日の沖縄県令第三十一号「現役兵引率員ニ関スル規程」において、「徴兵事務条例第六十二条ニ基キ本県ニ於ケル現役兵入営ニ関シ第六師団長ト協議ノ上左ノ通相定ム」と規定していた。⁽⁴⁵⁾

沖縄県訓令第三十一号

第一条 条例第四三条ノ召集地並召集期日確定シタルトキハ郡区長島司ハ期日迄ニ区間切島吏員ヲシテ現役兵ヲ郡区役所島庁所在地ニ引率セシメ更ニ郡区役所島庁員ヲシテ之ヲ召集地ニ引率セシムルコトヲ得其引率人員ハ郡区長島司適宜之ヲ定ムヘシ

第二条 補足第十一条ノ入営兵引率人員ハ県知事ニ於テ適宜之ヲ定ム

同規定によると、まず各間切島吏員が現役

兵を郡区役所島庁所在地まで引率し、この後各郡区役所島庁員が召集地まで現役兵を引率する、2段階による召集のしくみであることがわかる。沖縄警備隊区内における召集地は通常那覇港とされ、その後入営兵引率員によって各部隊へ引率され入営していった。

なお、この現役兵引率吏員について明治31年の時点では、各郡区における兵事主任の兼任という形になっている。各連隊への入営兵引率員は49頁の「表三」の通りである。⁽⁴⁶⁾

沖縄県の壮丁は「沖縄警備隊区壮丁ハ之ヲ第六師団第十二師団及ヒ海軍諸兵ニ徴集ス」⁽⁴⁷⁾と規定され、陸軍の場合は第6師団下の13連隊・23連隊（熊本）45連隊・46連隊（鹿児島）、第12師団下の14連隊（小倉）・24連隊（福岡）・47連隊（小倉北）・48連隊（久留米）、海軍の場合は佐世保海兵団というように、いずれも九州内の部隊に召集された。

沖縄県壮丁の召集の際に特徴としてあげられるのは、陸軍の場合、徴集兵種が歩兵に限定されていたことである。この歩兵限定の徴集は、明治37年の勅令四十八号「徴兵事務条例補則中改正」により沖縄警備隊区から近衛師団への採用が開始するまで継続した。⁽⁴⁸⁾ 沖縄からの徴集兵の全兵種への採用が開始されるのは、その3年後の明治40年の勅令二百五十四号「徴兵事務条例中改正」によってからである。⁽⁴⁹⁾ 沖縄県壮丁が当初、歩兵限定採用された理由として遠藤芳信は、近衛兵採用の資格条件として「普通教育程度」の水準があったためであり、沖縄出身兵は同水準をみたしていなかったと指摘して、「兵役意識、教育、日本語」の理解を問題としているが、この指摘は妥当であろう。⁽⁵⁰⁾

すなわち明治38年12月18日に、沖縄県知事奈良原繁は陸軍大臣に対して「陸軍諸兵徴集ニ関スル件」⁽⁵¹⁾を上申している。この上申において奈良原は、沖縄県においては「歩兵ノミヲ徴集セラルル」状態であるが、

日露戦争勝利後の沖縄社会は「教育ノ普及発達ト共ニ忠君愛國ノ精神ヲ啓発」し「毎年志願兵ヲ輩出セシ現状ナルノミナラス、実施以来入営兵ノ考科ニ依レハ成績佳良」となり、「一般ノ士氣大ニ振興シ国防ノ重ヲ曉知シ開進ノ氣運ニ趣シ状態」であると述べている。このため以後、沖縄県壮丁から「諸兵科モ徴集セラルル様、特ニ御詮議」してほしいと述べるのである。

つまり、奈良原は沖縄県壮丁が日露戦後を経て「教育ノ普及発達ト共ニ忠君愛國ノ精神ヲ啓発」する状態になったことを理由に、全兵種への採用を願い出していることになる。実際、沖縄県壮丁の全兵種徴集の上申は前述したとおり、その翌々明治40年、勅令二百五十四号「徴兵事務条例中改正」によって実現することになった。

このような陸軍の「対応」は何も沖縄県壮丁に限定された特質ではない。例えば、北海道に対する徴兵制施行においても同様の「対応」が見られる。すなわち、アイヌ民族出身の徴集は当初極めて「少数」であったが、この理由としてアイヌ民族における日本語の普及の不徹底が背景であり、「徴集がきわめて慎重に、いわば試行のような位置付けで行なわれていた」と指摘されている。⁶²⁾

この陸軍「対応」については当時の沖縄社会・沖縄県壮丁の「現状」にあわせた措置であったことは理解できる。つまり、「対応」は決して差別に収斂される形でのみで存在したのではなく、沖縄県の状況、歴史的地域性を考慮して図られたものだからである。したがって、従来沖縄県民への「差別化」であると評価されてきた陸軍「対応」はアプリオリな評価をすることでなく、国民国家における文化統合上の問題、軍人創出上の問題として、また「対応」を必要とさせた社会背景、沖縄県からどのような壮丁が徴集されたのかという「壮丁の質」、等について十分に吟味する必要があるといえよう。

おわりにかえて

以上、本論は沖縄県における徴兵制度研究をする上での前提分析という問題意識を踏まえ、明治期の沖縄県における徴兵制度運営・執行について、制度上の規定からその内容の検討を行なった。

分析は概略的に明らかにするにとどまったが、まず、初めに運営・執行上の特徴点を指摘すると、沖縄県が島嶼であるという地理的特徴及び交通事情があげられる。このため、制度を計画的に運営するには交通事情を改善させることが密接に関係していたのである。かかる状況は、徴兵署の確保、検査日程、入営等において多くの「困難」を伴い、徴兵制度を計画的に運営することに障害を発生させていたのである。つまり、明治期の沖縄県における徴兵制度運営とは、徴兵制度の理想的運営の実現（兵役認識の育成、徴兵制の徹底、壮丁の質の確保）という問題の他にも、制度自身の運営問題という極めて現実的な問題も持ち合わせていたということを指摘できるのである。制度上の規定については、以上のような事情を考慮した若干の運営方法の規定を除けば、徴兵検査方法、入営手続等において基本的には通常の場合と相違点、特徴点は存在しない。したがって、運営上に対する「特例」は存在しない。

しかし、ここで注意しなければならないことは、沖縄県という地域において徴兵制度を実際に運営するということには、このような「現実的な困難」を伴っていたということである。なぜならば、制度運営における問題は、徴兵制度の理念的な運営と現実運営の「差異」を助長させる一要因になったと考えられるからである。すなわち、沖縄県に対する徴兵制施行は極めて時期的な施行要因が強く、故に「国家意識の浸透度」が充分でないにもかかわらず、制度基盤整備・確立と同時に徴兵制の実質化についても同時進行させることが求

められるが、制度の理念的運営を目標にする行政側にすれば、かかる状況に現実の制度運営問題という負担が付与されていた意味は大きい。また、徴兵主体としての沖縄社会にすれば、行政の要求期待に答えることの阻害ともなり、逆に行政からさらに過負担を強いられるという状況を生む要因でもある。すなわち、両者間に「悪循環」「ゆがみ」を発生させる問題であるからである。このように一見無関係、法制で配慮しなかった、もしくは「もれている」問題、要因でも、大きな問題に関係していくことがないわけではない。つまり、沖縄における徴兵制度の分析が現実的な問題でありその分析には「難しさ」「困難さ」を伴っているからこそ、こうした部分についても充分目くばりした考察をしていく必要があるといえる。

しかしながら、本論では冒頭で述べた問題意識には意識こそすれ、触れていない。むしろ触れることもできていないのが現状である。個別分析をどう展開し全体像に結び付けていくのか、また再構成するのが今後の私にとっての大きな課題である。

〔注〕

- (1) 西川長夫「日本型国民国家の形成」(『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社 1995年)。大日方純夫「軍隊と警察 近代日本における公的暴力の確立」(『講座世界史』第4巻 東京大学出版会 1995年)。
- (2) 「徴兵事務条例施行細則」第五条(『官報』第三八四二号 明治29年4月23日)。
- (3) 『琉球新報』明治31年4月25日「那覇区の徴兵検査」、4月29日「首里区の徴兵検査及び抽籤日割」「島尻郡の徴兵検査日割」「中頭郡の徴兵検査日割及抽籤日割」、5月23日「杜丁の旅費請求」、6月29日「八重山の徴兵検査」、7月23日「宮古郡の徴兵検査」。

- (4) 「徴兵事務条例」第三条、第二条(『官報』第三八二三号 明治29年3月31日)。
- (5) 「徴兵事務条例補足」第八条(『官報』第四四〇七号 明治31年3月15日)。
- (6) 『琉球新報』明治32年5月5日「徴兵署開設日割の変更」。
- (7) 『官報』第五〇三六号 明治33年4月19日、『琉球新報』明治33年4月5日「徴兵署開設日割」、4月13日「中頭郡の徴兵検査日割」。
- (8) 『官報』第五三二七号 明治34年4月10日、『琉球新報』明治34年4月1日「徴兵署開設日割」、6月29日「島尻郡の徴兵検査」。
- (9) 『官報』第五六〇六号 明治35年3月15日、『琉球新報』明治35年5月21日「司令部員一行の帰庁」、6月13日「島尻郡の徴兵検査」、6月17日「中頭郡徴兵署の開設期日」、『波照間村事務所島庁通達綴』所収史料二十三「本年四月二日付第九二号ヲ以テ及通知置候本郡徴兵検査身体検査日割ノ儀ニ付云々通知ノ件」。
- (10) 『官報』第五九〇四号 明治36年3月12日、『琉球新報』明治36年3月11日「本年の徴兵検査」。
- (11) 『官報』第六二〇三号 明治37年3月9日。
- (12) 『官報』第六四九五号 明治38年2月27日「徴兵署開設日割」、『琉球新報』明治38年3月5日「本年徴兵署日割」。
- (13) 『官報』第六八〇二号 明治39年3月6日、『琉球新報』明治39年3月11日「本年度の徴兵検査日割」。
- (14) 『官報』第七一〇六号 明治40年3月11日、『琉球新報』明治40年2月3日「本年度の徴兵検査日割」。
- (15) 『官報』第七四〇八号 明治41年3月10日、『琉球新報』明治41年2月14日「本年度徴兵検査日割」。
- (16) 『官報』第七七〇八号 明治42年3月10日、『琉球新報』明治42年2月6日「本年度徴兵検査日割」。

- (17)『官報』第八〇〇九号 明治43年3月8日、
『琉球新報』明治43年2月8日「沖縄警備
隊区徴兵署開設日割」。
- (18)『官報』第八三一〇号 明治44年3月8日、
『琉球新報』明治44年3月2日「徴兵検査
日割」。
- (19)『官報』第八六一三号 明治45年3月8日、
『琉球新報』明治45年3月7日「徴兵日割」。
- (20)『加除自在現行沖縄県令規全集』第九類兵
事（浦添市立図書館蔵複写製本）。
- (21)防衛庁防衛研修所所蔵「明治四三年度沖
縄警備隊区徴募概況」第一検査日割ニ就テ
（防衛庁資料九巻沖台・沖二七、琉球大学
附属図書館蔵マイクロ複写製本）。
- (22)「徴兵事務条例施行細則」第四条（『官報』
第三八四二号 明治29年4月23日）。
- (23)防衛庁防衛研修所所蔵「明治四三年度沖
縄警備隊区徴募概況」第三検査場及其設備
（防衛庁資料九巻沖台・沖二七、琉球大学
附属図書館蔵マイクロ複写製本）。
- (24)防衛庁防衛研究所所蔵「明治四三年度沖
縄警備隊区徴募概況」第一検査日割ニ就テ
（防衛庁資料九巻沖台・沖二七、琉球大学
附属図書館蔵マイクロ複写製本）。
- (25)「法律第一号徴兵令」第十六条（『官報』
第一六六七号 明治22年1月22日）。
- (26)「陸軍省令第六号」第三条（『法令全書』
明治42年）。
- (27)「陸軍省令第六号」第二条（『法令全書』
明治42年）。
- (28)「陸軍省令第六号」第四条（『法令全書』
明治42年）。
- (29)「法律第一号徴兵令」第十七条（『官報』
第一六六七号 明治22年1月22日）同条に
は「兵役ヲ免スルハ傷疾又ハ不具等ニシテ
徴兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限
ル」とある。
- (30)「法律第一号徴兵令」第十八条（『官報』
第一六六七号 明治22年1月22日）。
- (31)「徴兵事務条例」第二十条（『官報』第三
八二三号 明治29年3月31日）。
- (32)「徴兵事務条例補足」第十条（『官報』第
四四〇七号 明治31年3月15日）。
- (33)「徴兵事務条例施行細則」第五条（『官報』
第三八四二号 明治29年4月23日）。
- (34)防衛庁防衛研究所所蔵「明治四三年度沖
縄警備隊区徴募概況」第二検査実施順序及
方法（防衛庁資料九巻沖台・沖二七、琉球
大学附属図書館蔵マイクロ複写製本）。
- (35)『沖縄県令達類纂』第六類教育（浦添市立
図書館蔵複写製本）「県訓令甲第三号 壮
丁教育成績調査規定」。
- (36)壮丁の学力教育程度、体格等については、
警備隊区司令部から陸軍本省へ報告されて
いたし、県においても既に明治33年度から
の『沖縄県統計書』兵事の項目で「壮丁ノ
教育程度」、「壮丁ノ身幹尺度」として統計
化され報告されている。また、明治42年沖
縄警備隊区司令官に野島寛一が就任すると、
司令部報告を元にして「徴兵検査成績に就
いて」として県下各新聞に掲載報道される
ことになる。
- (37)防衛庁防衛研修所所蔵「明治四三年度沖
縄警備隊区徴募概況」第一検査人員及検査
時間（防衛庁資料九巻沖台・沖二七、琉球
大学附属図書館蔵マイクロ複写製本）。
- (38)「徴兵事務条例」第二十八条（『官報』第
三八二三号 明治29年3月31日）。
- (39)『琉球新報』明治31年5月19日「身体合格
者総代の選定」。
- (40)「徴兵事務条例施行細則」第二十二條
（『官報』第三八四二号 明治29年4月23日）。
- (41)「徴兵事務条例」第四十二条（『官報』第
三八二三号 明治29年3月31日）。
- (42)「徴兵事務条例」第四十三条（『官報』第
三八二三号 明治29年3月31日）。
- (43)「徴兵事務条例」第六十二条（『官報』第
三八二三号 明治29年3月31日）。
- (44)「徴兵事務条例補足」第十一条（『官報』
第四四〇七号 明治31年3月15日）。

- (45)『琉球新報』明治31年10月23日「本県公文」。
 (46)『琉球新報』明治31年11月25日「新入営兵の出発」。
 (47)「徴兵事務条例補足」第九条（『官報』第
 四四〇七号 明治31年3月15日）。
 (48)「勅令第四十八号」「勅令第四十九号」
 （『官報』第六一九四号 明治37年2月27日）。
 (49)「勅令第二百五十四号」（『官報』第七二〇
 五号 明治40年7月6日）。
 (50) 遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖縄

県への徴兵制施行」（『北海道教育大学紀要』
 第33巻2号 1983年）。

- (51)「陸軍諸兵徴集ニ関スル件」（防衛庁研修
 所戦史部所蔵「陸軍省大日記」中『壹大日
 記』明治38年12月18日所収）。同史料の情
 報は、近藤健一郎「防衛庁研究所所蔵沖縄
 関係史料」（『沖縄県史研究紀要』創刊号
 1995年）より得た。
 (52) 小川正人「徴兵・陸軍とアイヌ教育」
 （『歴史学研究』649号 1993年）。

表一 明治年間沖縄警備隊区内徴兵署設置場所・設置期間一覧表

1 明治31年度

郡区	期間	徴兵署設置場所
那覇	5 / 15 - 5 / 18	南陽館
島尻	5 / 19 - 5 / 28	南陽館（併設）
首里	5 / 29 - 6 / 1	沖縄師範学校附属小学校
中頭	6 / 2 - 6 / 12	中頭郡普天間村中頭尋常高等小学校
国頭	6 / 15 - 6 / 21	国頭郡名護村大兼久尋常高等小学校
八重山	6 / 28	南陽館（併設）
宮古	7 / 21 - 7 / 24	南陽館（併設）
徴兵署合計	7	

2 明治32年度 (6)

郡区	期間	徴兵署設置場所
首里	5 / 5 - 5 / 9	首里区尋常高等小学校
中頭	5 / 11 - 5 / 26	普天間高等小学校、越来尋常小学校
国頭	5 / 28 - 6 / 13	金武・辺土名・渡久地尋常小学校、大兼久高等小学校
島尻	6 / 16 - 6 / 30	東風平尋常高等小学校、南陽館
那覇	7 / 1 - 7 / 6	南陽館
宮古	予定5日間	西里尋常高等小学校 ※
八重山	予定2日間	八重山尋常高等小学校 ※
徴兵署合計	12	

※備考 八重山・宮古は船便の関係で終了日未定

3 明治33年度(7)

郡区	期間	徴兵署設置場所
那覇	5 / 1 - 5 / 4	南陽館
島尻	5 / 5 - 5 / 22	久米島尋常高等小学校、高嶺尋常小学校、佐敷尋常小学校
首里	5 / 24 - 5 / 26	不明
中頭	5 / 28 - 6 / 10	宜野湾・野国・具志川尋常小学校
国頭	6 / 12 - 6 / 25	不明
八重山	7 / 9 - 7 / 10	※
宮古	未定	※
徴兵署合計		不明

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

4 明治34年度(8)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	5 / 3 - 5 / 21	国頭尋常高等小学校、謝花・辺土名・久志・金武尋常小学校
中頭	5 / 23 - 6 / 5	具志川・野国・宜野湾尋常小学校
首里	6 / 7 - 6 / 9	首里尋常高等小学校
島尻	6 / 14 - 6 / 27	小禄尋常小学校、その他不明
那覇	6 / 29 - 7 / 1	南陽館
八重山	7 / 8 - 7 / 9	八重山高等小学校 ※
宮古	未定	※
徴兵署合計		不明

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

5 明治35年度(9)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	5 / 5 - 5 / 19	大兼久尋常高等小学校、その他不明
那覇	5 / 25 - 5 / 28	南陽館
島尻	5 / 30 - 6 / 10	兼城・具志頭・真和志尋常高等小学校
首里	6 / 12 - 6 / 14	首里小学校男子部
中頭	6 / 19 - 7 / 2	宜野湾尋常小学校
八重山	7 / 8 - 7 / 10	※ 未定
宮古	未定	※ 未定
徴兵署合計		不明

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

6 明治36年度 (10)

郡区	期間	徴兵署設置場所
島尻	5 / 2 - 5 / 13	大南尋常高等小学校、喜屋武・豊見城尋常小学校
那覇	5 / 15 - 5 / 17	南陽館
首里	5 / 18 - 5 / 20	首里尋常高等小学校
中頭	5 / 24 - 6 / 4	宜野湾・北谷・具志川尋常小学校
国頭	6 / 6 - 6 / 21	金武・久志・辺土名・渡久地・大兼久尋常小学校
八重山	6 / 29 - 7 / 1	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	7 / 5 - 7 / 8	宮古尋常高等小学校 ※
徴兵署合計 15		

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

7 明治37年度 (11)

郡区	期間	徴兵署設置場所
首里	5 / 2 - 5 / 4	以下全て不明
中頭	5 / 6 - 5 / 17	
国頭	5 / 19 - 5 / 31	
那覇	6 / 3 - 6 / 6	
島尻	6 / 8 - 6 / 19	
八重山	6 / 23 - 6 / 24	※
宮古	6 / 26 - 6 / 29	※
徴兵署合計		

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

8 明治38年度 (12)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	4 / 3 - 4 / 15	金武・本部・国頭・羽地尋常高等小学校
中頭	4 / 18 - 4 / 28	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
首里	4 / 30 - 5 / 2	首里尋常高等小学校
那覇	5 / 3 - 5 / 5	南陽館
島尻	5 / 7 - 5 / 18	久米島尋常高等小学校、大里・糸満・小禄尋常小学校
八重山	5 / 22 - 5 / 23	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	5 / 25 - 5 / 28	宮古尋常高等小学校 ※
徴兵署合計 15		

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

9 明治39年度 (13)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	4 / 28 - 5 / 8	国頭・羽地・本部・金武尋常高等小学校
中頭	5 / 11 - 5 / 21	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
首里	5 / 23 - 5 / 25	首里尋常高等小学校
那覇	5 / 26 - 5 / 28	南陽館
島尻	5 / 30 - 6 / 8	佐敷尋常小学校、東具・真和志尋常高等小学校
八重山	6 / 12 - 6 / 13	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 15 - 6 / 18	宮古尋常高等小学校 ※
徴兵署合計	14	

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

10 明治40年度 (14)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	4 / 19 - 4 / 29	金武・本部・国頭・羽地尋常高等小学校
中頭	5 / 1 - 5 / 10	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
首里	5 / 12 - 5 / 14	首里尋常高等小学校
那覇	5 / 15 - 5 / 18	南陽館
島尻	5 / 20 - 5 / 29	大里大南尋常高等小学校、高嶺・小禄尋常小学校
八重山	6 / 2	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 5 - 6 / 8	宮古尋常高等小学校 ※
徴兵署合計	14	

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

11 明治41年度 (15)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	4 / 18 - 4 / 30	金武・本部・国頭・名護尋常高等小学校
中頭	5 / 3 - 5 / 13	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
首里	5 / 15 - 5 / 18	首里尋常高等小学校
那覇	5 / 20 - 5 / 23	南陽館
島尻	5 / 25 - 6 / 3	糸満・玉城・真和志尋常小学校
八重山	6 / 7 - 6 / 9	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 11 - 6 / 14	宮古尋常高等小学校 ※
徴兵署合計	14	

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

1 2 明治42年度 (16)

郡区	期間	徴兵署設置場所
那覇	4 / 1 6 - 4 / 2 1	那覇尋常高等小学校
島尻	4 / 2 3 - 5 / 5	大里大南・真壁文喜尋常高等小学校、第二小禄尋常小学校
首里	5 / 7 - 5 / 1 0	首里尋常高等小学校
中頭	5 / 1 2 - 5 / 2 3	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
国頭	5 / 2 5 - 6 / 8	金武・本部・国頭・羽地尋常高等小学校
八重山	6 / 1 3 - 6 / 1 5	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 1 7 - 6 / 2 2	平良尋常高等小学校 ※
徴兵署合計		1 4

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

1 3 明治43年度 (17)

郡区	期間	徴兵署設置場所
島尻	4 / 1 7 - 4 / 2 7	佐敷尋常高等小学校、兼城・真和志尋常小学校
首里	4 / 2 9 - 5 / 1	首里旧城内
中頭	5 / 3 - 5 / 1 3	宜野湾・北谷・具志川尋常高等小学校
国頭	5 / 1 5 - 5 / 2 8	金武・本部・国頭・羽地尋常高等小学校
那覇	6 / 1 - 6 / 4	甲辰尋常小学校
八重山	6 / 1 - 6 / 9	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 1 1 - 6 / 1 3	平良尋常高等小学校 ※
徴兵署合計		1 4

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

1 4 明治44年度 (18)

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	4 / 1 8 - 5 / 1	金武・本部・国頭・羽地尋常高等小学校
中頭	5 / 4 - 5 / 1 7	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
首里	5 / 1 9 - 5 / 2 1	首里女子尋常高等小学校
那覇	5 / 2 3 - 5 / 2 6	松山尋常小学校
島尻	5 / 2 8 - 6 / 9	大里大南・真壁文喜・糸満尋常高等小学校
八重山	6 / 1 3 - 6 / 1 5	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 1 7 - 6 / 2 0	平良尋常高等小学校 ※
徴兵署合計		1 4

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

郡区	期間	徴兵署設置場所
国頭	4 / 18 - 5 / 2	金武・本部・国頭・羽地尋常高等小学校
中頭	5 / 5 - 5 / 18	具志川・北谷・宜野湾尋常高等小学校
首里	5 / 20 - 5 / 22	首里尋常高等小学校
那覇	5 / 24 - 5 / 27	那覇尋常高等小学校
島尻	5 / 29 - 6 / 11	南風原・具志頭・兼城尋常高等小学校
八重山	6 / 15 - 6 / 17	八重山尋常高等小学校 ※
宮古	6 / 20 - 6 / 23	平良尋常高等小学校 ※
徴兵署合計	14	

※備考 八重山・宮古は船便の都合で変更あり

表二 徴兵検査の流れと体格分類

本人の確認照合 → 学力検査 → 身体測定検査				
↓				
合格者 150 cm以上		不合格者 144 cm未満		
↓ (150以下144 cm以上は丙種へ)		↓ 兵役に適さない丁種か 翌年再検査の戊種へ		
視力・聴力・関節検査		トラホームと性病検査のみ実施		
↓ ここで不合格だと丙・丁種へ		↓		
身体各部、陰部・病気検査				
↓ ここで不合格だと丙・丁種へ				
全て終わると体格決定				
分類	甲・乙一・乙二種	丙種	丁種	戊種
	現役兵対象	国民兵役	兵役免除	翌年検査

表三 明治31年度各連隊への入営兵引率員

佐世保海兵団	→	蛸原島尻郡書記	第四十五連隊	→	吉武八重山島庁書記
第四十六連隊	→	江藤県属	第十三連隊	→	園角宮古島庁書記
第十四連隊	→	謝花県属	第二十四連隊	→	上野中頭郡書記
第二十三連隊	→	平野首里区書記	第四十七連隊	→	馬渡国頭郡書記
第四十八連隊	→	小嶺那覇区書記			

特集 = 復歸 25 年・小論三題



復帰論のための予備的考察

－「関連資料リスト」の余白に－

栗 野 慎一郎

1. はじめに

復帰後25年を経過した現在、沖縄を考える視座として「復帰」を歴史的・理論的に考察することの意義はきわめて大きいと言える。それは事実としての「復帰」と、理念や思想の対象としての「復帰」を区別したうえで、それぞれにふさわしい方法で考察を加えることを意味するが、現代の沖縄社会にそのような考察を可能とする諸条件が準備されているとはかならずしも思えない⁽¹⁾。しかし、思考の余地などありえない場所から自ら「諸条件」を創り出し、言葉としての状況を切り開くところこそが「思想」を成立させる唯一の前提であり、人間的な営みにとって一切の出発点であると言えるだろう。ともあれ、本稿では「復帰後世代」や他府県出身者をふくむ、「復帰」当時を知らない世代や人々が、沖縄の「復帰」という歴史的事実や思想を理解し、よりよく考察するための材料や手がかりを提出したいと思う。それは沖縄と直接、関係が深いとは思えない土地で生まれ育った私自身が、初学者として当面する困難を軽減するための必然的な作業でもある。無論、限られた時間と資料に基づいての悪戦苦闘であり、理論面での、また知識的な実力不足はまぬがれない。「復帰」を思想的・肉体的に経験された先行者からの批判とご教示を仰ぎつつ、歴史的事実であり、思想的事実でもあった、沖縄の日本への「復帰」という事態を考えるための場所に少しでも近づきたいと思う。

2. 「復帰」研究の現状を探る

沖縄の「復帰」とは何かを考えるには、いくつかの経路がおそらく必要である。学問的に、あるいは思想的に「復帰」をとらえるために必要な「経路」が実は存在し、それがまだ発見されていない、というのが現状ではないか。このような言い方は乱暴だが、「復帰」に関する文献を集める過程で感じたことを言葉にすれば、このように言わざるをえない。つまり逆に言えば、これまでの研究の中では「復帰」を統一的にとらえる視点が確立されていないということだし、個別の学問分野からのアプローチも単発的で、継続性、他分野との関連性にかけるということでもある。このような断定を下すには本来、「復帰」論や「復帰」研究に関する（できれば）全資料に目を通すことが必要であり、項目を立てて分野別に分類し、分析するといった根気のいる作業が必要とされるはずである。しかし今回、実際に私が行いえたのは、沖縄学研究室の蔵書を中心とする限られた範囲内の資料の検索であり、それらの資料を重要と思われるものを中心に年代順に並べ替え、さしあたり私自身の関心にしたがって、おおまかに分類するにとどまった。その結果が、本文の後に付した「関連資料リスト」である。以下の論では今回とりあえず作成した、この暫定的なリストに基づき、「復帰」を論じるために必要な前提とは何か、「論」としての正当性が成立する上での「経路」とは何かを明らかにすべく、最低限度の資料の整理・分析と若干の

考察を試みた。これは「復帰」を本格的に論じるための予備作業であり、あくまでも準備としての概念の整理のつもりである。結果としては、残念ながら新しい内容に乏しい、中間報告的なものに留まらざるをえなかった。

ここで全体を見通すために、典型的な資料を二つとりあげてみる。（「関連資料リスト」のうち「文献解題」参照。）

詳しくは「解題」にゆずるが、第一の資料（資料1：『沖縄復帰の基本問題』。以下、『基本問題』と略す）は復帰当時の政府側による「復帰」問題「研究」であり、第二の資料（資料2：『復帰20年・沖縄の政治・社会変動と文化変容』。以下、『文化変容』と略す）は「復帰」後20年を隔ててまとめられた、第一線の研究者たちによる「復帰」研究である。この資料1、資料2に加えて「関連資料」「基本資料」中の「沖縄復帰の総合的研究」（『南島文化』5号。1983年。以下、『総合的研究』と略す）、「シンポジウム復帰」（1985年。沖縄国際大学南島文化研究所）の二つを挙げると「復帰」に関する総合的な研究の主要なものが網羅できるという気がする。つまり、総合的な「復帰」研究はようやく端緒についたばかりであり、多様な視点からとらえた「復帰」研究は思いのほか数が少ないということだ。（ここに挙げたもの以外では、1968～69年に出された『復帰問題研究』1～3がある。ただし「復帰」前に出された事前の研究ということもあり、ここでは考察の対象外とした。『復帰問題研究』1～3は、当時の豊富な行政・法令資料と、高坂正堯、衛藤藩吉といった政府側論者の講演録等をふくみ、一次資料としては貴重なものである。のちに『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』を執筆する若泉敬のレポート、講演録もふくまれており、興味深い内容と言える。）とはいえ、現段階での「復帰」研究に関するかぎり、これらの数少ない、しかも、かならずしも内容が十分とは言えない

「総合研究書」を参照することが概要を知る早道であると言えそうである。

これらの資料の中で分量において、もっとも充実しているのは資料1の『基本問題』であろう。「復帰」の現在時という特定条件、公務員による調査報告という制約はあるが、そうした条件や制約を考慮に入れても『基本問題』の重要性は否定することができない。

資料2の『文化変容』は現在、わたしたちが読むことのできる、もっとも新しい総合的な「復帰」研究である。ただし、『文化変容』はその表題および「はしがき」が示すとおり（「解題」参照）、「復帰」そのものがテーマというより、「復帰」後20年を経た沖縄社会に焦点が当てられている。その意味では、『文化変容』は現代沖縄を対象とする社会研究という色彩が強く、「復帰」という主題がはらむ視点と問題性は、より拡大・拡散していると言えるのではないか。

ここでとりあげた、二つの資料の内容を比較・検討することで、「復帰」研究の現状と動向をかりに推論することが許されるなら、『基本問題』から『文化変容』にいたる「復帰」研究の歩みは、言わば「復帰とは何か」という差し迫った問いに収斂されるような本質論的・総論的研究から、「復帰」への問いの前提となる専門的・各論的研究の深化・拡大といった方向で進んできたと理解することが可能だろう。『基本問題』と『文化変容』のあいだに『総合的研究』を置き、この三者を一つの嶺でつなげてみると、このことはより鮮明になると思う。

ここで「解題」では触れていない『総合的研究』の目次をあげておく。

沖縄返還交渉史（緑間栄）

沖縄の復帰運動についての一視点（西原森茂）

復帰と沖縄県の財政問題（嶺井勇）

復帰と小売流通（金城宏）

復帰と少年非行（三宅孝之）

沖縄振興開発金融公庫の10年（久場政彦）

復帰と関税（新垣勝弘）

「復帰」後10年というタイム・ラグで出された、この『総合的研究』は、「復帰」後に沖縄側で組まれた、「復帰」にかんする最初の本格的な総合研究である。そして、後の『文化変容』がかならずしも「復帰」に焦点をしばっていないことを考えるなら、「復帰」後になされた、「復帰」そのものを主題とする唯一の総合研究であると言ってよい。（二年後に同じ南島文化研究所から出された「シンポジウム復帰」は、『総合的研究』発刊の半年後に行われた「南島文化公開講座」の記録である。「シンポジウム」の報告者は全員、『総合的研究』の執筆者であり、『総合的研究』の内容の補足・発展を知ることのできる資料である。）

以上、「復帰」当時の『基本問題』、10年後の『総合的研究』、20年後の『文化変容』という「復帰」にかんする三本の「総合研究書」の資料的位置づけを中心に、「復帰」研究の現状について、それなりに探策したつもりである。ここで、これらの「総合研究書」の内容などに基づき、これまでになされた「復帰」研究、および「復帰」に関係・関連する研究諸分野の分類・列举を試みたい。

A. 政治史・政治構造研究

返還交渉史

復帰運動史

司法制度史

米軍事戦略

国政参加問題

B. 経済史・経済構造研究

産業構造分析

経済政策史

金融・財政構造

軍用地問題

c. 社会史研究・社会構造研究

米軍基地問題

離島問題

その他の社会問題

社会変動論

社会構造分析

社会意識研究

d. 思想史・思想論研究

復帰思想史研究

復帰関連諸思想研究

以上、「分類」と呼ぶには、あまりに簡単すぎる内容だが、巻末の「関連資料リスト」の「研究資料」や、関連する論文等も、この「分類」の中に位置づけて考えたいと思う。（たとえば「返還交渉史」の分野では渡辺昭夫の著書（1970年）以来、すでに何冊かの専門性にすぐれた研究書が出ている。これにたいして、社会変動論⁽²⁾、社会構造分析、社会意識研究⁽³⁾などは今後の研究の発展が期待されている分野だといえよう。）くりかえすが、「復帰」研究の現状は、全体的に見れば、けっして十分なものとは言えない。研究の前提となり、「経路」となる基礎概念の確定がいそがれるゆえんである。

こうした事情にもかんがみ、以下では、これらの項目のうち、「d. 思想史・思想論研究」分野にかんする、若干の整理を試みる。

3. 「復帰」を軸とする沖縄の諸思想の系譜と展開

「復帰」を思想の問題としてとらえるために、必要な作業、手続き、経路とは何か。そもそも「復帰」論とは、どんなジャンルにぞくする、こういった性格の議論か。

「沖縄」を考え、論じるうえで、「復帰」を正當に位置づけることの重要性は、いくら強調しても足りない。ただ、いざ「復帰」を思想として論じようとするとき、人は測り知

れない困難に陥り、途方に暮れるのではないか。これは、たとえば言えば、県民のアンケート調査などに見る、圧倒的大多数の「復帰」肯定派の存在と、「諸悪の根源は復帰」といった「少数意見」(4)との間にある連続性をどう見るか、という具体的・現実的な問題でもある。あるいは、いわゆる「反復帰」論の問題をどうあつかうのか、「復帰」をめぐる沖縄の諸思潮の、いったい、どこに対立点を見いだすべきか、といった原理上・方法論上の課題でもある。とりあえず言えることは、未整理のまま放置されてきた「復帰」思想論の課題をどう組み立て、どう組み直すか、が重要であり、さしあたり実行可能な領域を設定し、材料を集め、着手することが必要だということである。

最初に手がかりとして、先行する「復帰」思想研究をいくつか挙げ、解説をくわえておく。(「関連資料リスト」「参考資料」参照)

西原森茂1983「沖縄の復帰運動についての一視点」、1985「復帰運動の変容と評価」

渡名喜明1994「沖縄論の展開―〈差異〉の解釈を巡って」、1995「日本「本土」と沖縄の〈差異〉はどう解釈されてきたか」

富山和夫1971「復帰の思想的系譜」

西原1983論文は復帰運動の具体的な展開を歴史的に追いながら、「復帰」概念の確定を試みる。西原によれば、沖縄における「復帰」の概念は自らの生存を希求する意識であり、沖縄の復帰運動には「民族のアイデンティティを求める自然の発露としての一面」がある一方で、「理想的な政治社会を作為的に求め、そこにおいて自由、平等な人間関係を築こうとする面をも有して」いた。しかし、心情としてあり、思考としてあった「復帰」の概念は、運動の中で微妙に変化し始める。その変化・変容の過程と原因は、西原の論脈でも、かならずしも明らかではないが、「本来

性」としての「復帰」の概念は、「自然権」思想になぞらえるべき人権思想であり、「復帰運動」とは「人間の本来の姿を希求し、まずそれを回復させようとする行為」であると定義・主張される。西原が強調するのは、「復帰」と「施政権返還」の区別であり、めざされていたはずの理念としての「復帰」概念を、西原はスピノザやジェファーソンに言及しながら救い出そうとする。西原のこの視点は、「復帰」を理念として論じる際の、言わば、最低位の共通認識のラインとして重要ではないか。西原1985論文も、「復帰」と「施政権返還」の本来的な区別と、運動の中での「復帰」概念の変容を強調している。

渡名喜1994論文、1995論文は、ともに日本本土と沖縄との〈差異〉をどう解釈するか、という巨大な問題に取り組んだ意欲的な仕事である。渡名喜1994論文は、これまでの〈差異〉の「解釈」を、①日本の原型論(「日琉同祖論」、民族＝文化起源論)、②「差異＝落差」解消論(脱「琉球」化論、一体化論、琉球・沖縄＝特殊・異質論)、③「差異＝異質」積極的評価論(自立・自律論、「反復帰論」)と大づかみに分類したうえで、①から③への変化・発展の背景として、島尾敏雄「ヤポネシア論」、安良城盛昭「地域的特質論」をあげ、今後の課題として「アジア・太平洋としての沖縄」というテーマ設定を行っている。渡名喜1995論文は、1994論文の発展のうえに書かれた、より本格的なものである。近世琉球までさかのぼり、羽地朝秀、柳田國男、伊波普猷、伊波月城、柳宗悦、に言及・引用しながら、いわゆる「日琉同化論」とひとくくりにされてきた言説の中身を〈差異〉の視点から詳細、具体的に分析・検討してみせる。渡名喜が試みるのは明治期以来、沖縄の県政・教育界で推進された政策としての「同化論」と、その批判としてあった個性論＝「地域的特性論」の評価・分析であり、それらの延長上に戦後の復帰運動の可能性と限

界を位置づけ、吉本隆明「南島論」や歴史論の枠組みの問題など、多岐・多様な問題を論じながら、〈差異〉の視点がもたらす思想的可能性をまるごとすくいとうろととする。その内容は「復帰」を軸に沖縄の諸思潮を考えるうえで、豊富な材料を提出してくれていると言えるものだ。特に吉本隆明と新川明の「異族論」の差異への言及など示唆的である(5)。

富山和夫1971論文「復帰の思想的系譜」は現在でも、もっとも読みごたえのある「復帰」思想論の一つである。富山もまた沖縄の「本土」日本への「異質感の实在」という記述から論を出発させている。由井晶子の文章や山之口獏の詩「会話」に触れながら「沖縄人の対本土意識」を問題化し、「日琉同祖論」「伊波普猷と沖縄学」「謝花昇の自由民権」「独立論の構造」などを次々に論じながら、「祖国復帰運動の論理」を批判的に分析し、「反復帰論の台頭」でしめくくる手腕にはさええがあり、複雑な事象をコンパクトにまとめた論の構成と視点は見事なものと言える。富山論文は「復帰」現在時の思想論としては冷静かつ先鋭的であり、同時代の先端的な思想に目のゆきとどいた、内容の深いものとなっている。ただし富山が強調するのは、あくまで沖縄内部の「本土指向性」の問題であり、新川明に代表される「反復帰論」を積極的に評価しながら、富山は沖縄の「復帰」性向をきびしく批判する。富山のこの姿勢には一抹の不安と疑問を感じざるをえない(6)。富山の論述は、これまでまとまった記述に欠けていた「独立論」の本格的な検討・分析をふくみ貴重なものと言えるが、日本政府内部からなされた、その批判の思想的立場と問題意識の根拠が、一度は問われてしかるべきだと考えられる。すなわち「復帰とは、沖縄側の宿命的な内的衝動としての、本土指向性そのものである」という「簡単な定義」を与えるだけで、復帰の思想的系譜をたどることが可能だという姿勢に、富山論文のもつ性格がもっ

ともよくあらわされていると言えるのではない。逆の立場から言えば、もっとも先鋭的な「反復帰」論や「独立論」もふくめて、当の日本政府行政官によって、ここまで見事に見切られていた「復帰」を軸とする沖縄の思潮・思想とはいったい何か、という問いが必然的にたちあがってくる訳である。このことは「反復帰」論以降の、現在の沖縄の思潮にたいしても示唆的である、という意味において、富山論文の貴重性を逆説的に立証するところとなっていると言えるはずである。

以上、先行する「復帰」思想研究、三人・五論文を紹介・コメントした(7)。

ここで、これらの「復帰」思想研究を参考にしながら、「復帰」を軸とする沖縄の思想の系譜を考えてみたい。むろん、このように大きな問題を扱うには圧倒的に準備不足であるが、とりあえず、敗戦時に始まり、現在にいたる、戦後沖縄の思想の系譜と展開をまとめてみたのが次頁の〈表1〉である。内容は、先行研究者の分析に（とりわけ渡名喜と富山に）依存せざるをえないが、渡名喜や富山が扱っていない時代と資料が当然ふくまれてくる。あらかじめ作成者の問題関心をいえば、「復帰」肯定・推進派から「反復帰」論と、その延長上にある「自立論」「独立論」、最近の「琉球民族論」までをひとつの概念でくくり、「復帰」の思想的基盤として（あるいは沖縄の思想の共通の課題として）追及できるのではないかということであり、またそうしたことが可能となる思想的前提とは何か、あるいは、それらあい矛盾する思潮の総括・総論として「復帰」論が成立するとしたら、その「経路」とは何か、ということである。これは言わば私的な関心だが、このような私的関心にもとづき、以下で〈表1〉の中身について簡単に触れる。

〈表1〉の左半分については、ここで詳しく述べない。また、その用意もないのだが、一点だけ指摘しておく。敗戦直後に起こった

表1：「復帰」を軸とする戦後沖縄の諸思想の系譜と展開

敗
戦

復
帰

沖縄民族解放論 (日本からの)分離独立論 (アメリカによる)信託統治論	祖国復帰論	→	→	完全復帰論 反戦復帰論	← 反復帰論	自立論 独立論	琉球民族論
人民党	仲良良光 平良辰雄	仲宗根源和	復帰協	大田昌秀 大城立裕	新川明	→ 高良勉	米須興文 → 屋嘉比収
共和党	琉球日本 復帰期成会	山里永吉		仲宗根勇	川満信一	→	西里喜行

「沖縄の独立を祝うメッセージ」

大江健三郎 吉本隆明

『沖縄ノート』 「異族の論理」

日本共産党

「南島論」 ポスト＝モダン論

ポスト＝コロニアル論

島尾敏雄「ヤポネシア論」

カルチュラル＝スタディーズ

「沖縄民族解放論」や「独立論」の背景には、沖縄戦の惨状および敗戦後の現実、アメリカの「日・琉」分離政策や日本共産党の方針といったもののほかに、「戦前期」に形成された、伊波普猷以来の「個性論＝地的特性論」(8)があったと思われることだ。これは「復帰運動」の内部に「同化論」的発想という弱点があったことと、いわば背中合わせに対応している。このことは、戦後沖縄の思想を考えるうえで、多くのことを物語っているように思える。すなわち、「戦後期」の思想を考えると忘れてならないのは「戦前期」であり、「戦前期」「戦後期」をつらぬく「近代沖縄」固有の構造を問題にしなければならないだろうということだ。ここで唐突だが、「近代沖縄」の思想的な構造を「ねじれ」と呼んでみたいと思う。これは加藤典洋や比屋根薫の言説に刺激されて出てきた言葉である。日本の「戦後」を「ねじれ」ととらえた加藤の言説と「戦後五十年」以後の沖縄の現在に「ねじれ」を見る比屋根の言説はもちろん同一では

ないが、「近代沖縄」という枠組みを「ねじれ」の構造として規定するとき、加藤や比屋根の視点が有効に思える(9)。たとえば近代沖縄の「戦前期」の思想を「伊波普猷と沖縄学の群像」によって代表させることができるのであれば、かれらの「思想」と「現実」のあいだに(つまり「個性論」と「同化論」の相対状況のなかに)「ねじれ」を見ることができるということだ。この同じ構造を「戦後期」に見るとすれば、どうなるか。〈表1〉の全体をつらぬいて「思想」と「現実」の「ねじれ」を想定することになるが、「戦後期」の場合、思想としての「復帰」の主張がすばやく「現実」に回収されてゆき、以降の「思想」を代表するのは「反復帰論」であり、それ以降の「自立論」「独立論」等である、ということになるだろう。あるいは、「思想」と「現実」の「ねじれ」のほかに、時代的な「ねじれ」を想定するべきだろうか。(比屋根は60年代末から70年代初頭にかけて不気味な「ねじれ」が存在したと語っている。)

〈表1〉の右半分についても簡潔に総括する。「復帰」という「現実」が進行するにつれて（あるいは西原流に言えば、「復帰」の「思想」が「施政権返還」という「現実」に回収されるにつれて）、「現実」に対立する「思想」として「反復帰論」の主張が展開された。（「戦前期」の伊波普猷にたいして、「戦後期」を代表する思想として新川明と川満信一をあげることができる。もっとも「反復帰論」そのものは、この二人のほか上原生男や新城兵一など、当時の青年思想家一般に共通する思想だと言える。）この「反復帰論」の延長上に「自立論」「独立論」が形成されるが、ここでも「思想」と「現実」の対立は残り、近代沖縄の「ねじれ」の構造は現在まで解消されていない⁽¹⁰⁾。

ここで、もっとも新しい「琉球民族論」についてコメントを加えておく。これは80年代以降の「ポスト＝モダン論」、90年代の「ポスト＝コロニアル論」「カルチュラル＝スタディーズ」、あるいは「多文化主義」といった日本と世界の思想的潮流⁽¹¹⁾の中で出現した、沖縄の最新の思潮と言える。アイルランド民族との対比で沖縄文化を論じる米須興文、歴史論として展開する西里喜行もここにふくめて考えたい。これらの思潮の（まして日本・世界をふくめた思想的潮流の）本格的な総括をする準備はいま私にないが、この思潮が「マイノリティー」や「エスニシティー」の主張と結びつき、その背景となっている思想の「枠組み」もふくめた形で、既に議論の対象となっていること、それが「復帰」以降の沖縄の思潮の延長上にあり、「自立論」「独立論」といった諸思潮と無縁でないにもかかわらず、本質的にそれを超える可能性を秘めていること、この二点を指摘しておけば、とりあえず最低限度のことを語ったことになると思う。「議論」について言えば、米須の「ポストモダン」論にたいして比屋根薫の批判がある⁽¹²⁾。また、屋嘉比の「パトリオテ

ィズム」評価に関連して、末次智の批判的対論があった⁽¹³⁾。また、おおざっぱな括り方をした、この思潮の内部でも対論および世代交代が進んでいる模様である、気がついた範囲では屋嘉比と米須のあいだで「沖縄ヤマト口」とアイデンティティをめぐる応答があった⁽¹⁴⁾。そして、これらの一連の思潮は、日本・世界の広範な議論のただ中に置かれたとき、違った文脈で活用・誤読される可能性＝危険性をも秘めている⁽¹⁵⁾。こうした「危険性」の指摘をも考慮に入れたうえで、「可能性」について、もっとも注目されるのは屋嘉比収である。屋嘉比の「琉球民族論」は、「民族」なるものを実体化したうえで、「日本民族」に「琉球民族」を素朴に対置させる従来の議論と異なり、「フィクション」という新しい視点をもっている。この「フィクション」の視点は屋嘉比の当初からの関心事でもあり⁽¹⁶⁾、旧来の「民族論」にたいして決定的な新しさをもつはずである⁽¹⁷⁾。これらの思潮のすべてが、こうした括り方で（「琉球民族論」という言葉で）了解できるとはかならずしも思わないが、米須をはじめ、90年代の富山一郎⁽¹⁸⁾や渡名喜明の仕事もふくめ、広範な概念にぞくする同一の思潮として、「ポスト＝モダン論」以降の沖縄の思想的展開を考えてみたいと思う。

以上、〈表1〉の内容に沿って、敗戦時から現在までの沖縄の思想について、おおまかに語ってきた。「戦後期」の思想を語るうえで重要なのは、「戦前期」「戦後期」をつらぬく「近代沖縄」の構造であり、「近代沖縄」の思想的構造は「ねじれ」として表現・把握された。一方、これまで触れてこなかった関連する思潮に、このような構造の〈外部〉から沖縄をまなざす視線としての島尾敏雄や吉本隆明の思想があげられる。この島尾・吉本の視線に対しては「南島イデオロギー」といった批判が既に出されているが⁽¹⁹⁾、沖縄の思想にとって重要だったのは、彼らの独特の

まなざしが、他の表面的な沖縄追従者・賞賛者・同情者たちと異なり、近代沖縄の「ねじれ」の構造そのものを、その外部からさしつらぬくものとして差し出されていたことだ。彼らに（島尾と吉本に）そのことが可能だったのは、彼らの思想的核心に、「日本近代」に固有な思想的「ねじれ」からの自由が存在し、その自由の根拠を「方法」として提示しえたからであると思われる。しかも、その「方法」は近代日本の「ねじれ」を沖縄（琉球・南島）との関係において考察するという画期的なものであり、その力点は常に沖縄（琉球・南島）側に置かれていた。ここに、日本と沖縄それぞれに固有な「ねじれ」の存在の問題と、近代における日本と沖縄の関係の「ねじれ」という二重の文脈が存在し、この二重の「ねじれ」の構造に対する自覚の有無にしたがって、彼我の思想をわけへだてる分水嶺のようなものの感触があるが、ここで深くは問わない。ここでは、このような島尾・吉本の思想に無関心でなかった沖縄の諸思潮・諸世代が何を生み出し、何を見いだしたかを語れば、さしあたり十分であると思う。ただし、ここでも言えることは、思想を分かť分水嶺は沖縄内部にも存在し、近代沖縄をつらぬく「ねじれ」の構造からの自由は外来思想（島尾・吉本）の受容とは、また別問題でありつづけたという事実である。

ここで私は〈表1〉で見てきた「戦後期」沖縄の諸思潮の外部に、もうひとつの項を設定せざるをえないことを感じる。それは厳密に言えば、一つのまとまった思潮としては形成されなかった未定形の思想であり、具体的に言えば、孤立した少数の文学者の存在によってになわれた「個」としての思想点である。これは島尾・吉本の影響をもっとも強く受けた世代による思想・文学の展開であり、「思想」と「現実」の分裂を回避するために「個」にたてこもることを選んだ、厳しく困難な少数者の思想行であった。その全貌はいまだ見

えず、と言わなければならないが、とりあえず象徴としての清田政信²⁰⁾の名と比屋根薫⁽²¹⁾をあげておく。清田・比屋根に代表される「個」としての思想をあえて沖縄の思想史上に位置づければ、「戦前期」「戦後期」のあとに来る「現在期」あるいは「戦後以後期」の思想であると思われる⁽²²⁾。

近代沖縄という構造を「ねじれ」ととらえ、「戦前期」「戦後期」「戦後以後＝現在期」と位置づけるとき、沖縄はいま「戦後以後」期に至ってはじめて、「思想」「現実」がぐいちがう「ねじれ」としての近代を超える視線を獲得しつつあるのかもしれないと思う。この「戦後以後期」＝「現在期」を象徴する90年代以降の思想として、比屋根と屋嘉比に注目したい⁽²³⁾。「フィクション」という視点から見た屋嘉比の「琉球民族論」は、それが「ねじれ」として規定された近代沖縄の思想的構図をはじめて対象として措定できる思想であることにおいて画期的な意義をもつ。比屋根や清田の批評が近代沖縄の「ねじれ」の外部に（それは沖縄の共同体の外部に、と言っても同じだ）独力で立とうとする狭くて困難な道行きだったとすれば、屋嘉比の可能性としての思想的な行程は、戦後沖縄の「ねじれ」のただなかに立ちつつ、「複眼」的な思考の実践をとおして「ねじれ」の構造そのものを解きほぐしてゆく力行にたとえられるものだ⁽²⁴⁾。ともあれ「戦後」の構造が崩され、「近代」そのものの意味が問い直される現在時の思想として、今後の沖縄を占う「試金石」としても、比屋根や屋嘉比に代表される新しい思想論の展開があることを意味を確認したいと思う。

4. 課題としての「復帰」理論

以上、「復帰論」を構想し、「復帰」についての議論を開始するための、いくつかの予備的な考察を「無謀」を承知で試みてきた。

考察は途中で終わり、目標として掲げながら論じられていない重要な課題が、まだ手つかずのまま残されている。それは「復帰」を統一的にとらえる視点を確立すること、「復帰」を論じるための基礎概念の確定、「復帰」を歴史的・理論的に論じるための「経路」の発見、等々の言葉で語ってきた、一連の方法上の課題である。これらの課題をいま論理的・論証的に掘り下げる余裕はないが、とりあえず臆断で仮説を述べる。「復帰」を考える際に重要な視点が二つある。一つは「復帰」を「近代化」の視点で考えることである。ここで参考になるのは、おそらく社会学者の近代化論や社会変動論の視点である(25)。もうひとつは沖縄の「復帰」を「近代革命」の観点から、日本の「敗戦革命」との関連でとらえる見方である。これは「近代革命」一般や「近代」そのものを問う議論と接続して論じられるべき課題であろう(26)。いずれにせよ、このような理念としての「復帰」の可能性の探究は、「復帰論」を思想としての普遍性の場所へと導く。それは「復帰」運動のなかにあった可能性と限界を問うことであり、日本をふくめた後発諸国・諸地域の近代化の問題や近代人権思想との関連で「復帰」を論じる道でもある。

「復帰」25年の年に「復帰の終焉」という言葉がきかれた。だが、おそらく固有性としての歴史的研究と可能性としての思想的探究の鋭く交差し、重畳するところにしか「復帰論」の本質的課題は自らを開襟しないだろう。沖縄の「復帰」の問いを、世界史的現在における「近代」一般の問題として論じること。「復帰」の選択を、沖縄の大衆にとっての「近代化」の多様性の問題の中に位置づけること。「復帰」論を、このように開かれた議論の場所に置くことは、沖縄をめぐる議論そのものを開いてゆくうえでも重要と思える。

〔注〕

- (1) 高良倉吉は、最近の新聞で「琉球史の進展は昨今の『沖縄問題』を前に苛立ちを感じる状況にあり、自己の普遍化を求めて自在に振る舞えないでいる」と述べている。(高良1997b)。また、高良の最近の著作(高良1997a)も同様の論調に満ちているように思える。「琉球史」と「復帰論」では立場が違うが、政治的状況によって思考の幅がせばめられる「苛立ち」は共通の問題であるとも言える。そのような「状況」を越えるためにも、あえて「愚行」(としての「復帰論」)を試みるゆえんである。
- (2) 『文化変容』の諸論文、新崎・大橋の著作など。
- (3) 「参考資料」にあげてないが、『沖縄の県民像』1985、東江平之『沖縄人の意識構造』1991があげられる。
- (4) 言葉は違うが、やや近い例として、新城和博の「『復帰』は、ある意味で大失敗だった」という発言がある。新城1996参照。
- (5) 渡名喜は、「吉本や島尾に共通する方法」として「天皇制国家」の「中において内から『異質性』を摘出していく」という「相対化」の方法をあげ、これにたいして新川明の思想には、このような自己相対化の視点が見られず、「天皇制国家の忠実なる一員としてアジア・太平洋地域の民衆に対し侵略者として相対した『沖縄人』の責任の所在があいまいにされる恐れが残っている」と批判的に述べている。
- (6) こうした「不安」や「疑問」は私個人の杞憂だと言ってしまうこともできる。だが、同じような「杞憂」を別の場面で(沖縄に関する別の論脈で)しばしば感じることも事実だ。最近の例で言えば、「独立」をめぐってヤマト・ジャーナリズムの姿勢を批判した新崎盛暉も、私の「杞憂」に比較的近い場所にいたと思われる。新崎1997参照。
- (7) 「復帰」の思想研究の基礎的文献として、

このほかに『中央公論』1972年6月号や『沖縄文学全集』18巻をあげることができる。また、研究書として鹿野政直『戦後沖縄の思想像』などがある。

- (8) 詳しくは渡名喜1995、富山1971参照。
- (9) 加藤1995、1997、比屋根1996b参照。
- (10) 本来、別稿を要する課題ではある。
- (11) 「参考文献」であげた「雑誌特集」ほか、サイド、ファノン、アンダーソン、姜尚中の著書等を参照。
- (12) 米須1995、1996、比屋根1996a参照。
- (13) 屋嘉比1994、1995、末次1996。屋嘉比1996も参照。
- (14) 屋嘉比1992a、1992b、米須1992参照。
- (15) 「ナショナリズム」と「エスニシティー」については既に多くの議論や研究がなされている。たとえば大澤1996、山内1997。ここで山内の議論にもとづき〈表2〉を作成した。山内が論じているのは「差異への権利」の問題であり、「ポスト・コロニアル」な状況の中の陥穽についてである。「差異」や「差別」をキイ・ワードとしてきた「琉球民族論」や「復帰論」にとって参照すべき議論だと思う。たとえば〈表2〉の「普遍派反人種主義」を「復帰運動」と「同化論」に、「差異派反人種主義」を「反復帰論」とそれ以降の沖縄の思潮に、それぞれなぞらえることが可能だ。イスラム史や現代ヨーロッパの状況を踏まえながら「大事なのは、われわれのほとんど全員が人種差別主義に誘惑されかねないことにあるのではないか」「こうした『差異派人種主義』の登場にたいして（ルペンの国民戦線などをさす。引用者注）、エスニック・アイデンティティと差別の歴史性だけを強調する『差異派反人種主義』の主張はもはや説得力をもたない」と語る山内の議論は傾聴にあたいする。大澤真幸もまた、しばしばメタ言語の形態を取る「新しいナショナリズム」が、「差異を自然化する人種主義を基

調としたものへ」、「ファシズムに隠喩を求めることができるような形態に漸近する危険性」について語っている。

表2：差異・差別と人種主義

差異派反人種主義	差異派人種主義
普遍派反人種主義	普遍派人種主義

- (16) 屋嘉比1990参照。
- (17) 屋嘉比は、たとえば最近の論考で（屋嘉比1997a）「近年の民族概念の認識の変容を考えるにあたり、あらためてその時代のディスクールを問い直す作業の重要性を、痛感せざるをえない。むしろ『民族』を、民族そのものがもつ実体としてとらえるのではなく、その時代のディスクールとして、時代の『語り』としてとらえた方が、むしろよいのではないかとさえ思えてくる」と語っている。
- (18) 90年代に入ってから続々と発表された富山一郎の一連の著作は、客観的な学問対象として沖縄をとらえる従来の「沖縄研究」「沖縄論」と異なり、主体性としての「沖縄人」を一貫して主題化してきていると言える。その意味で「琉球民族論」の名で富山の業績を呼んでも驚くにはあたらないと思える。富山1990、1995、1996、1997参照。
- (19) 村井1995、1996など。
- (20) 清田政信は60年代・70年代をつうじて、もっとも活躍した青年思想家であった。また、清田の新川・川満批判は「反復帰論」「自立論」内部から出された本質的批判であり、沖縄のナショナリズム・ファシズム批判として現在も有効性をもつと考えられる。清田1959、1972等、参照。

- ②1) 比屋根薫はもっとも初期にぞくする、吉本隆明「異族論」「南島論」の正当な受容者・理解者である。比屋根1970を参照。また90年代なかば以降の比屋根の批評活動は「現在時」の沖縄の思想的可能性を測定する一方の定点として存在している。比屋根1995他。
- ②2) 清田はその先駆形として評価されよう。「戦後以後」の概念については、加藤1995、1996参照。
- ②3) 90年代以降の新思潮の登場の背景には沖縄社会の変容と成熟が存在する。比屋根

が市民社会の成熟度に沖縄の現在の可能性を見ているのにたいして、屋嘉比は沖縄社会の「1978年転換説」をとっている。ともに都市型社会への転換を前提にした論であり、興味をそられる。比屋根1996a、屋嘉比1990参照。

- ②4) 屋嘉比1997a, 1997b参照。とりわけ屋嘉比1997bは「フィクション」の視点がきわだつ、旧世代とのすぐれた思想的対論である。

- ②5) 例として富永1990, 1996。

- ②6) ハンナ・アレント1995等が参考になると思われる。

「復帰論」関連資料リスト

1) 基本資料(年代別)

①復帰前

- 『沖縄の地位』 国際法学会編 1955
- 『沖縄』 饒平名智太郎 1956
- 『南方諸島の法的地位』 南方同胞援護会編 1958
- 『沖縄からの報告』 瀬長亀次郎 1959
- 『沖縄県祖国復帰運動史 民族分断十八年にわたる悲劇の記録』 沖縄県祖国復帰協議会他共編 1964
- 『沖縄問題二十年』 中野好夫・新崎盛暉 1965
- 『沖縄黒書』 沖縄・小笠原返還同盟 1967
- 『沖縄返還 付・朝日新聞世論調査』 朝日新聞社 1968
- 『シンポジウム沖縄 引き裂かれた民族の課題』 木下順二他 1968
- 『沖縄と米日独占資本』 牧瀬恒二 1968
- 『沖縄復帰への道』 南方同胞援護会 1968
- 『沖縄問題基本資料集』 南方同胞援護会 1968
- 『復帰問題研究』 1～3 復帰問題研究会編 1968～1969
- 『沖縄問題入門』 沖縄返還同盟編 1969
- 『資料 沖縄問題』 岡倉古志郎・牧瀬恒二 1969
- 『現地からの報告 沖縄』 大城立裕 1969
- 『沖縄報告』 朝日新聞社編 1969
- 『沖縄の夜明けをめざして』 沖縄教職員会 1969
- 『ドキュメント 沖縄闘争』 新崎盛暉編 1969
- 『戦後資料・沖縄』 中野好夫編 1969

②復帰前後

- 『沖縄70年前後』 中野好夫・新崎盛暉 1970

- 『沖縄ノート』 大江健三郎 1970
- 『沖縄解放への視角』 沖縄研究会編 1971
- 『沖縄復帰の基本問題 昭和四十五年度沖縄調査報告』 国立国会図書館調査立法考査局 1971
- 「沖縄白書 増補版」 『法律時報』臨時増刊 1971
- 「沖縄協定 その批判的検討」 『法律時報』10月号臨時増刊 1971
- 『沖縄復帰の記録』 南方同胞援護会編 1972
- 「特集 沖縄の思想と文化」 『中央公論』6月特大号 1972
- 『沖縄復帰に伴う特別措置関係法規集』 大蔵財務協会 1972
- 『追補版 沖縄問題基本資料集』 南方同胞援護会編 1972
- 『沖縄復帰関連政令・省令集』 沖縄県町村会 1972
- 『沖縄復帰関連法令集』 沖縄県町村会編 1972
- 『祖国なき沖縄』 東京沖縄県学生会 1973
- 「復帰後の沖縄白書 復帰は何をもたらしたか」 『法律時報』増刊 1975
- ③復帰後10年～15年
- 『沖縄資料センター目録』 法政大学沖縄文化研究所 1982
- 「復帰10年の沖縄白書」 『法律時報』増刊 1982
- 『沖縄県祖国復帰闘争史 資料編』 沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会 1982
- 『沖縄県祖国復帰闘争史 写真集』 沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会 1982
- 『沖縄文化の源流を考える 復帰10周年記念行事沖縄研究国際シンポジウム報告書』 沖縄県 1983
- 「特集：沖縄復帰の総合的研究」 『南島文化』第5号 沖縄国際大学南島文化研究所 1983
- 『復帰後における沖縄住民の意識の変容』 琉球大学法文学部社会学科広報学研究室（大田昌秀） 1984
- 『戦後沖縄における社会行動と意識の変動に関する研究』 琉球大学法学部 1985
- 『シンポジウム復帰 その評価をめぐって』 沖縄国際大学南島文化研究所 1985
- 『日本になった沖縄』 新崎盛暉 有斐閣新書 1987
- ④復帰20年以後
- 「特集 沖縄復帰二〇年」 『歴史地理教育』487号 1992
- 「特集 沖縄・復帰20年の変化」 『地理』37-5 1992
- 『「復帰願望」 昭和の中のオキナワ』 森口裕 1992
- 『沖縄事情'70～'71』 牧瀬恒二 1992
- 『沖縄事情'72～'73』 牧瀬恒二 1993
- 『沖縄からの報告 復帰世20年』 朝日新聞西部本社編 1993
- 『沖縄事情'74～'75』 牧瀬恒二 1993
- 『復帰20年、沖縄はどう変わったか』 放送大学公開講座17 放送大学公開講座委員会 1993
- 『沖縄事情'76～'77』 牧瀬恒二 1994
- 『沖縄文化の源流を探る 環太平洋地域の中の沖縄』 復帰20周年記念沖縄研究国際シンポジウム 1994
- 『復帰20年・沖縄の政治・社会変動と文化変容』 琉球大学教養部 1995

2) 研究資料（分野別）

①政治史・社会史（沖縄）

- 『戦後沖縄史』 新崎盛暉 日本評論社 1976, 1982

- 『沖縄戦後史』 新崎盛暉 岩波書店 1976, 1990
 『戦後沖縄の社会変動と家族問題』 新崎盛暉・大橋薫 1989
 『世替わりの渦のなかで〈沖縄同時代史第一巻 1973～1977〉』 新崎盛暉 凱風社 1992
 『琉球弧の視点から〈沖縄同時代史第二巻 1978～1982〉』 新崎盛暉 凱風社 1992
 『小国主義の立場で〈沖縄同時代史第三巻 1983～1987〉』 新崎盛暉 凱風社 1992
 『柔らかな社会を求めて〈沖縄同時代史第四巻 1988～1990〉』 新崎盛暉 凱風社 1992
 『「脱北入南」の思想を〈沖縄同時代史第五巻 1991～1992〉』 新崎盛暉 凱風社 1993
 『基地のない世界を〈沖縄同時代史第六巻 1993～1995〉』 新崎盛暉 凱風社 1996
 『沖縄現代史』 新崎盛暉 岩波書店 1996
 『平和と自立をめざして〈沖縄同時代史第七巻 1996～1997.6〉』 新崎盛暉 凱風社 1997

②政治外交史（日米関係）

- 『戦後日本の政治と外交－沖縄問題をめぐる政治過程－』 渡辺昭夫 福村出版 1970
 『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』 河野康子 東京大学出版会 1994
 『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』 若泉敬 文芸春秋 1994
 『戦後日本の形成と発展』 皆村武一 日本経済評論社 1995 とくに「第Ⅱ部米国軍政府の琉球列島占領管理政策」
 『日米関係のなかの沖縄』 我部政明 三一書房 1996

③思想史・思想論（沖縄）

- 『戦後沖縄の思想像』 鹿野政直 朝日新聞社 1987
 『沖縄文学全集』第18巻 評論Ⅱ 国書刊行会 1992

3) 参考資料（著者別）

①沖 縄

- 新川 明 1970 「「非国民」の思想と論理」 叢書『わが沖縄』第5巻「沖縄の思想」 木耳社
 1971 『反国家の凶区』 現代評論社, 1996 社会評論社
 新崎盛暉 1997 「沖縄独立論の虚実」 『沖縄タイムス』1997年5月30日
 上原生男 1972 「「空道の思想」とは何か」 『中央公論』6月特大号特集「沖縄の思想と文化」
 大城立裕 1997 『光源を求めて』 沖縄タイムス社
 大田昌秀 1969 『醜い日本人』 サイマル出版会
 1971 『拒絶する沖縄』 サイマル出版会, 1996 近代文芸社
 1990 『沖縄の挑戦』 恒文社
 川満信一 1972 「民衆論」 『中央公論』6月特大号特集「沖縄の思想と文化」
 1978 『沖縄・根からの問い』 泰流社
 1987 『沖縄・自立と共生の思想』 海風社
 清田政信 1959 「変革のイメージ」 『琉大文学』18号 → 清田1970『情念の力学』新星図書
 出版 → 1992『沖縄文学全集』第17巻
 1972 「沖縄戦後詩史」 『現代詩手帖』9月号 → 1992『沖縄文学全集』第17巻
 米須興文 1991 『ピロメラのうた 情報化社会における沖縄のアイデンティティ』 沖縄タイムス社
 1992 「『ピロメラのうた』への批判に答える」 『沖縄タイムス』1992年7月22日
 1995 「過去の閉塞から未来の開示へ」 『沖縄文芸年鑑1995』 沖縄タイムス社

- 1996 「シェイマス・ヒーニーのノーベル賞受賞講演を読む」 『沖縄タイムス』1996年5月9日・10日
- 新城和博 1996 「リバイバル『沖縄を返せ』〈下〉」 『琉球新報』1996年4月24日 → 1997新城『《太陽雨》の降る街で』ボーダーインク
- 新城兵一 1972 「辺境論」 『中央公論』6月特大号特集「沖縄の思想と文化」
- 末次 智 1996 「伊波普猷と新おもろ学派 ナショナリズムと郷土＝沖縄研究」 『浦添市立図書館紀要』No.7
- 高良倉吉 1997a 『「沖縄」批判序説』 ひるぎ社
1997b 「済州史シンポに参加して」 『琉球新報』1997年12月24日
- 高良 勉 1988 『琉球弧 詩・思想・状況』 海風社
1995 『発言・沖縄の戦後五〇年』 ひるぎ社
1996 『琉球弧の発信』 お茶の水書房
- 渡名喜明 1992 『ひと・もの・ことの沖縄文化論』 沖縄タイムス社
1994 「沖縄論の展開－〈差異〉の解釈を巡って」 『沖縄文化の源流を探る』
1995 「日本「本土」と沖縄の〈差異〉はどう解釈されてきたか」 『復帰20年・沖縄の政治・社会変動と文化変容』 琉球大学教養部
- 富山一郎 1990 『近代日本社会と「沖縄人」』 日本経済評論社
1995 『戦場の記憶』 日本経済評論社
1996 「対抗と遡行－フランツ・ファノンの叙述をめぐって」 『思想』6月号
1997 「「琉球人」という主体－伊波普猷における暴力の予感」 『思想』8月号
- 富山和夫 1971 「復帰の思想的系譜－同化論から反復帰論へ」 『沖縄復帰の基本問題－昭和四十五年度沖縄調査報告』 国立国会図書館調査立法考査局
- 仲宗根勇 1981 『沖縄少数派』 三一書房
- 西里喜行 1996 「琉球＝沖縄史における「民族」の問題」 『新しい琉球史像 安良城盛昭先生追悼論集』 榕樹社
- 西原森茂 1983 「沖縄の復帰運動についての一視点」 『南島文化』5号
1985 「復帰運動の変容と評価」 『シンポジウム復帰』 沖縄国際大学南島文化研究所
- 比屋根薫 1970 「沖縄・琉球の問題とは何か」 『沖縄タイムス』1970年12月16・17日
1995 「B'zをめぐる冒険」 『沖縄文芸年鑑1995』 沖縄タイムス社
1996a 「思考としての5・15」 『琉球新報』1996年5月14日・15日
1996b 「戸口に立つ訪問者」 『琉球新報』1996年10月8日「落ち穂」
- 屋嘉比収 1990 「虹豚という〈フィクション〉」 『沖縄タイムス』1990年1月8日・9日
1992a 「変容と創造の狭間」 『沖縄タイムス』1992年7月9日・10日
1992b 「越境する意志」 『沖縄タイムス』1992年8月18日・19日・20日
1994 「沖縄の一つの可能性」 『沖縄文芸年鑑1994』 沖縄タイムス社
1995 「特集にあたって」 『けーし風』9号「特集 沖縄・土地の記憶」
1996 「沖縄、土地の記憶 パトリオティズムの思想」 『神奈川大学評論』25号
1997a 「「琉球民族」への視点 伊波普猷と島袋全発との差異」 『浦添市立図書館紀要』No.8
1997b 「新川明さんへの手紙」 『叙説』15号「特集 検証戦後沖縄文学」

②日 本

- 大澤真幸 1996 「ネーションとエスニシティ」 『岩波講座 現代社会学 24 民族・国家・エスニシティ』
- 加藤典洋 1995 「敗戦後論」 『群像』1月号 → 加藤1997『敗戦後論』講談社
1996 「戦後後論」 『群像』8月号 → 加藤1997『敗戦後論』講談社
- 姜 尚中 1996 『オリエンタリズムの彼方へ』 岩波書店
- 島尾敏雄 1954 「「沖縄」の意味するもの」 『おきなわ』1号 → 1982『島尾敏雄全集』第16巻 → 1992『沖縄文学全集』第18巻
1961 「ヤポネシアの根っこ」 → 1982『島尾敏雄全集』第16巻 → 1992『沖縄文学全集』第18巻
1970 「ヤポネシアと琉球弧」 → 1983『島尾敏雄全集』第17巻 → 1992『沖縄文学全集』第18巻 → 島尾1992『新編・琉球弧の視点から』朝日文庫
- 富永健一 1990 『日本の近代化と社会変動』 講談社学術文庫
1996 『近代化の理論』 講談社学術文庫
- 村井 紀 1992 『南島イデオロギーの発生』 福武書店, 1995(増補改定版) 太田出版
1996 「近代日本におけるnationの創出」 『岩波講座 現代社会学 24 民族・国家・エスニシティ』
- 山内昌之 1997 「差別と差異」 『本』6月号
- 吉本隆明 1970a 「異族の論理」 『文芸』1970年2月号 → 吉本1970『情況』河出書房新社
1970b 「南島論」 → 吉本1972『敗北の構造』 → 吉本1989『信の構造part 3 吉本隆明全天皇制・宗教論集成』春秋社 → 吉本1995『語りの海 吉本隆明 ①幻想としての国家』中公文庫
1989a 「南島論序説」 『文芸』1989年春季号 → 吉本他1989b『琉球弧の喚起力と南島論』河出書房新社

③世 界

- ベネディクト・アンダーソン 1997『増補 想像の共同体』白石さや・白石隆訳 NTT出版
- エドワード・W・サイード 1993『オリエンタリズム』板垣雄三・杉田英明監修 今沢紀子訳 平凡社
- フランツ・ファノン 1996『地に呪われた者』鈴木道彦・浦野衣子訳 みすず書房
- ハンナ・アレント 1995『革命について』志水速雄訳 ちくま学芸文庫

④雑誌特集・講座、他

- 『思想』1996, 1月号「特集＝カルチュラル・スタディーズ」 岩波書店
『現代思想』1996, 3月号「特集＝カルチュラル・スタディーズ」 青土社
『岩波講座 現代社会学 24 民族・国家・エスニシティ』1996 岩波書店

4) 文献解題(内容目次)

〈資料1〉

『沖縄復帰の基本問題－昭和四十五年度沖縄調査報告』 国立国会図書館調査立法考査局 1971. 3

※内容 第一部調査報告

- 序論にかえて＝戦後沖縄史の時代区分－本土との関係を中心に 西野照太郎(外務調査室)
I 国際環境からみた沖縄復帰－島しょ住民の自決権と自治権 西野照太郎(外務調査室)

- II 沖縄の国政参加 永井幹久（政治行政課）
 - III 沖縄の司法制度上の問題と米軍の犯罪 宮脇 生（法務課）
 - IV 沖縄における米軍基地および軍用地問題 宮脇 生（法務課）
 - V 沖縄の通貨切替えと金融・財政構造 杉本金馬（財政金融調査室）
 - VI 沖縄の産業構造と開発問題－経済「自立」への道 村上勝敏（商工課）
 - VII 沖縄における外資導入と「工業化」の進展 村上勝敏（商工課）
 - VIII 沖縄離島問題 安積鋭二（社会厚生課）
 - IX 復帰の思想的系譜－同化論から反復帰論へ 富山和夫（農林課）
- 第二部文献解題（I一般 II政治・法律 III経済 IV社会・文化 あとがき－沖縄調査の特殊性について）

附属資料（付図 付表 年表 他）

〈資料2〉

『復帰20年・沖縄の政治・社会変動と文化変容』 琉球大学教養部 1995. 3

- ※内容 復帰思想の形成－“島ぐるみ土地闘争”を中心に－ 比屋根照夫
- 米国議会と東アジア戦略－1990～1993年国防権限法の審議過程－ 我部政明
- 日本「本土」と沖縄の〈差異〉はどう解釈されたか 渡名喜明
- 自治の変容と課題 仲地 博
- 日本復帰運動と中国の対応 上里賢一
- 尖閣列島領有権問題 赤嶺 守
- 「首里十二カ所廻り」にみられる宗教の重層構造－寺院の組織化と民間宗教－ 稲福みき子
- 沖縄米軍基地における異文化コミュニケーション聞き取り調査 小那覇洋子
- ある沖縄出身作家の肖像－東峰夫－ 森田孟進
- 沖縄県における復帰後の開発と自然災害 前門 晃

資料1は復帰の約一年前に政府機関から出された調査報告書である。巻末の扉に「本資料は、国会審議の参考の用に供するために印刷したもので、一般に公刊するものではありません。」という断りがある。つまり当時の国会内で議員に配られた参考資料だと推測される。全470ページ。内容は、国際政治、司法制度、経済、産業構造、開発問題等、多岐にわたる。また各方面の行政官が調査・執筆した内容は充実しており、当時の日本政府の沖縄認識を知る上でも資料価値が高い。

資料2は復帰20年を経過した時点で、復帰後の沖縄社会を多角的な視点から分析・研究した大学研究者たちによる研究報告集である。その「はしがき」に「本研究グループは、復帰20年を迎えた沖縄の政治・社会変動と文化変容の実態を、総括的・構造的に把握することを目的として組織された。参加メンバーは日本政治思想史、国際関係論、行政法、中国史、文化人類学、言語学、地域文化史、地理学の各分野にまたがり、研究の視点もまちまちであるが、調査研究は、そのために資料の収集から検討、報告書の執筆まで、学際的な討論のもとに実施された。このような組織こそ研究目的を遂行するうえで有効と考えたからである。」とあり、調査研究の結論として「総体としていえることは、伝統的な文化と社会構造が、米軍占領と日本『本土』からの分断によって大きな影響を受け、さらに復帰によって急激に変動した。それらを含む他府県に見られない歴史的・文化的・自然的特質によって、今なお沖縄は『本土』を照射する独自の位置を占めていることが、本研究によって明らかになった。」と述べている。

私の本土復帰 —私蔵の復帰資料から—

又 吉 盛 清

ここに記したのは、高校生の頃に地元の新聞に寄稿した1959年から、1972年の祖国（日本）復帰（本土からは、沖縄返還）までの13年間に、その都度収集した資料と書きとめておいた所感からまとめた私の本土復帰である。

1. 高校生の社会的発言

私は、高校三年の夏（1959年8月）に広島で開かれた第五回原水爆禁止世界大会に、原水爆禁止沖縄県協議会の代表団の一人として参加したことがあった。高校生も復帰勢力の一翼を担い、「社会的発言」を全国に向けて積極的にやるべきだと思っていた矢先に、第五回大会から高校生階層別協議会が設けられたので、参加することにしたのである。

沖縄ではこの年の5月に、沖縄統治の最高権力者である高等弁務官が、死刑法といわれた新集成刑法を公布したので、反対運動が盛り上がっていた。集成刑法は、日本本土を外国として扱い、活動家をスパイ、治安妨害、サボタージュの名の下に復帰運動をはじめ、一切の民主・反戦運動を弾圧しようとしたものである。米軍の法解釈によっては何時でも誰でも死刑をもって処することができるという弾圧法であった。

6月には、石川市の宮森小学校に米軍ジェット機が墜落、学童らに死者17人、重軽傷者121人を出し、米軍パイロットは脱出して無傷で助かるという事件が起こった。この人命も人権も思想の自由も保障しないアメリ

カの軍事占領支配の実態を思い知らされた二つの出来事に、県民の怒りは頂点に達し、大衆的な抗議運動が各地で行なわれた。沖縄代表団は、このような中で、沖縄の現状を広島で報告し、沖縄の日本復帰と、当面する集成刑法反対を訴えた。

大会は、沖縄からの報告をふまえ、日本代表の決議によって、沖縄の原爆基地化、米国の属領化を許さず、集成刑法の危険性を指摘することになった。大会には全国から800人の高校生が参加し、安保闘争を通じて高まっていたエネルギーが集結された。

広島の原水爆禁止世界大会への参加は、核兵器と隣り合わせの沖縄を生きている高校生にとって、沖縄と広島・長崎を結ぶ平和運動の意味を考えるとともに、核戦争の残酷さを具体的にイメージさせるものになった。そして新ためて沖縄の軍事基地のもつ非人間的な認識を深めさせるものとなる。

沖縄の高校生が、盛んに「社会的発言」を求めて高校生活動をはじめたのは、1956年に発表された「プライス勧告」に反対する「島ぐるみ」の土地闘争の頃からである。

「プライス勧告」とは、米国下院軍事委員会特別分科委員会のプライス委員長が発表した沖縄報告書のことである。それは、県民の軍用地代の一括払い反対、軍用地の新規接收反対などの、土地を守る四原則に基づく要求に対して、無期限保有を勧告したものであった。

これに対して、琉球政府、琉球立法院、市町村長会、土地連合会、市町村議会議長会、三政党、教職員会、沖青連などは連絡協議会

を組織して四原則貫徹の住民大会を市町村あげて開催した。この時、高校生も立ち上がり、那覇高校では生徒会が、「那覇高校四原則貫徹総決起大会」を開催し、1600人の生徒が参加した。続いて野嵩高校（現普天間高校）・首里高校・石川高校と決起大会が続き、高校生も次代を担う自覚をもつようになっていった。また、このような高校生の社会的な発言に対して県民も温かくこれを見守った。

私は、この「島ぐるみ」闘争の翌年に首里高校に入学した。学園にはまだ闘いの余韻が残っていて、歌ごえ運動や学習会などが活発に行われていた。また、四原則貫徹の土地闘争の中から、大きく目覚めた那覇市民の支持をうけて当選した沖縄人民党の瀬長亀次郎那覇市長を追放するために米軍は、布令を改正して強権を発動したので、それに反対する那覇市政を守る集会も開かれ高校生の参加が多くなっていた。このような中から高校生の問題意識も日増しに高くなり、やがて高校生の活動家らが全沖縄の高校生に呼びかけて「全沖縄社会研究会」が結成された。

今回（1996年）、沖縄県の大田昌秀知事が、軍用地強制使用代理署名を拒否したことから、高校生の関心も高まり、独自の取り組みもあって注目されたが、沖縄ではこのように「島ぐるみ」的な総決起になると、何時でも高校生の社会的な発言を求める活動が起こっている。そしてそのことがまた、若い世代のひとつの政治的な体験となって、次代を担う自覚とともに多くの人材を育成することにもつながっている。

2. 日本本土の沖縄学生運動

60年代になると、沖縄県祖国復帰運動協議会（復帰協、60年4月）、全沖縄労働組合（全沖労、61年6月）、全沖縄軍労働組合（全軍労、同上）が結成されて、その後の復帰運動の中心的な役割を果たす組織が次から

次へと誕生した。

しかし、日本本土では、60年安保闘争の国民的規模の昂揚期でも、沖縄返還闘争を位置付けることが出来ずにいた。沖縄問題が国民的な課題になるまでには、まだ長い道程と厳しい多くの闘いが必要であった。

この頃、日本本土では、何よりも沖縄問題についての情報が不足していた。私が、琉球列島米国民政府高等弁務官（ドナルド・P・ブース中将）発行の、「琉球人民又吉盛清は留学のため日本へ旅行」と記した、日本渡航証明書（パスポート）をもって上京したのは、1961年3月のことであった。

日本人である沖縄人が、日本に「留学」という奇形的なありように許しがたい屈辱を感じながら乗船し、鹿児島を經由して東京までの三泊四日の長い汽車の旅路であった。

東京は、1947年に新設され、後に財団法人沖縄財団（現沖縄人材育成財団）の学生寮（南灯寮）で1年半余りを過ごした。沖縄出身の学生は、正式には「在日留学生」といわれ、国費・自費・私費の三つの進学コースがあった。私費は自弁で渡航して試験を受け入学した。国費と自費は、琉球政府が日本政府の援助を受けて、1955年から実施した国費・自費学生制度によって選抜された。

県内で実施された選抜試験に合格すると、日本本土の国公立大学に入学が許可された。国費学生は学費が支給されたが、自費学生には援助がなかった。この制度の前身は、1953年の琉球育英会の発足と共に、スタートした国費だけの契約学生制度である。その狙いは、沖縄の軍事占領支配の米国民政府の協力者養成を目的としていた。そのため合格者には、当然のこととして、米国への忠誠を示すために果たさなければならない義務や、規制が課された。

琉球育英会は、1956年のプライス勧告に反対する「島ぐるみ」の土地闘争の中で開催された帰省学生大会に対して「在日留学生」

は、「一切の反米的政府的集会その他の政治活動に参加しないように」と、警告を発し帰省学生を規制した。

南灯寮には、米国民政府の指示をうけたスパイが潜入して、学生活動家の情報収集を行っているとの噂もたえず囁かれた。また活動家の中にもスパイがいるとのことで、みんな疑心暗鬼になり、お互いの行動を牽制し合うこともあった。そのため寮生の中には、帰省後の就職活動に差し障りがあるとのことで、自己規制をして活動を避けるものもいた。

3. ベトナム戦争下の沖縄

1965年2月に、米軍の北ベトナムへの爆撃、いわゆる「北爆」が始まった。沖縄の米軍基地は、この年の1月に、佐藤栄作首相とジョンソン米国大統領の会談によって、公的にも初めてその重要性が認識された。これは、日米両政府による共同行動によるベトナム侵略の沖縄基地の拠点化を意味し、やがてそれは、自衛隊の沖縄派遣の布石ともつながるものであった。

「北爆」によるベトナム戦争の拡大は、ますます沖縄基地の使用を増加させた。ベトナムの戦場と直結した沖縄の米軍犯罪は続発し、罪のない多くの沖縄人の生命が奪われた。これらの事件の頻発は、アメリカのベトナム侵略戦争の本質を明らかにしたものであった。

日本政府は、米国政府と協調し、ベトナム戦争に全面的に加担し、沖縄の米軍基地の自由使用を容認した。琉球政府は、これに手を貸している。私は、米軍犯罪の日米琉の関わりを分かりやすく知らせたいと思い、戯曲風の読みやすい『県民裁判』のシナリオを書いた。このことは長い間忘れかけていたが、1995年に三人の米兵が起こした少女暴行事件に対する抗議集会、大田沖縄県知事の軍用地強制使用代理署名の拒否と、それに対する国の提訴、県民投票などの一連の動きの中

で記憶が甦り、そのシナリオが資料ファイルから探し出したのである。シナリオを見てみると、日本復帰25年後の今日でも依然として沖縄の米軍基地の状況は、少しも変わっていないことを立証しており、新ためて怒りを覚えた。

前記でも触れたように、60年代の日本本土では沖縄問題はよく知られていなかった。私は時間を見つけては帰郷し、琉球政府や関係機関、関係者に会って資料収集をした。その資料を活用して、本土に沖縄の実態を報告し、闘いの連帯を目指した。

ベトナム戦争下の沖縄では、米軍犯罪の他に新規の土地収奪や沖縄人労働者にベトナムの戦場行きが命じられたりしていた。台風避難を口実にB52爆撃機が飛来すると、それが恒常化して、直接にベトナムに出撃するようになった。

このような状況の中で、沖縄の闘いはベトナム人民との連帯やアジア全体との関わりも意識するようになった。この頃から加害者としての沖縄人の姿、反戦平和の視点が祖国復帰運動の中に強く提起されていくのである。

4. 教公二法と家永教科書裁判

日本本土の教育状況の中で、沖縄の教育問題を考える視点と運動をどのように展開し、本土と沖縄の闘いを結合させていくのかも、この頃のひとつのテーマであった。

家永教科書裁判は、文部省の教科書検定の違憲性を問うものであり注目された。憲法が空洞化していく日本本土の動きは、やがて自衛隊の沖縄派遣とつながるものであり、日米共同防衛の議論とともに気になるものであった。

沖縄現地の教公二法（地方教育区公務員法・教育公務員特例法）は、保守派の沖縄民主党によって、革新勢力の基軸になっていた沖縄教職員会を狙い打ちにし、本土並みに政治活

動や争議行為を禁止することと、勤務評定を規定したものであった。

5. 沖縄返還運動の共闘体制

日本本土において軍事占領下の沖縄の現状が、全国的に知られるようになったのは、1955年1月に朝日新聞が、「米軍の沖縄民政を衝く」と題して取り上げられた頃からである。それでも沖縄問題が、返還運動として強く取り組まれるには、十分な沖縄情報と運動の担い手になる組織と人が必要であった。

朝日新聞の報道から明けて56年には、プライス勧告に反対する四原則貫徹の「島ぐるみ」の土地闘争が全国民の注目をひいた。56年7月と57年2月に、大衆的な「プライス勧告反対、四原則支持、祖国復帰」の東京日比谷大会が開催され、徐々に沖縄の現状も知られるようになった。

このような中から1958年に、社会党、共産党、総評の有志らによって「沖縄問題懇談会」が結成され、組織的な取り組みも始められるようになった。これらの動きが60年の安保闘争を経て、沖縄と本土の闘いに共通な目標を見出し、相互に連帯の必要性が意識されるようになったのである。

また、沖縄現地ではこの安保の年に、全県民の民意を集約した沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成され、本土との組織的な共闘体制が、何時でも組めるようになった。

一方、日本本土では、この復帰協結成前の1月に、社会党、共産党、総評、平和委員会が共闘して沖縄返還要求国民大行進を開催した。行進は大会会場の鹿児島市から東京まで20の都道府県代表が参加する国民的な広がりを持つものになった。

このような中から、1963年4月28日に共通の目標に向かって、本土と沖縄の共闘による返還運動が初めて、海上交歓となって実現した。海上交歓は、社会党、共産党、総

評が中心となり、56団体によって沖縄返還運動中央実行委員会が結成されるという画期的なものであった。

続く64年の海上大会は、本土における民主・平和運動の分裂が反映して、「4・28」と「8・15」のふたつの大会が開催されたが、内外の激しい情勢は、大会の分裂を許さずに、65年には統一して開催されるようになった。

1965年7月には、文化人ら36氏の呼びかけで、沖縄・小笠原返還同盟が結成された。これは個人加盟の全国単一組織で、沖縄・小笠原返還に賛成するあらゆる人々が、思想、信条、党派をこえて結集した。ここに初めて日本本土における沖縄返還運動を日常的に取り組む、全国的な規模の組織が誕生したのである。

6. 沖縄返還論と日米の軍事強化

1967年に初めて「沖縄基地の自由使用」を前提条件に、沖縄の核つき返還論が出た。この頃から沖縄返還についてのさまざまな動きが見られるようになる。この年に国会の衆参両院に「沖縄問題に関する特別委員会」（沖縄特委）が設置されたのも、その一つであった。

この背景には、沖縄現地の教公二法阻止闘争や、復帰運動の高揚、アメリカのベトナム政策の破綻があった。特にベトナム政策の失敗は、アジア政策全体の行き詰まりを意味するものであり、同盟国としての日本の積極的な協力、加担がますます必要になっていた。

沖縄返還についての具体的なプログラムの編成が、日米の軍事体制の強化を何よりも最優先させる中で、再び日米両政府の沖縄をめぐる取引が始まったのである。

1967年11月に佐藤・ジョンソン会談によって、沖縄の施政権を日本に返還する方針が決定したのは、こうした背景があったの

である。会談では返還の時期について、日米両政府の双方で満足し得る時としたのは、正に日米の軍事協力の体制が約束され、はじめて返還時期を明らかにするというものであった。このような日米両政府の方針に対して、沖縄現地では真の復帰とは何かということが、提起されるようになった。そしてこの会談では小笠原を68年6月に返還させることが決定した。返還後は、小笠原は東京都の行政区に編入された。日米両政府は、1969年に入ると、沖縄返還の時期と態様について議論を始めるようになる。その中から出てきたのが、「72年返還、核抜き本土並み」を基本方針としたものである。この基本方針は、11月の佐藤・ニクソン会談によって確認され、「日米共同声明」として発表された。

沖縄基地が米国の自由使用にまかされて、核兵器や毒性化学兵器が貯蔵されているのは、よく知られていることであった。沖縄の返還で米国が日本政府の核政策を理解して、核抜きを保障したといっても、これはとても信用できるものではなかった。

7. 復帰前夜、全軍労の闘い

米国は、「日米共同声明」の発表をまって世界にまたがる米軍基地の軍事費の削減を名目に、沖縄基地に働く労働者の解雇（2千数百人）と賃金引下げ、配置転換、欠員補充の停止などの合理化を打ち出した。

これらの解雇や合理化は、基地の整理・縮小を伴ったものではなく、再編強化を狙ったものであった。そのため全軍労は、70年の1月から第一波48時間スト、第二波120時間ストをもって全面的な撤回闘争を敢行した。

しかし、米軍は譲歩する気配はなく、オフ・リミットなどの経済制裁と武力をもって対抗してきた。オフ・リミットとは、米軍人とその家族の外出を禁止したものである。米軍

に依存していた基地関連業者は、そのため営業不振になったとして、暴力団などを使ってピケ隊を襲撃させた。

琉球政府は、離職者対策を優先させて、ストを全面的に支援することがなかった。また日本政府も離職者の職業指導、職業紹介、特別給付金を支給することで収拾しようとした。

全軍労の解雇はその後も続き、日本復帰前にした1972年3月には、1629人に解雇通告が出された。全軍労は再度、10日間の長期ストを敢行した。しかし米軍は、それでも譲歩することがなかったので、更に7日間延期して闘うが、埒があかず、無期限（35日間）ストに突入した。

しかし、十分な成果は得られずストを打ち切る他はなかった。すでに日米両政府にとって、全軍労の首切りは、沖縄返還の前提であった。また日本政府にとっては、全軍労が弱体化することは好都合なことであり、本気になって解雇の撤回に取り組むようなことはなかった。

8. 日本の中の「異国人」

本土では、沖縄に対する無知からくる偏見と差別によって、「異国人」のように扱われた体験を持つのも少なくなかった。当時、沖縄人の多くが「祖国」に対する期待と憧れから、本土に進学や就職をした。しかし現実にはその期待は、沖縄人の思い込みが強く、多くは裏切られたとして学業を中途に帰郷したり、中にはノイローゼになるものもいた。沖縄の「祖国」に対する熱い想いが、大きければ大きいほど、その落差に自信をなくし、失望も大きくなったのである。

まだ米軍の軍事占領下で、「異民族」として扱われるのは我慢できても、「同国人」であるはずの日本人から「異国人」として扱われるのは、耐えられないことであると、本土に渡った多くの沖縄人は考えていた。

9. 真の復帰を要求、革新の勝利

沖縄の国政参加選挙は、1960年の復帰協結成以来の要求でもあった。日米両政府は、この日本国民としての当然の権利を無視してきたが、沖縄返還が現実的なものになり始めると、政府の主導でこれを進めた方が得策だと考えた。1970年4月に米国との合意が成立し、4月には国政参加特別法案が、国会を通過すると、選挙は11月の実施となった。

政府にとって、沖縄選出の議員を含めた国会で「返還協定」を承認させる必要があった。また革新政党は、民意を無視して進められた復帰に、沖縄の真の声を示す機会として、これに積極的に取り組み、革新の全員当選を果たした。

引き続き12月に実施された県都の那覇市長選挙でも、革新は、平良良松氏の当選を果たした。

こうして革新勢力は、日米両政府に追い打ちをかけて、真の復帰を要求したのである。

10. 民衆の勝利、コザ事件

復帰運動の中で、沖縄人は大きく生まれ変わろうとしていた。新生沖縄を目指して、闘いの中で自己変革を遂げていった沖縄人は、偏見と差別が社会的な所産であり、その問題の解決は、社会的な変革を通して初めて実現できるものであることを学んだのである。これは、もう一つの闘いの勝利でもあった。

72年に沖縄返還が決まった後も米軍犯罪は、続発していた。ベトナム戦争は、米国の敗色が濃くなり、米軍の気分は荒み犯罪は凶暴化していった。

1970年5月に、具志川市で女子高校生刺傷事件が起こった。12月には、糸満市の酒酔い運転による米軍人の主婦轢殺事件に対して米軍法廷は、証拠不十分で無罪判決を言い渡した。

コザ事件は、この無罪判決から十日後に、コザ市（現沖縄市）で発生した。交通事故の事後処理をめぐる米憲兵と群衆の小競合いが、たちまちコザ全域に燃え広がったのである。二十五年の軍事占領支配下の、米軍の仕打ちに対する憤慨がいっぺんに爆発したものになった。

この反米反基地闘争によって、米軍車両数10台と嘉手納基地の建物が焼失したが、誰にも負傷者はなかった。沖縄人の財産に被害が及ぶこともなかった。一人の人命にも損傷を与えないこの暗黙の了解ともいえるべき規律ある行動が、沖縄人の圧倒的な支持と共感を呼び起こすものになり、沖縄中を晴れ晴れとした気分にしたのである。

11. 沖縄問題は終わらない

沖縄返還の内容が明らかになると、沖縄では、その危険性を指弾する「返還協定粉碎」の決起大会が開催されるようになる。1971年4月の返還協定粉碎・春闘勝利・全軍労第三波スト支援の大会もその一つであった。



「沖縄問題は終わらない」として、謝花昇講演会を主催した東京沖縄歴史研究会のメンバー

そして5月19日には、県民の総意を集める返還協定粉碎のゼネスト決行、県民総決起大会が開催された。そして、このゼネスト

に連帯する全国的な行動も行なわれた。

返還協定の調印が、6月に決まると、県民不在の返還協定に抗議する県民総決起大会も準備された。

私が属していた東京沖縄歴史研究会は、1970年2月、日米両政府の反県民的な沖縄返還に対抗して結成されたが、沖縄現地の5・19ゼネストに連帯して、ハンガーストライキを決行した。

1972年5月15日、佐藤首相は、沖縄返還の式典会場で、「外交交渉で領土が回復したことは史上、希なこと」と自画自賛した。同日に屋良朝苗沖縄県知事は、「復帰の内容は、県民の願望が入れられたとはいえないことも事実」と述べた。

屋良知事はこの時、沖縄問題は復帰によっても終わらないことを証言したのである。その通り当日、復帰協は「沖縄処分抗議・佐藤内閣打倒、5・15県民総決起大会」を開催した。会場は、国家権力による新たな現代の「琉球処分」が強行されたとして、怒りの抗議に満ちたものになった。

復帰によって沖縄問題は、新たな局面を迎え、日本政府の下でその本質が見えにくくなり、問題の解決が一層、困難になるに違いないと誰もが予感した。沖縄問題は、終わりではなく始まりなのだという実感であった。このような中で、本土で沖縄返還運動を共に進めていた友人らと、私も帰郷を決意した。こうして復帰を前にした72年に、世替わりの沖縄に次に進むべき道を求めて、東京を引き揚げたのである。

12. よりよき沖縄の未来を求めて

沖縄が本土に復帰した1972年5月15日の日から二十五年の歳月が経った。私は東京で学生生活と就職で11カ年余り過ごした。思えば、中学校の頃に、浦添城跡の高台から東京に向かう客船を眺めながら、いつの日に

かあの船に乗って「沖縄を自由にしてくれる本土」に行きたいと思っていた。これが当時の若い少年たちの「祖国観」であった。

沖縄は、米軍の軍事占領下で、土地取り上げ、米軍犯罪は日常化していた。言論、出版、結社、学問研究の自由はなく、植民地的な弾圧下にあったのは、先述の通りである。

当然のこととして「本土」に就職、進学した多くの青年・学生は、このような沖縄を本土復帰によって解決しようと、寝食を忘れて沖縄問題に取り組んだのである。私もまた、各種の沖縄集会、研究会、サークル、デモに出かけて資料を収集した。ときたま帰郷し



沖縄返還を報じた1972年5月15日当日の朝日、毎日、読売などの本土各新聞。

た時は、琉球政府の関連部局や、政党、労働組合、民主団体などを回った。

このようにして収集した資料は、パンフレット、ビラ、新聞、月刊誌、週刊誌、書籍、報告書、機関紙、バッジ、ポスター、写真など数千点余になった。これらの資料に意義があるとすれば、次のようなことが考えられる。

- (1) 沖縄県民（日本国民）が求めた復帰の内容は、「平和な沖縄・豊かな沖縄」であったことを理解し、復帰運動の原点をもう一度、確認することができる。

！(2)沖縄県民が、復帰に託したものは何であったのか、復帰から25年経った今日の沖縄の現状と比較して、何が変わり、変わらなかったかをよく知り、これからの沖縄を考えることができる。

(3)これまで明らかにされた復帰運動（史）の中でも、空白になっている「本土」側の、個人、団体、研究会、サークルなどの動きをよく知ることができる。

(4)復帰と大きく関わり合い、激動期の時代と格闘して生きた人々の姿を知り、人間の生き方を学ぶことができる。

思えばこれらの資料は、何よりも私の人生の一端であり、沖縄の歴史の重圧に向かい、よりよき明日を求めて生きてきた証でもある。復帰25年経って、自省していえば、私達は、次の世代に復帰のことをきちんと伝える努力をしてきたようには思えないのである。

沖縄を愛する一人一人が、復帰前後の激動期を、いかに生き何を考え、よりよき沖縄の未来を築くために立ち上がったのか、忘れてはならないことが実に多いのである。

復帰前後の図書館事情

山 田 勉

まえがき

琉球列島は敗戦から祖国復帰までの27年間米国の統治下にあり、アメリカ軍政府、1950年以降は米国民政府（USCAR＝United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）の下に沖縄諮詢会（1945－1946）、沖縄民政府（1946－1950）、沖縄群島政府（1950－1952）、そして1952（昭和27）年4月1日以降は琉球政府があった。戦前の県立沖縄図書館の最後の館長であった城間朝教は、いち早く図書館の再建に動きだし、1946（昭和21）年に図書館再建に関する意見書を知事に提出している。1947年2月に沖縄民政府知事から軍政府に図書館設立申請書が送られ、3月に認可されて、4月に石川分館、8月に民政府構内に中央館、10月に首里分館、11月に名護分館が設置をみている。蔵書は4館合わせて2,700冊にすぎなかった。

1951（昭和26）年に中央館を那覇市に新築移転した際に軍政府の直轄となり、その前年に新築された名護・石川の両分館も軍政府直轄となって、名称も3館とも文化情報会館となった。首里分館はとりのこされたので、独立して首里図書館となり、これが後に琉球政府立中央図書館として発展していく事になる。

1. 琉米文化会館の設立とその活動

軍政府情報教育部の直轄となった3文化情

報会館は翌年（1951年）には更に名称を琉米文化会館と改称した。これより先、1950（昭和25）年には名瀬市に奄美琉米文化会館が開館、1952（昭和27）年に平良市に宮古琉米文化会館、石垣市に八重山琉米文化会館が設置されている。戦後から祖国復帰まではこれらの文化会館が沖縄の公共図書館界をリードしてきた。奄美琉米文化会館は奄美大島の日本復帰1953（昭和28）年12月25日より、奄美文化会館となり、鹿児島県に移管された。

那覇文化会館と同敷地内に、配本所（Processing Unit）と視聴覚資料センターがあり、配本所では集中整理が行われ、各文化会館へ資料（図書）と目録記入カードや消耗品の配付を行っていた。

琉米文化会館の目的は「アメリカ合衆国に関する情報を提供するだけでなく、アメリカに対する友好的態度を確立することと琉球の復興を援助することである。」と『米国民政府報告1952』に述べられている。要するに軍政による宣撫工作である。しかし、幸いにも軍政府の文化会館担当者は日系人であったので、親しみやすく利用しやすい運営がなされていたと評価できるであろう。その活動は極めて多彩であった。移動文化会館と称して、ブックモビルに図書だけでなく視聴覚器材や資料を積み込んで、町や村々をまわり、昼間は図書貸出、紙芝居、人形劇、スクエアダンス等を行い、夜は映写会を催していた。組織は図書部と行事部に分かれていて、館内行事としては、ダンス講習会、英語講座、映写会、

読書会、レコードコンサート、料理講習会等あらゆる文化活動を行っている観があった。

2. 首里図書館から琉球政府立中央図書館へ

玉城村親慶原の沖縄民政府（知念地区にあったので通称は知念の民政府）構内にあった沖縄中央図書館の3分館の一つであった首里分館は首里市役所の会議室に1947（昭和22）年10月15日に設置された。「1951年に中央館と他の2分館が軍政府直轄になったが、首里分館は沖縄民政府の管轄として残り、首里図書館と改称した。その後、沖縄群島政府に引き継がれ、1954年4月1日琉球政府の創立と共に、琉球政府に移管された。宮古群島政府と八重山群島政府も琉球政府に統合されたので、宮古図書館と八重山図書館も琉球政府立となり、三つの政府立図書館ができた。1964年3月6日現在地の寄宮（与儀公園内にあるので通称地名は与儀）に新館が完工したので移転し、中央図書館と称するようになった。同構内にあった東恩納文庫を1964年12月に吸収合併している。」⁽¹⁾ 1965年1月正式に琉球政府立中央図書館となり、宮古、八重山の図書館はそれぞれ宮古分館、八重山分館となった。

3. 沖縄に本を贈る運動

昭和45年度全国図書館大会は広島市で開催されたが、広島市公会堂での開会式で「沖縄に本を贈る運動－沖縄図書館界に対する援助アピール－」が提唱された。日本図書館協会常務理事の酒井梯（さかい、やすし）氏が次のように述べられた。氏は当時国立国会図書館連絡部長であった。

「昭和45年度全国図書館大会にご参集のみなさま、私は日本図書館協会の常務理事会の決定にもとづきその代表としましてこの大会にご参加のみなさまに対し、一つの提案を

行いご賛同をたまわりたいと考えるものでございます。それは全日本国民の悲願とも言える沖縄の本土復帰を2年後に控えている現在、この全国図書館大会の席上におきまして、沖縄図書館界の復興とその再建に対する援助のアピールをおこないたいということでございます。…略…何よりも私の心をうちましたのは、沖縄の図書館の方々が文字どおり一致協力して、しかも乏しい経費と貧弱なる図書館資料を駆使して昼夜をわかたぬ活発な図書館活動を展開しております。…略…琉球政府は那覇市に政府立中央図書館を建設しましたが建物こそ3階建て570坪ですが、図書館資料はわずかに17,000冊でございます。加うるに維持費とか管理費とかその他の極端な不足によりまして、図書館として利用されている部分はわずかに1階180坪でございます。2階3階になりますと、備品もなければ、何の設備もできておりません。ただ『視聴覚室』だとか『マイクロフィルム複写室』という室名の名札のみが、空しく明日を待っているのみで内部は全くのがらんどでございます。もう一つ政府立医学図書館というのがございます。これは日本政府が4年前、約3,300万円の経費を負担することによりまして2階建300坪の図書館が建てられ、現在7名の職員によって運営されております。所が従来年間720万円の図書購入費を使っておりまして、琉球政府の直轄となりますとこれにたちまち180万円に減額されまして四苦八苦の状態に陥っていることを確認いたしました。沖縄の代表的な政府立の図書館でさえこの様なありさまでございます。…略…みなさまは終戦直後のあの食料難の時代をお忘れではないと存じます。一粒の米をいかに大切にしたいであらうでしょうか。一握のお米の飯をいかにありがたかったであらうでしょうか。今の沖縄の図書館界にとりましては、1冊の雑誌は一粒のお米に等しゅうございます。1冊の図書は一握のご飯にも相当するほど貴重な

ものになっております。…略…

沖縄図書館界の復興と再建のために準備されるであろう日本政府の経費ともうしますのは、従来の実績からみましても、決して大きな期待をもつわけにはまいらぬと考えるものでございます。私達は2年後に沖縄の図書館を日本の図書館界に迎え入れます。本土復帰を千秋の想いで待っている沖縄の図書館界の人々に本土にいる我々は断じて復帰の喜びというものを失望の涙にかえてはならないと考えるものであります。政府予算が十分に期待できない以上、そこは我々図書館関係者の努力と協力によりまして、できうる限りの援助を行わなければ、一体誰が沖縄の図書館を助けるでございましょう。…略… 日本図書館協会は全日本の図書館、出版界、文化界、その他関係の機関に対しまして、図書の供出、寄贈の運動を展開し、これを沖縄の図書館に贈ることによりまして本土復帰のお祝いのしるしとしたいと考えております。今その具体策というものを理事会において検討しておりますけれど、その成案を見たあかつきにはなにとぞできうるかぎりのご協力をいただきたいとこの大会の席上をかりまして心からお願い申しあげるしだいでございます。…後略…

(2) このアピールに応えて、多くの機関や個人から大量の図書や雑誌の寄贈があった。この事について翌年の昭和46年度全国図書館大会の岐阜大会で、酒井梯氏によって「沖縄に本を贈る運動事後処理報告」が次のようになされた。

「全国図書館大会にご来会の皆様、私は昨年広島市に於いて開かれましたこの同じ大会の席上において、日本図書館協会理事会を代表して、本土復帰を目睫の間に控え、しかも設備の貧困と資料の不足に悩む沖縄の図書館界に対し、本土の図書館として、また同じ図書館人として、なし得る限りの援助を行い、設備と資料の貧困にもめげず、日夜真剣な活躍を続けておられる沖縄図書館界の皆様の期

待に応えようではないかとのアピールを行いました。幸いに、このアピールは、全参加者二千名の満場破れるばかりの大拍手のうちに採択されましたことを、皆様とともに今なお感動の念をもって想起こそ者でございます。

そして本年のこの岐阜大会の席上に於いて、そのアピールの事後処理について、十分な満足な結果を得たとは申せませんが、ある程度の成功を収めつつあることをご報告申し上げることが出来ますことを心から喜びとするものでございます。すなわち、出版界からは日本放送出版協会の新刊書3,090冊を皮切りとして幾多のご寄贈があり、また各図書館からは、国立国会図書館の約4,300冊、またその支部図書館から約1,000冊、東京大学図書館から1,500冊、一つ橋大学図書館より3,000冊、シオノギ製薬研究所より800冊、また個人の蔵書よりの図書館学関係の図書290冊、これらのものを主なものといたしまして、計13,000冊を、或いは国立国会図書館を通じて、或いは供出機関より直接沖縄図書館界に送付致しました。この外、東京大学医学図書館からは20,000冊に近い医学雑誌の寄贈の申込を受けており、個人からのお申出のものもごございますが、これらは、今後の送付にまかすことにいたします。以上は私たちが直接取扱い或いは通知を受けたものだけの数字であり、私たちの知らないところでこれ以外にも寄贈があったと信じます。…後略…」(3)。

この事後報告の後、沖縄図書館協会を代表して、「沖縄に本を贈る運動」によるご寄贈に対して、山田が謝辞を述べた。

「…前略… 先ず、協会員の皆様方に、初めにお礼を申し上げなければなりません。去年の広島大会におきまして、沖縄に本を贈る運動のアピールを採択されましたが、NHKをはじめ国立国会図書館、東大などから、ぞくぞく本が沖縄に届いております。送り届けられた図書は新刊書または十分使えるものばかりで、沖縄の図書館員として、感謝これ

に過ぎるものはございません。また、琉球大学保健学部新設に伴いまして、本土の各大学から雑誌や紀要類の寄贈をいただいていることに対しまして、大学関係者の方々にもこの席を借りまして、お礼申し上げます。

本土復帰を間近に控えまして、沖縄県民は多かれ少なかれ復帰不安を抱いております。図書館関係に例をとりますと、琉米文化会館が全琉5カ所に設けられていましたが、米国民政府の管轄であるため、復帰を前に、那覇の一館のみに縮小されました。20年余を図書館業務に尽くした人達が、図書館に勤めたくても職がなく、転職・転業を余儀なくされています。…略… 復帰をあれほど願った沖縄県民が、返還協定をめぐる対立し、革新側は協定やり直しを訴え、自民党及び経済界の人々は、先ず復帰だということで協定批准促進を叫んでおります。

相次ぐ米軍人犯罪、沖縄人を交通事故死させた米軍人加害者の無罪判決、これに報復するかのように、米人車両のコザ市での焼きうち事件、ドルショックによる経済の混乱、また、11月10日の返還協定反対のゼネストで、警官が死亡するといういたましい事件、更に交通事故に絡む、米人車両の焼き払いがありました。

このように、混乱をきわめている沖縄の社会で、我々沖縄の図書館人は、何をなすべきでしょうか。…後略…」(4)。これら「沖縄に本を贈る運動」やその「事後処理報告」それに対する「謝辞」を読むと、本土側から見た沖縄図書館界の状況が良く分かるのと、沖縄の復帰前の社会状況が写し出されているので少し長くなったが引用した。

4. 南方同胞援護会の寄贈図書

南方同胞援護会は「日本政府が当然なすべき戦後処理を、施政権を掌握していたアメリカとの外交上の摩擦を避けて、代わりにおこ

なうことを目的に1956(昭和31)年11月に設立された財団法人。略称は南援。56年軍用土地一括買い上げをめぐる島ぐるみ闘争が起こったのを契機に、本土各政党はあいついで沖縄問題特別委員会を設置、国会での議論も盛んになった。自民党沖特委では、政府の協力機関設置をきめ、理事に社会党、民社党国会議員(衆参外務委員)をふくめて発足させた。初代会長澁澤敬一、副会長淵上房太郎、事務局長吉田嗣延、理事に高岡大輔(自民党)、島清(社会党)」(5)であった。

その援護事業の中で沖縄の公民館や図書館に図書を贈っている。

「昭和38年度からは、図書不足に悩む沖縄の公民館や図書館を整備する目的で、国庫補助金により、昭和46年度まで継続され、一般教養図書など延べ150,154冊を送付した。とくに昭和39年度では、沖縄戦により沖縄現地では完全に消滅した沖縄関係の戦前の資料や古文献が、本土でも失われつつあるため、沖縄文化協会に委嘱して本土各地でその収集にあたり、稀覯本など古文献1,025冊を現地に送付した。これら贈与図書については、毎回沖縄にある米民政府と事前に目録を調整したうえで、図書の配布についても米民政府を経由しなければならなかったため、送付事務は幅轆し、ときには贈与図書について米民政府からクレームがつけられたことも幾度かあった。」(6)

5. 琉米文化会館の譲渡とそのあと利用

琉米文化会館は全琉を北部、中部、南部、宮古、八重山の5ブロックに分け、名護市、石川市、那覇市、平良市、石垣市の5市に設置されていた。復帰時にこれらの文化会館は日本政府に買い上げられ、各所在自治体に無償で譲渡された。この買い上げは、返還協定や合意議事録により総額がうたわれていて、次のように記されている。「日本政府はアメ

リカ政府に対して、イ 日本に移転される同政府財産および公社財産の対価 ロ 核兵器撤去の費用 ハ アメリカ政府が雇用の分野等で負担する余分の費用、に対し協定の効力発生より五年の期間にわたり、総額3億2千万合衆国ドルを支払う。(返還協定 第6条、第7条および合意議事録) 」。⑦

名護市（北部）、石川市（中部）にあった2琉米文化会館は譲渡後は市の施設として利用され、那覇市（南部）では市立図書館と公民館、視聴覚ライブラリーを併設し、平良市（宮古）では市立文化センターとして、平良市立図書館と公民館の機能を果たしている。石垣市（八重山）では市立文化会館として、再出発した。

6. 沖縄図書館協会から沖縄県図書館協会へ

全琉5地区にあった琉米文化会館を中心に各地区図書館協会が結成されたが、その皮切りは那覇琉米文化会館を中心とする南部地区図書館協会であった。1958(昭和33)年3月19日に設立総会を開いて、発足している。その他の4地区も同年4月には各地区図書館協会を設立している。その加盟機関は文化会館をはじめとして、公共図書館、公民館図書室(部)、学校図書館、大学・短期大学図書館、立法院図書館、企業の図書室・資料室などであった。

1962年7月14日に設立総会をもち沖縄図書館協会が発足して、全琉が一つにまとまる事ができた。その活動としては毎月というくらい開かれたのが、講習会で図書館の管理・運営全般についてもあったが、分類・目録についてが多かった。また、学校図書館研究会や製本講習会なども開いていた。米軍の図書館や米軍基地内の学校図書館の視察や見学なども行われ、バスは那覇琉米文化会館の交渉で軍用バスが提供されていた。毎年読書週間(11月)と図書館週間(4月)がもたれ、

トラックや乗用車でパレードをしたり、図書の展示即売会などが開催された。特に図書館週間には図書館関係の功労者を表彰したり、記念切手を発行してもらったりしている。この図書館週間は国際的に米軍図書館や米人学校の図書館員も参加していた。そのため、米軍の宣撫工作に乗りたくないという理由で、この図書館協会に参加しない人達もいた。南部図書館協会は1964年6月に『みなみの図書館—五周年記念』誌を発行し、沖縄図書館協会は『沖縄図書館協会誌』を1964—1975年・6号まで出している。

祖国復帰が決まった頃から、協会の活動はにぶり、協会の中心的役割を果たしていた各地区の琉米文化会館は那覇琉米文化会館のみに縮小され、更に復帰によって消滅した。

沖縄図書館協会は名称に「県」を加えて、昭和48年4月1日より正式に沖縄県図書館協会となり、沖縄県立図書館が中心的役割を担うようになった。

7. 琉球政府立医学図書館の設立と廃館

医学の情報や研究資料の乏しい沖縄に日本政府援助3,300万円により、1966(昭和41)年2月那覇市与儀に建設され、1967年3月に開館した。琉球政府厚生局の附属機関であった。この医学図書館と琉球大学保健学部図書室とは同一地域内にあったので、琉球大学側から政府立医学図書館を琉球大学へ移管して欲しいとの要望があったが、実現しなかった。本土復帰を前にして医学図書館は廃館となり、建物は厚生局(復帰後は環境保健部)の医務課分室として使用されていたが、後に那覇看護学校の別館となっていた。廃館の理由は明らかにされていないが、巷で語られていた事は「本土各県で県立医学図書館を設置している所はない」ということと「県庁の定員問題がからんでいる」との事であった。

蔵書は12,000余冊、雑誌380余種あったが、

復帰後は県立病院や保健所、その他医療、衛生関係の施設や研究所等の必要とする所へ分置されたという。館長以下7人の館員が心血を注いで収集した資料（予算が乏しかったので全国各地から寄贈を仰いだものが多かった）が散逸してしまって残念というほかない。館員は県庁や県立図書館、学校図書館等へ分散配置された。悲痛な想いでこの図書館を去ったであろう。

8. 復帰直後の公共図書館

復帰時点における沖縄県内の公共図書館は、県立図書館と名護市立崎山図書館、平良市文化センター（平良市立図書館）、石垣市立文化会館の4館があるのみで、復帰の年の11月に那覇市立図書館が開館している。

沖縄県立図書館

1972（昭和47）年の復帰と同時に琉球政府立図書館は、沖縄県立図書館と改称し、宮古と八重山の分館も、沖縄県立図書館宮古分館、同八重山分館となった。復帰当時の職員は本館13名、宮古八重山がそれぞれ3名であった。床面積は1996㎡余で、所蔵数は61,212冊（本館33,484冊）、貸出冊数年間26,000冊程度であった。復帰後は公共図書館協議会の中核を担って活動している。

名護市立崎山図書館

名護には1896（明治39）年に名護教育部会により私立国頭図書館が設立されていたが、今次大戦で灰燼に帰した。

地元出身の崎山喜昌の寄贈により、1966（昭和41）年12月10日名護町立崎山図書館が発足した。北部の5町村（名護町、羽地村、久志村、屋部村、屋我地村）が合併して名護市が誕生したのに伴い、名護市立崎山図書館となった。旧各町村および名護琉米文化会館にあった図書資料を集め新たな図書館サー

ビスを行うようになった。1階ホールは教育・文化活動に使われ、研修会、講習会、会議等に頻繁に利用された。1977（昭和52）年度頃から文庫サービスとして、地域・家庭・保育所・幼稚園、小中学校文庫そして夏休み自動車文庫等を実施し、幼児・児童サービスに努めている。7万冊余の蔵書を有しているが、町時代の施設であるため、狭隘をきわめている。現在新図書館を建築中である。

平良市文化センター（平良市立図書館）

宮古琉米文化会館は復帰前年から閉鎖され、管理は市に任されていたが、復帰と同時に国から譲渡され、「平良市文化センター条例（昭和48年9月20日条例第34号）に基づき設置された社会教育機関。市民の多様な個人学習・研究・調査に利便を供すると共に、集合学習への機会と場を提供する事を目的とする。敷地面積11万6849㎡。本館鉄筋コンクリート2階建延べ660.43㎡。図書閲覧室、講堂（ホール）、クラスルームを兼ね備えている。所在地は平良市西里。」⁽⁸⁾通常は文化センターというよりも市立図書館と呼ばれている。復帰当時の蔵書冊数は掴めないが、後述する那覇市立図書館の項の那覇琉米文化会館の統計を参照されたい。復帰が決まった前年の統計なので、復帰当時と殆んど同じであろうと考えられる。配本所で資料は集中整理し、5文化会館に同じく配付していたから那覇と平良と大体同じと考えてよいであろう。

石垣市立文化会館

「1952年（昭和27）八重山に設置された文化会館。米国民政府の設置・運営により、八重山琉米文化会館として4月14日に開館。本土復帰（1972.5）に伴い、復帰特別措置に基づいて日本政府より石垣市へ無償譲渡され、石垣市立文化会館と改称。同年12月の条例制定により、石垣市教育委員会の行政管轄となり、現在にいたる。図書館（蔵書数24,500.

1982現在)、ホールなどの機能をそなえ、市民の文化活動の発展に寄与している。所在地は石垣市大川。」(9)復帰当時の蔵書数や席数は後述の那覇琉米文化会館と同じぐらいと考えてよいであろう。

那覇市立図書館

沖縄の本土復帰によって那覇琉米文化会館は、那覇市に譲渡され、暫く閉鎖されていたが、1972(昭和47)年11月1日に市立那覇文化センターとして開館した。企画部に属し、那覇琉米文化会館の図書部と行事部を引き継いだかたちで約3年間活動したが、機構改革により、1975年8月1日、那覇市教育委員会に移管され、名実ともに那覇市立図書館となった。

復帰当時の蔵書冊数は分からないが、1969年発行と思われる『那覇琉米文化会館要覧』の図書室案内には次のとおりとなっている。

1 図書室資料

蔵書数	和 書	11,000冊
	洋 書	5,000冊
雑 誌	和雑誌	58種
	洋雑誌	30種
レコード		1,300枚
16ミリフィルム	1,190種	1,650本
幻灯フィルムとスライド		680本
紙芝居		160冊
2 席数		100席

9. 大学および短期大学の図書館

1945(昭和20)年9月2日連合国のポツダム宣言を受託した日本の無条件降伏により、沖縄は本土から切り離された。多くの人材を失った沖縄では、教員不足を補うために具志川村田場に1946年1月沖縄文教学校が創設され、短期間の講習で速成の教員養成を行った。当初沖縄文教学校は教育部、外語

部、農林部からなっていたが、1946年に外語部が沖縄外語学校として独立、翌年の1947年には、農林部が農林高等学校として独立、沖縄文教学校は純然たる教員養成学校となった。これら外語学校と文教学校は1950年琉球大学が設置される際に、吸収される形で発展的に解消した。

この琉球大学が沖縄における最初の高等教育機関である。戦前に沖縄師範学校が1880(明治13)年に創立され、1943(昭和18)年3月に師範教育令改正により官立となり、専門学校に昇格したにすぎない。

私立大学及び短期大学は1957(昭和32)年から1966(昭和41)年の間に、沖縄キリスト教短期大学(当初は沖縄キリスト教学院)、沖縄大学(当初は沖縄短期大学)、国際大学(後に沖縄大学の一部と統合して沖縄国際大学を形成)、沖縄女子短期大学が設立された。

これらの各大学について復帰前後を中心に述べてみたい。

琉球大学附属図書館

沖縄に大学が設置されたのは、1950(昭和25)年5月琉球大学が米軍政府の布令によって首里城跡に設立されたのが最初である。そのため琉球大学は布令立大学と呼ばれたり、その後は琉球政府立となって政府立大学と呼ばれたりした。その附属図書館は大学創立とともに開館し、当初はインフォメーション・センターと呼ばれていて、木造瓦葺き平屋建て241.7㎡(76坪)で、蔵書は約3万冊であったが、これらの図書は米軍および在米同胞(ハワイ更生会他)からの寄贈図書で、洋書が大部分であった。1955年12月10日初代学長であった志喜屋孝信氏の功績を称えて志喜屋記念図書館が落成した。その資金には米軍や琉球住民更には海外同胞の寄付金と1鍵1ドルの景品つき宝くじを22万本発行し、その利益金などが当てられた。地下2階地上3階延べ750坪の沖縄では最初

の5階建の総タイル張りの近代図書館であった。そのため創立当初から地域社会の人々に開放され、公共図書館の役割も果たしていた。祖国復帰によって沖縄県が蘇生し、琉球大学は晴れて国立大学となった。復帰直後の職員数は33名、所蔵数は約180,000冊、雑誌受入数2,651種（和1,453、洋1,298）、年間館外貸出数は約573,500冊、学生数は約4,500名であった。

復帰前にはアジア財団や南方同胞援護会から図書の寄贈をうけたり、また復帰前の2カ年ほど日政援助（日本政府援助）を受け、米国民政府を通じて図書を受け入れたこともあった。現在は65万冊を所蔵する大図書館に発展している。

沖縄国際大学図書館

沖縄国際大学は宜野湾市宜野湾に1971（昭和46）年2月25日に創立された文科系総合大学である。沖縄の本土復帰を前にして、従来からあった私立の沖縄大学と国際大学の二大学を統合して新大学を設立する構想があったが、沖縄大学の一部がこれに反対して、沖縄大学は存続することとなり、統合賛成の教職員と学生は、国際大学とともに新大学に統合された。新大学の名称も両大学の名称を結合させた形となっている。新大学は両大学の資産を全然引き継いでいないので、その面では新設大学であった。そのため図書館は無から発して、当初は2教室160㎡を仮図書館として蔵書約16,000冊を約4,500人の学生にフル回転させて50席をもって提供している状況であった。雑誌受入数は646種（和590、洋56）、年間貸出は7,265冊であった。

1974年9月28日待望の新図書館が開館した。面積2,526.52㎡（764坪）、閲覧席数300で、当時としては沖縄県内では最大面積をもつ図書館としてその偉容を誇っていた。「沖縄に本を贈る運動」もあって、本土の各大学や国立国会図書館などから寄贈図書があっ

て、充実しつつあった。

前年度(1996)から今年度にかけて新図書館を建設中である。沖縄県に於ける最大の私立大学図書館として今後の発展が期待される。

沖縄大学図書館

沖縄大学は初代理事長嘉数昇氏により、那覇市字国場に創立された沖縄に於ける最初の私立大学である。嘉数学園に沖縄短期大学が設立されたのは1958（昭和33）年4月5日であった。沖縄大学は1961年2月17日に設置を認可されている。文学部と法学部の2学部をおき、それぞれ第二学部（夜間部）を置き、更に短期大学部にも夜間部において、勤労青年に大学教育を受ける機会をもたらした功績は大きい。多くの米国留学生を送り出した伝統をもっている。

図書館は本部と兼用のビルで、1960年12月20日に竣工、当初は1階を図書館に当てていたが、1965年3階に移動した。復帰当時は図書館の使用面積は363㎡、蔵書は約28,000冊、席数は96であった。職員は7名、受入雑誌は481種（和416、洋65）、年間貸出冊数は5,000冊余であった。この図書館も「沖縄に本を贈る運動」の寄贈本を県立図書館で配分したものや直接本土各大学から寄贈本を受け入れた。1989年に1,786㎡の図書館を新築した。

沖縄キリスト教短期大学図書館

沖縄キリスト教団によって1957（昭和32）年4月9日に創立された沖縄における最初の私立短期大学である。那覇市首里当蔵にあった首里教会が仮校舎だったので、その一角に図書コーナーを設けて、蔵書は400冊から出発した。ほとんどがキリスト教団からの寄贈で、キリスト教関係の図書が主であった。当蔵の高台に移転した後、1959年に短期大学として認可された。復帰前後の図書館は二号館の2階にあり、面積は177.71㎡、蔵書

数は約16,000冊、職員は3名、雑誌受入数は70種（和62、洋8）年間貸出数は約2,500冊であった。

1989年に西原町キャンパスに移転し、新図書館は1,364㎡で旧図書館の6倍の広さを誇っている。

沖縄女子短期大学図書館

沖縄女子短期大学は1966（昭和41）年3月30日に認可され、那覇市国場に設立された。沖縄における唯一の女子だけの短大である。「白百合の如く気品豊かで、愛情こまやかな、温かみのある女子教育をする」というのが、教育方針である。復帰当時の図書館の使用面積は178㎡で職員数は2名、蔵書数約7,000冊、雑誌受入数98種、年間館外貸出冊数は約1,800冊、閲覧席は60席であった。

この図書館も1987年に新築し、旧図書館面積の4倍以上の736㎡を有しているが、現在は手狭になっている。

10. 復帰前後の専門図書館と特殊図書館

復帰前に専門図書館として知られているものに、立法院図書館と琉球銀行調査部資料室、琉球大学保健学部図書室などがあつた。

特殊図書館としては沖縄点字図書館をあげることができる。

立法院図書館（沖縄県議会図書室）

立法院図書館の設置趣旨は、「職員および事務局職員の立法調査研究に資すること。」であったが、県民への公開もなされていた。これは公共図書館が少なかったことにもよるが、琉球政府の各部局が発行する出版物はすべて立法院図書館に収めることになっていた。研究者や学生、一般住民の利用が多かった。復帰直前の蔵書数は約2,300冊を数えていた。職員は7名でミニ国会図書館的な活動をしていた。復帰後は職員も3名に減り、名

称も県議会図書室となった。

琉球銀行資料室（りゅうぎん金融資料館）

琉球銀行は1948（昭和23）年米国軍政府布令第1号の一部として公布された「琉球銀行条例」により設立された。資料室は調査部に属していたが、調査部は物価動向の定期調査をし、軍政府に報告するなど、また、1951年4月の琉球臨時中央政府が発足するまでは、琉球諸島の金融機関の監督統制権を与えられ、中央銀行的性格を帯びていた。1951年7月『金融経済情報』を創刊し、情報を住民に提供した。その後『金融経済』に改題し、現在は『経済レポート』として続刊されている。

資料室には米軍占領時代の琉球の金融や経済についての文献や資料が豊富に所蔵されている。復帰後の1988年5月に琉球銀行創立五十周年を記念して「りゅうぎん資料館」が開設され資料室は吸収された。

琉球大学保健学部図書室

（琉球大学附属図書館医学部分館）

医学部の前身である保健学部の図書室が設置されたのは1970（昭和45）年10月5日であった。図書室は128.3㎡で、標本室を転用していた。復帰直後の蔵書数は約14,000冊（うち洋書約9,000冊）、雑誌数228種（和121、洋107）、1979年10月に医学部が設置され、翌年4月新入生を迎えた。那覇市与儀にあった保健学部図書室は西原町の医学部キャンパスに移転し医学部分館となった。

沖縄点字図書館

沖縄盲人福祉会は1957（昭和32）年11月に社会福祉法人として認可され、那覇市松尾で盲人のための福祉活動を続けていた。本土復帰と同時に身体障害者厚生施設として認可された。1973年6月旧建物跡に沖縄盲人センター900㎡を建設した。2階に239㎡の

図書館が設けられた。職員は常勤3名、非常勤6名、蔵書数は点字図書5,623冊、声の図書(録音テープ)1,787巻、年間貸出数は図書282冊、録音テープ1,069巻、登録人数250名であった。

1.1. 学校図書館

沖縄で「学校図書館法」が施行されたのは1965(昭和40)年で、本土に遅れること12年であった。

1968年の中央教育委員会で「学校図書館振興計画」が策定され、全琉に学校図書館モデル研究校を指定したりして、学校図書館の研究振興が図られた。沖縄SLAは1963年結成以来毎年秋に、研究大会を開催し、第七回大会(1971年)は第十六回九州地区学校図書館研究大会と併せて開かれ、沖縄の学校図書館界に大きな刺激を与えた。

沖縄県の学校図書館界が他府県に誇り得るものの一つに学校司書の配置率の高さがある。例えば「小学校でその配置率は82パーセントで2位の佐賀65.1、下位では東京0.6、大阪0.3」¹⁰⁾である。また、研究熱心な教師のいる図書館は他府県の学校図書館に勝るとも劣らないところが多くなってきている。

あとがき

現在は県内全部の市に市立図書館が設置され、那覇市立図書館は5分館を持つまでになった。村立図書館も見られ、金武区図書館のように字(区)立の図書館も設置されるようになって、復帰直後の図書館界と比べると図書館の規模や運営の面から見ても隔世の感がある。しかし、「すべての人に図書を」「知る権利の保障」「地域社会のニーズに応える」という面から見ると、図書館の普及は未だしである。今後の町村立図書館の設立や多くの分館の設置が望まれる。

大学や短期大学の図書館も復帰当時に比べると格段の進歩をとげ、図書館占有面積は各図書館とも4倍以上の増加を示し、蔵書冊数も3~4倍の増加を見せている。更に図書館界は機械化やコンピュータ化が進み、復帰前後の頃とは様相を一変している。例えば学術情報センター(NACISIS)に目録情報の蓄積がなされているが、効果は絶大で、目録作業の面では省力化が非常に進んでいるし、居ながらにして全国主要大学の資料が検索できると言う事は、復帰時点の頃は思いもよらないことであった。今後も図書館の発展発達を願うものである。

〔注〕

- (1)「沖縄公共図書館の成立と展開」 漢那憲治 『民衆と社会教育』小林文人、平良研一編著 p231
- (2)「沖縄に本を贈る運動」 酒井梯 全国図書館大会 昭和45年度 於広島市『OLA会報vol.2 no.2』1970.11 p1~2
- (3)「沖縄に本を贈る運動;事後処理報告」 酒井梯 同大会 昭和46年度 於岐阜市『沖縄図書館協会誌vol.2 no.3』1972.5 p2~3
- (4)「沖縄に本を贈る運動への謝辞」 山田勉 『沖縄図書館協会誌vol.2 no.3』p2~3
- (5)「南方同胞援護会」 由井晶子 『沖縄大百科事典 下巻』沖縄タイムス社 p96
- (6)『南方同胞援護会17年の歩み』沖縄協会編 発行 昭和48年 p98
- (7)『沖縄復帰の記録』南方同胞援護協会編 発行 昭和47年 p252
- (8)「平良市文化センター」 砂川玄正 『沖縄大百科事典 下巻』沖縄タイムス社 p320
- (9)「石垣市立文化会館」 高木健 『沖縄大百科事典 上巻』沖縄タイムス社 p168
- (10) 全国SLA『学校図書館全国悉皆調査報告』1982

〔 短信 〕

伊波普猷没 50 年記念「物外忌」

今年は「おもろと沖縄学の父・伊波普猷」が亡くなって 50 年がたった。県内ではこれに因んだ色々な行事が行われた。

浦添市立図書館では、「沖縄学の父・伊波普猷没 50 年記念展示会」（平成 9 年 7 月 18 日～8 月 14 日）と 2 回の「物外忌記念講演会」（『為朝伝説と沖縄』－比嘉実・平成 9 年 7 月 26 日と『伊波普猷と浦添研究』－池宮正治・平成 9 年 8 月 13 日）並びに「伊波普猷没 50 年記念物外忌」（平成 9 年 8 月 13 日）を行った。

那覇市では、「伊波普猷生家跡及び伊波家別荘跡（曝書山房）標示板除幕式」（平成 9 年 8 月 7 日）と「おもろと沖縄学の父伊波普猷没後 50 年展」（平成 9 年 8 月 12 日～17 日）が開催された。

一方、沖縄タイムスでは、毎週火曜日に「人間・普猷－思索の流れと啓蒙家の夢－」と「沖縄研究はいま」の特集を一面に組み、「普猷とはどのような人格だったのか、沖縄とは、ウチナンチューとは何か」を研究者の論文と並平して、普猷の行動、言語を手掛かりに検証するとともに沖縄研究の現況を各研究者の論文を掲載し、人間伊波普猷とこれまでの研究成果、今後の研究課題等を幅広く県民に紹介している。

又、沖縄国際大学南島文化研究所と沖縄タイムス社との共催で伊波普猷没 50 年記念事業の締め括りとして「伊波普猷没 50 年記念シンポジウム－テーマ『沖縄』の時代・新しい自己像を考える」（平成 9 年 12 月 4 日）がタイムスホールで開催され、これまでの伊波普猷の研究成果と新たな伊波普猷研究の視点、これからの沖縄学研究についての新たな提言等があった。会場には、県内の学者や研究者、関係者、県民多数が参加し、関心の高さを改めて認識させられた。

このように、伊波普猷没 50 年の諸記念事業は、近代沖縄が生んだ第一級の研究者、啓蒙家であった伊波普猷の生涯と実績を振り返り、その継承発展を図るために開催されている。

伊波普猷は、明治 9（1876）年に那覇市の西村で生まれ、米軍占領下の郷里沖縄の将来を憂いながら、昭和 22（1947）年 71 歳の波乱に富んだ生涯を終えた。

伊波普猷は、当時の沖縄社会が抱える、言われなき歴史的差別と偏見に対して、学問的実践的課題追求にその生涯の大半をついやされている。多くの著述活動のほか、歴史、言語、宗教などの多彩な研究活動とともに沖縄県民への啓蒙活動として、講演活動を精力的に展開している。

浦添城跡内にある伊波普猷霊園の中に建つ伊波普猷の顕彰碑には、東恩納寛惇による撰文が次のように刻まれている。

彼ほど沖縄を識った人はいない

彼ほど沖縄を愛した人はいない

彼ほど沖縄を憂えた人はいない

彼は識ったために愛し愛したために憂えた

彼は学者であり

愛郷者でもあった

預言者でもあった

この碑文は、伊波普猷の核心をみごとに捉えている。

ところで、浦添が沖縄の歴史上で注目をあびるようになったのは、伊波普猷が東京帝国大学文科大学（現在の東京大学文学部）の在学中に、学会誌・新聞紙上に発表した「琉球文にて記せる最後の金石文」と「浦添考」の研究論文によってである。

伊波普猷霊園と顕彰碑は、「うらそえゆかりの地」と「はるか首里那覇を展望し、慶良間の島影の見える景勝地にお墓と顕彰碑を建立し、永く先生の遺徳を偲び業績を讃えるため」に浦添城跡内に建立された。（注、『浦添市立図書館紀要』第 8 号グラビア、伊波普猷

顕彰碑について―栗国恭子）

伊波普猷の雅号を「物外」と称する。この雅号に因んで、この間、彼の命日（8月13日）に霊園で「物外忌」が関係者を中心に執り行われていた。浦添市もこれまで、霊園の土地の提供はじめ霊園完成の式典や生誕100年祭の第9回物外忌（昭和51年）を共催している。その後は、浦添市史編集室のあった企画調整室や文化課の職員、関係者でささやかに「物外忌」が行われてた。さらに、平成2年に浦添市立図書館内に沖縄学研究室が設置されてからは、沖縄学研究室が中心になり、物外忌に因んだ「記念講演会」を開催するとともに、職員・関係者で「お墓参り」を行ってきた。

「伊波普猷没50年記念物外忌」は、当初浦添市、那覇市等との主催で取り組もうとしたが、諸般の事情でできなくなり、実行委員会を結成して執り行うことになった。沖縄歴史研究会や沖縄県地域史協議会、研究者、関係者等の協力で実行委員会を結成し、沖縄学研究室が世話役を引き受け実施した。

「物外忌」の当日は、真夏最中の快晴に恵まれて、午後4時、百名余の参加者が集い開催された。

式典に先立ち、実行委員会のメンバーや関係者のみで、墓前に生前大好きだったというタバコ、コーヒー、サーターアングギーとわすかばかりのお供え物を添え、ご報告をした。

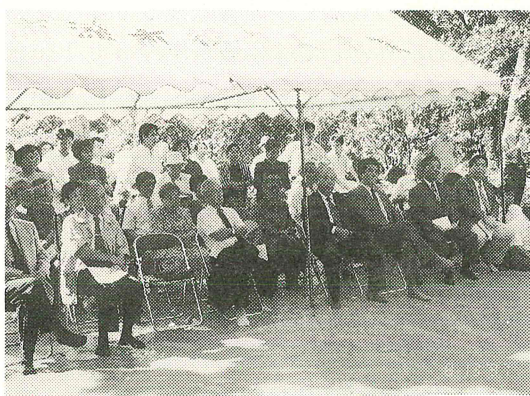
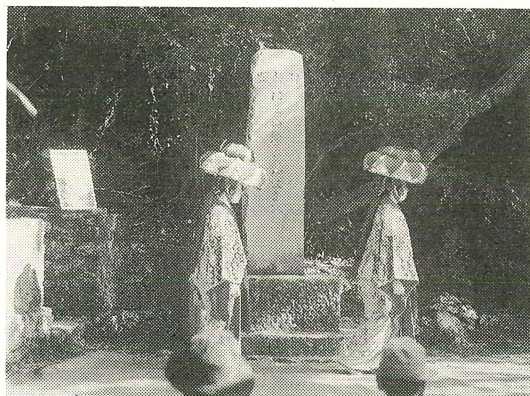
式典は、与座文子浦添市立図書館長の開会の挨拶に始まり、実行委員会を代表して高良倉吉実行委員長が「物外忌」の開催の趣旨と経過を述べた。続いて、宮城健一浦添市長が来賓を代表して挨拶をした。次に、宇根清子琉舞研究所による奉納の舞「四つ竹」と「クワディーサー」が厳粛に舞われた。そして、池宮正治琉球大学教授による記念講話「伊波普猷と浦添研究」と『素顔の伊波普猷』を出版した比嘉美津子さん（伊波普猷夫人、冬子さんお従姉妹）が「伊波普猷先生の思い出」と題して話をした。最後に、実行委員を代表して、福山朝秀浦添市教育長の謝辞で、おごそかに第一部の式典を無事終了した。

第二部の懇親会は、西里喜行琉球大学教授の乾杯の音頭でなごやかに始まった。

懇談会の中では、田名真之那覇市文化局歴史資料室長が那覇市の伊波普猷没50年記念事業の取組状況等についての報告があった。また、若手研究者を代表して、豊見山和行琉球大学助教授の今後の抱負、大城立裕芥川賞作家の話などがあり盛況のうちに終了した。

なお、出席者の中には、公務多忙中にも関わらずご参加して下さいました上原康助衆議院議員はじめ元浦添市長又吉盛一氏、仲松弥秀琉球大学名誉教授、伊波稲子ら伊波普猷家の関係者多数の参加者があったことを報告し、ここにあらためてお礼を申し上げます。

〈前津政廣〉



◆1996年度刊行分の紹介

『琉球王国評定所文書』第13巻 1997年3月発行

※口絵グラビア6P、本文502P、総539P。 ※市販価格 4,515円（消費税込み）

☐ 発刊のあいさつ ☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕歴史と説話の間―語られる歴史 池宮正治

- 1 仏船来着并仏人逗留ニ付泊ニ而之日記（咸豊5～6年）

※1550号 ※解題：仲地哲夫

- 2 仏人逗留ニ付那覇ニ而之日記（咸豊6年）

※1551号 ※解題：田名真之

- 3 仏蘭西船来着那覇ニ而之日記（咸豊6年）

※1552号 ※解題：田里 修

- 4 仏船来着ニ付守衛方江御届申上候控（咸豊6年）

※1553号 ※解題：豊見山和行

- 5 鳥島より送来候漂着朝鮮人介抱日記（咸豊6年）

※1554号 ※解題：高良倉吉

- 6 従大和下状（咸豊6～7年）

※1557号 ※解題：里井洋一

- 7 標題のみ（4件）

☐ 編集委員会及び第13巻執筆担当紹介

◆1997年度刊行予定分の紹介

『琉球王国評定所文書』第14巻 1998年3月発行

☐ 発刊のあいさつ ☐ 目次 ☐ 凡例

〔巻頭論考〕王府の異国船迎接体制―総理官を中心に― 田名真之

- 1 年中各月日記（咸豊6年）

※1558号 ※解題：池宮正治

- 2 仏人逗留ニ付那覇ニ而之日記（咸豊7年）

※1564号 ※解題：島尻克美

- 3 仏蘭西船来着之時成行守衛方江御届申上候写（咸豊8年）

※1572号 ※解題：西里喜行

- 4 和蘭国船運天津江来着之筈ニ付諸手組向日記（咸豊8年）

※1573号 ※解題：恩河 尚

- 5 従大和下状（咸豊6～9年）

※1578号 ※解題：徳元 剛

- 6 例抜（咸豊9年）

※1582号 ※解題：仲地哲夫

- 7 標題のみ（1件）

☐ 編集委員会及び第14巻執筆担当紹介

沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧

【1995年度後半～96年度前半】

※但し、雑誌・要覧・宣伝小冊子などは除外した。

書名	編著者	発行者	発行年月
インヌミから 50年目の証言(沖縄市史資料集・5)	沖縄市企画部平和文化振興課	沖縄市役所	1995・3
木と漆の会10周年記念誌	木と漆の会10周年記念事業準備委員会	木と漆の会	1990・4
教育行政のあゆみ 復帰後二十年	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1993・
玉代勢原遺跡-キャンブ瑞慶覧建設工事に係る埋蔵文化財調査業務報告書(北谷町文化財調査報告書第13集)	北谷町教育委員会	北谷町教育委員会	1993・3
北谷町の遺跡-詳細分布調査報告書(北谷町文化財調査報告書第14集)	〃	〃	1994・3
平良市総合博物館年報 No.5 平成6年度	平良市総合博物館	平良市総合博物館	1995・3
平良市総合博物館紀要 第2号	〃	〃	1995・3
石垣市史のひろば 第21号	石垣市総務部市史編集室	石垣市総務部市史編集室	1995・3
奄美の遊び歌楽譜集 日本民謡大観(沖縄・奄美)奄美諸島篇補遺東京芸術大学民族音楽ゼミナール	日本放送出版協会	日本放送出版協会	1995・7
日本研究 第12集(国際日本文化研究センター紀要)	国際日本文化研究センター	国際日本文化研究センター	1995・6
民俗学研究所紀要 第11集	成城大学民俗学研究所	成城大学民俗学研究所	1987・3
民俗学研究所紀要 第12集	〃	〃	1988・3
民俗学研究所紀要 第13集	〃	〃	1989・3
民俗学研究所紀要 第14集	〃	〃	1990・3
民俗学研究所紀要 第15集	〃	〃	1991・3
民俗学研究所紀要 第16集	〃	〃	1992・3
民俗学研究所紀要 第17集	〃	〃	1993・3
民俗学研究所紀要 第17集 別冊	〃	〃	1992・8
民俗学研究所紀要 第18集	〃	〃	1994・3
民俗学研究所紀要 第19集	〃	〃	1995・3
諸国叢書	〃	〃	1984・3
諸国叢書 第二輯	〃	〃	1985・3
諸国叢書 第三輯	〃	〃	1986・3
諸国叢書 第四輯	〃	〃	1987・3
諸国叢書 第五輯	〃	〃	1988・3
諸国叢書 第六輯	〃	〃	1988・12
諸国叢書 第七輯	〃	〃	1990・3
諸国叢書 第八輯	〃	〃	1991・3
諸国叢書 第九輯	〃	〃	1992・3
諸国叢書 第十輯	〃	〃	1993・3
諸国叢書 第十一輯	〃	〃	1994・3
諸国叢書 第十二輯	〃	〃	1995・3
石垣市立八重山博物館所蔵目録第1集 漆器	石垣市立八重山博物館	石垣市立八重山博物館	1993・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
石垣市立八重山博物館所蔵目録第2集 染色 I	石垣市立八重山博物館	石垣市立八重山博物館	1994・3
防衛庁防衛研究所図書館蔵 防衛庁資料目録(具志川市史編集資料6)	田里光夫・具志川市史編さん室	具志川市教育委員会	1995・3
具志川市の慰霊塔(具志川市史編集資料7)	具志川市史編さん室	〃	1995・3
八重山蔵元絵師画稿集(開館二十周年記念)	石垣市立八重山博物館	石垣市立八重山博物館	1993・2
博物館あんない	〃	〃	1994・3
ドキュメント八重山開拓移民	金城 朝夫	あ〜まん企画	1988・6
村むら探訪-野底の歴史・史跡・地名・生活(石垣市史巡見Vol.1)	石垣市総務部市史編集室	石垣市役所	1993・11
村むら探訪-伊原間の歴史・史跡・地名・生活(石垣市史巡見Vol.2) 〃	〃	〃	1994・10
市勢年表いしがき(石垣市制施行40周年記念誌)	石垣市制施行40周年記念誌編集委員会	〃	1987・12
石垣市の文化財	石垣市教育委員会	〃	1994・3
市政のあゆみ	石垣市企画室	〃	1983・3
いしがきのモニュメント-石垣市モニュメント等整備事業調査報告書	石垣市役所	〃	1990・9
「対話とふれあい」市民と語る集い 要約(総集号)	石垣市総務部企画室	石垣市総務部企画室	1994・3
石垣市緑化基本計画-アメニティアイランドいしがきを求めて-	〃	石垣市役所	1989・
別記(農用地利用計画)	石垣市役所	〃	
広報いしがき 縮刷版(広報紙発行100号記念)	石垣市役所企画室	〃	1979・12
広報いしがき 縮刷版(広報紙発行200号記念)	石垣市総務部企画室	〃	1990・3
父・山之口 獏	山之口 泉	思潮社	1985・8
硝子障子のシルエット 葉篇小説集	島尾 敏雄	創樹社	1972・11
島尾敏雄非小説集成 2 南島篇 2	〃	冬樹社	1973・4
島尾敏雄非小説集成 3 南島篇 3	〃	〃	1973・5
沖縄短大論叢 第8巻第1号・通巻9号	沖縄大学短期大学部	沖縄大学短期大学部	1994・3
沖縄大学紀要 第11号・通巻31号	沖縄大学教養部	沖縄大学教養部	1994・3
沖大法学 第15号	沖縄大学法学会	沖縄大学法学会	1994・3
近世日本の国家形成と外交	ロナルド・トビ著 速水、永積、川勝訳	創文社	1991・5
近世初期の外交	永積 洋子	〃	1990・3
ペリー-提督と会えなかった男の本懐-ジョン万次郎のそれから	土橋 治重	経済界	1991・6
ペリー-艦隊黒船に乗っていた日本人-「栄力丸」十七名の漂流人生	足立 和	徳間書店	1990・4
尚家継承琉球王朝文化遺産(図録)	琉球新報社	琉球新報社	1993・11
ビトゥと名護人-沖縄県名護のイルカ漁(開館10周年記念企画展11)	名護博物館	名護博物館	1994・3
旧中城御殿-石牆工事地域にかかる第一次発掘調査-	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	1993・3
旧中城御殿-旧中城御殿石垣工事にかかる第二次発掘調査-	〃	〃	1994・3
旧中城御殿-旧中城御殿石垣工事にかかる第三次発掘調査-	〃	〃	1995・3
仲村源正氏辞令書関係資料(調査報告書)	今帰仁村教育委員会	今帰仁村教育委員会	1989・3
与那原の学童集団疎開 第一部・体験集 ムギメシヒツ、コフタツ	与那原町学童疎開史編集委員会	与那原町教育委員会	1995・8
復刻・沖縄のお友達へ 昭和21年9月 大野国民学校	〃	〃	1995・8
浦添市美術館紀要 第4号	浦添市美術館	浦添市美術館	1995・3
図説・韓国の歴史	姜徳相・鄭早苗・中山清隆	河出書房新社	1991・6

書名	編著者	発行者	発行年月
琉球の王権と神話-『おもろさうし』の研究(南島文化叢書)	末次 智	第一書房	1995・10
龍飛鳳舞 西銘順治のあゆみ	玉城・西銘・上原	西銘順治後援会	1985・12
琉歌百選	仲井間 元楷	想汪社	1971・8
沖縄の行事料理	松本 嘉代子	月刊沖縄社	1983・3
古琉球〈四版〉	伊波 普猷	琉球新報社	1965・9
琉球偉人伝	仲泊 良夫	沖縄風土記社	1969・8
琉球の歴史	ジョージ・H・カー	琉球列島米国民政府	1956・1
中山傳信録	徐葆光著・原田禹雄訳	言叢社	1982・6
蔡温 伝記と思想	真栄田 義見	文教図書	1976・9
名護親方程順則資料集—人物・伝記編—	名護市史編さん室	名護市教育委員会	1991・3
名護親方程順則—その時代と文化・人物を語る(フォーラム報告書)—	〃	〃	1992・3
孫氏祖先のあゆみ	安座間 裕	安座間 裕	1967・
陳氏家譜・一世元祖通事陳康〈翻刻和綴本〉	国場 潤三	陳氏唐栄会	1962・
浦添市立図書館10周年記念誌	浦添市立図書館	浦添市立図書館	1995・10
沖縄戦関係資料展示目録—読み・語り・伝える沖縄戦—	沖縄県立図書館	沖縄県立図書館	1995・11
豊見城村史だより 創刊号	豊見城村史編さん室	豊見城村史編さん室	1995・11
沖縄研究ノート3(共同研究・南島における民俗と宗教)	宮城学院女子大学キリスト教文化研究所	宮城学院女子大学キリスト教文化研究所	1994・2
なは女性史証言集 第2号 戦後50年生きぬいた女性たち	那覇市総務部女性室	那覇市	1995・11
沖縄県史研究紀要 創刊号	沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県立図書館史料編集室	1995・3
沖縄県史だより 第5号	〃	〃	1995・10
沖縄県史 資料編1 民事ハンドブック 沖縄戦1(和訳編)	〃	〃	1995・3
沖縄県史 資料編1 CIVIL AFFAIRS HANDBOOK 沖縄戦1(原文編)	〃	〃	1995・3
中国・沖縄空手古武道の源流	仲本 政博	文武館	1985・4
琉球文化の精神分析2 先祖の祟りと御願	又吉 正治	月刊沖縄社	1993・4
地域総合研究 第23巻第1号	鹿児島経済大学地域総合研究所	鹿児島経済大学地域総合研究所	1995・9
ドラゴンブックレット No.2	ドラゴンブックレット刊行会	ドラゴンブックレット刊行会	1995・2
沖縄女子短期大学紀要 第12号	沖縄女子短期大学	沖縄女子短期大学	1995・6
沖縄大学地域研究所所報 No.11	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	1995・9
経済と社会 第12巻	沖縄経済学会	沖縄経済学会	1995・7
復帰20年・沖縄の政治・社会変動と文化変容	琉球大学教養部	琉球大学教養部	1995・3
大分県公文書館だより 第1号	大分県公文書館	大分県公文書館	1995・11
徳島の復興(文化の森開園5周年記念事業・戦後50年をみつめて)	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1995・10
第10回企画展 雑誌に見る戦中戦後	〃	〃	1995・10
ひめゆり平和祈念資料館資料館だより 第13号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1995・9
法政大学沖縄文化研究所所報 第43号	法政大学沖縄文化研究所	法政大学沖縄文化研究所	1995・11
びおりお Vol.28 No.4	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1995・10
第1回スリー・語やびら沖縄口	読谷村教育委員会	読谷村教育委員会	1995・3
法政 9(第22巻第7号)	石坂 悦男	法政大学	1995・9

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
法政 10 (第22巻第8号)	石坂 悦男	法政大学	1995・10
官報にみる読谷山 (読谷村関係資料)	読谷村史編集室	読谷村役場	1992・3
読谷山の由来記 (読谷村関係資料)	〃	〃	1990・3
読谷村史 第四巻・資料編3 読谷の民俗・上	読谷村史編集委員会	〃	1995・3
読谷村史 第四巻・資料編3 読谷の民俗・下	〃	〃	1995・3
琉球王国評定所文書 第11巻	琉球王国評定所文書編集委員会	浦添市教育委員会	1995・3
ルソン島敗残実記	矢野 正美	三樹書房	1993・8
魚雷艇学生	島尾 敏雄	新潮社	1985・8
略奪した文化 戦争と図書	松本 剛	岩波書店	1993・5
平和の炎 VOL.8 第8回読谷村平和創造展 -平和郷はみんなの手で- 沖縄戦直前米軍資料全翻訳	読谷村役場総務部	読谷村役場	1995・10
日本海軍史 第1巻 通史 第1・2編	(財)海軍歴史保存会	(財)海軍歴史保存会	1995・11
日本海軍史 第2巻 通史 第3編	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第3巻 通史 第4編	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第4巻 通史 第5・6編	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第5巻 部門小史 上	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第6巻 部門小史 下	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第7巻 機構・人事・予算決算・艦船・航空機・兵器	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第8巻 年表 主要文書	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第9巻 将官履歴 上	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第10巻 将官履歴 下	〃	〃	1995・11
日本海軍史 第11巻 主要海戦・観艦式・旗章等・図書資料目録	〃	〃	1995・11
喜友名東原ヌバタキ遺跡 第四次発掘調査記録	宜野湾市教育委員会	宜野湾市教育委員会	1994・3
真志喜安座間原第一遺跡 発掘調査記録集団墓編	〃	〃	1994・3
上原濡原遺跡 発掘調査記録	〃	〃	1995・3
アボジ聞かせてあの日のことを	権 清志	在日本大韓民国青年会中央本部	1988・2
久志の歴史を歩く 第3回ふるさと探訪	名護市史編さん室	名護市史編さん室	1990・8
沖縄の自由民権運動を考える-謝花昇の活動を中心にして-	森田 俊男	沖縄史を記録する会	1977・1
なはCITY浪漫 VOL.5	なはCITY浪漫編集室	那覇市企画部広報課	1993・10
アジアの現代文芸「ベトナム」(1) ベトナム現代短編集I	加藤 栄 編訳	(財)大同生命国際文化基金	1995・11
星の衣	高橋 治	講談社	1995・11
宗教・民衆・伝統-社会の歴史的構造と変容	地方史研究協議会	雄山閣出版	1995・9
第2回企画展 写真にみる今帰仁-ムラ・シマの風景・人々・生活	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村教育委員会	1995・11
宮古の戦争と平和を歩く	宮古郷土史研究会	宮古郷土史研究会	1995・11
戦後新聞記事目録 第3集 (琉球新報)	名護市史編さん室	名護市史編さん室	1995・3
戦後新聞記事目録 第4集 (琉球新報)	〃	〃	1995・3
吉原家文書目録 (柳川古文書館史料目録第8集)	九州歴史資料館分館柳川古文書館	九州歴史資料館分館柳川古文書館	1995・3
諸家文書目録4 (収蔵文書目録第七集)	千葉県文書館	千葉県文書館	1994・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
琉球大学経済研究 第50号 -仲宗根啓介教授退官祈念号-	琉球大学法文学部	琉球大学法文学部	1995・9
名桜大学紀要 第1号	名桜大学	名桜大学	1995・8
第5回イガルー島宜野湾展 沖縄人のルーツを探る〔再版〕	宜野湾市教育委員会文化課	宜野湾市教育委員会文化課	1995・3
筑前書店目録1号	筑前書店	筑前書店	1994・6
読谷村立美術館五年のあゆみ	読谷村教育委員会読谷村立美術館	読谷村教育委員会読谷村立美術館	1995・3
南西地域研究資料センター報告 第55号	鹿児島大学南西地域研究資料センター	鹿児島大学南西地域研究資料センター	1995・10
屋久島-鹿児島大学南西地域研究資料センター報告特別号第6号	〃	鹿児島大学南西地域研究委員会	1996・2
神奈川大学評論 第22号	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	1995・11
沖縄キリスト教短期大学紀要 第24号	沖縄キリスト教短期大学	沖縄キリスト教短期大学	1995・12
沖縄・ある編集者の軌跡	島袋 和幸	伝承出版社	1996・1
戦争遺跡(壕)の保存活用を考える(記録集)	南風原町文化センター	南風原町文化センター	1995・10
新川が語る沖縄戦(南風原町沖縄戦戦災調査10)	南風原町教育委員会	南風原町教育委員会	1995・3
本部が語る沖縄戦(南風原町沖縄戦戦災調査11)	〃	〃	1995・6
柳河藩享保八年藩士系図・上(柳川歴史資料集成第1集)	柳川市史編集委員会	柳川市	1996・1
沖縄芸術の科学 第8号(沖縄県立芸術大学附属研究所紀要)	沖縄県立芸術大学附属研究所	沖縄県立芸術大学附属研究所	1995・3
沖縄文化研究22 仲宗根政善先生追悼特集号	比嘉 実	法政大学沖縄文化研究所	1996・2
琉球の方言 服部四郎博士追悼号	沖縄県立芸術大学附属研究所	沖縄県立芸術大学附属研究所	1996・2
南島文化 第17号	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	1995・3
多良間島調査報告書3(地域研究シリーズNo.21)	〃	〃	1995・3
城岳同窓会50年の足跡	幸地 良一	幸地 良一	1995・8
ホアンキの世界-ホセ・ホアンキ作陶展-	今帰仁村教育委員会歴史文化センター	今帰仁村教育委員会歴史文化センター	1995・12
鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ六	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県	1996・1
鹿児島県史料 玉里島津家史料五	〃	〃	1996・1
地域と文化 第91・92合併号	地域と文化編集委員会	ひるぎ社	1996・2
ひめゆり平和祈念資料館資料館だより 第14号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1996・1
びぶりお Vol. 29 No. 1	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1996・1
ARCHIVES アーカイブズ 沖縄県公文書館だより 創刊号	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	1996・1
沖縄県公文書館(案内)	〃	〃	1996・1
なきじん研究(『すくみち』第26号~29号)	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村教育委員会	1996・3
こがね南風 第5号	南風原文化センター	南風原文化センター	1995・11
こがね南風 第6号	〃	〃	1996・2
竹富町史だより 第9号	竹富町史編集室	竹富町史編集室	1996・3
なはCITY浪漫 VOL.9 特集=港と海の博物学	那覇市企画部広報課	那覇市企画部広報課	1995・10
なはCITY浪漫 VOL.10 特集=泡盛酔夢	〃	〃	1996・3
外交史料館報 第9号	外務省外交史料館	外務省外交史料館	1996・3
在米国沖縄関連文化財調査報告書	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会	1996・3
とみぐすく写真・生活資料展	豊見城村教育委員会	豊見城村教育委員会	1995・11
北谷町の拝所(北谷町文化財調査報告書第13集)	北谷町教育委員会	北谷町教育委員会	1995・3

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
文書館紀要 第8号	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	1995・3
江戸時代の楽しみ－旅・俳句・芝居－	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1996・1
地域文化研究（地域文化研究所紀要）11	梅光女学院大学地域文化研究所	梅光女学院大学地域文化研究所	1996・3
戦後50年 おきなわ女性のあゆみ	沖縄県総務部知事公室女性政策室	沖縄県総務部知事公室女性政策室	1996・3
琉球百問〈中医古籍小叢書〉	曹 仁伯	江蘇科学技術出版社	1981・4
最後の琉球王尚泰と尚家の人々の暮らし	カメ吉永大工廻	南風原文化センター	1995・3
諸家文書目録Ⅴ（収蔵文書目録第34集）	埼玉県立文書館	埼玉県立文書館	1995・3
埼玉県立文書館収蔵地図目録 市町村作成地図目録Ⅰ	〃	〃	1996・3
矢内原忠雄文庫南洋群島関係資料展	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1995・9
言語文化研究紀要 第4号	琉球大学教養部言語文化研究会	琉球大学教養部言語文化研究会	1995・8
中国（世界の国シリーズ）	講談社出版研究所	講談社	1982・11
第13回南島文化市民講座	沖縄国際大学南島文化研究所	沖縄国際大学南島文化研究所	1992・2
八重山文化の諸問題	仲松 弥秀	仲松弥秀先生ファンクラブの集い	1996・4
自治おきなわ No.351	長嶺 利男	沖縄県町村会	1996・3
沖縄大学地域研究所所報 No.12	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	1996・3
浦添市美術館紀要 第5号	浦添市美術館	浦添市美術館	1996・2
写真でつづる那覇戦後50年 1945～1995	那覇市文化局歴史資料室	那覇市	1996・3
那覇－21世紀をめざして 戦後50年特集	那覇市企画部広報課	〃	1995・3
那覇市議会史編さんだより 第2号	那覇市議会事務局	那覇市議会事務局	1994・11
那覇市議会史編さんだより 第3号	〃	〃	1995・3
ぎのわんの西海岸－土地利用・地名・海（イノー）・自然－	宜野湾市教育委員会	宜野湾市教育委員会	1996・3
野嵩マールアシビ 組踊 宜野湾敵討	〃	〃	1996・3
がじゅまる通信 No.7	武石 和実	榕樹社	1996・4
世界の島嶼研究と沖縄の役割（沖縄問題研究シリーズ第118）	嘉数 啓	（財）沖縄協会	1993・1
久米島総合調査報告書－自然・歴史・民俗・考古・美術工芸・建築－	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	1995・3
鹿児島大学南西地域研究資料センター報告 No.56	鹿児島大学南西地域研究資料センター	鹿児島大学南西地域研究資料センター	1996・3
沖縄大学地域研究所年報 No.7（1995年度）	沖縄大学地域研究所	沖縄大学地域研究所	1996・3
具志頭村史 第4巻 村落編 1	具志頭村史編集委員会	具志頭村	1995・5
東京・八重山文化研究会 月例会250回の記録	東京・八重山文化研究会	東京・八重山文化研究会	1996・3
首里城正殿の大庫理御差床高欄の復元をめぐる問題点（抜刷）	高良 倉吉	琉球大学法文学部	1996・3
十島村誌資料編Ⅰ 年表及び追記	十島村教育委員会	十島村	1996・1
歴史民俗資料科学研究 創刊号	神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	1996・2
第3回先島文化交流会議			
人頭税廃止誓願100年記念シンポジウム報告書	第3回先島文化交流会議実行委員会	第3回先島文化交流会議実行委員会	1994・8
宮古島地下水水質保全調査報告書（平成4年度）	（財）沖縄県公衆衛生協会	宮古広域圏事務組合	1993・5
平良市文化協会10周年記念誌 ひららの文化	設立10周年記念事業実行委員会	平良市文化協会	1994・3
戦後50年 慰霊の日 戦争遺品展・戦後の品々展示会報告書	浦添高等学校展示実行委員会	浦添高等学校	1996・3
亜熱帯 1996 第8号	亜熱帯同人	亜熱帯同人	1996・4

書名	編著者	発行者	発行年月
北中城村史 第2巻 民俗編	北中城村史編纂委員会	北中城村役場	1996・3
北中城村大字・小字界図 民俗(地名・旧跡)地図・屋号地図	〃	〃	1996・3
琉球王国一大交易時代とグスクー復帰20周年記念特別展	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館友の会	1992・4
沖縄女子短期大学紀要 第13号	沖縄女子短期大学	沖縄女子短期大学	1996・3
平良市総合博物館紀要 第3号	平良市総合博物館	平良市総合博物館	1996・3
キリスト教文化研究所研究年報 第29号	宮城学院女子大学キリスト教文化研究所	宮城学院女子大学	1995・3
復刻版 那覇市議会会報 第1集	那覇市議会事務局	那覇市議会事務局	1981・10
復刻版 那覇市議会会報 第2集	〃	〃	1981・10
太平洋戦争・沖縄戦 西原町世帯別被災者記録	西原町役場	西原町役場	1996・3
基地対策 No.8	沖縄市役所企画部平和文化振興課	沖縄市役所	1995・3
沖縄戦終結50周年記念・基地シンポジウム ー沖縄の基地 過去・現在・未来 報告書ー	〃	〃	1996・3
戦後50周年金武町平和推進事業報告書			
屋嘉楠真収容所を通して考える平和と沖縄戦・世界の収容所と難民 業務のまとめ(平成7年度)	金武町役場企画課 (財)沖縄協会	金武町役場 (財)沖縄協会	1996・3 1996・3
第16回沖縄研究奨励賞	〃	〃	1995・3
第17回沖縄研究奨励賞	〃	〃	1996・3
海洋開発と沖縄の可能性(沖縄問題研究シリーズ第133号)	〃	〃	1996・3
徳島県立博物館研究報告 第5号	徳島県立博物館	徳島県立博物館	1995・12
那覇市議会史編さんだより 第4号	那覇市議会事務局	那覇市議会事務局	1996・3
ひめゆり平和祈念資料館資料館だより 第15号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1996・5
第5回(平成7年分)新収蔵品展	石川市立歴史民俗資料館	石川市立歴史民俗資料館	1996・5
絵図にみる吉野川(第12回資料紹介展)	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1996・5
字誌 たくし	沢岨字誌編集委員会	沢岨字誌編集委員会	1996・5
地域と文化 第93号	地域と文化編集委員会	ひるぎ社	1996・4
名護博物館紀要・6 あじま	名護博物館	名護博物館	1992・3
名護博物館紀要・7 あじま	〃	〃	1996・3
ぶりでい 名護博物館年報(平成5年度)・10号	〃	〃	1995・3
ぶりでい 名護博物館年報(平成6年度)・11号	〃	〃	1996・3
企画展13 極限の人びと名護・やんばるの戦争	〃	〃	1995・8
The Okinawan Experience	Ronald Y. Nakasone	Dharma C. Publishers	1996・
感想文集 ひめゆり 第7号	ひめゆり平和祈念資料館	ひめゆり平和祈念資料館	1996・6
ひめゆり平和祈念資料館 館報 第7号	〃	〃	1996・5
やちむん 第12号	やちむん会編集委員会	やちむん会	1996・5
沖大法学 第17号	沖縄大学法学会	沖縄大学法学会	1996・3
沖大経済論叢 第18巻第2号(通巻45号)	沖縄大学経済学会	沖縄大学経済学会	1996・2
沖縄大学図書館館報 南十字星 第22号	沖縄大学図書館	沖縄大学図書館	1996・4
生活文化研究所年報 第9輯	ノートルダム清心女子大学生活文化研究所	ノートルダム清心女子大学生活文化研究所	1995・12

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
八重山の農漁業基盤整備	沖縄県農林水産部	沖縄県農林水産部	1996・3
塩屋湾海外生物環境調査データ(平成7年度)	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	1996・5
羽地大川生物環境調査データ	〃	〃	1995・10
沖縄本島北部地域生物環境調査データ(平成5年度)	〃	〃	1995・3
沖縄本島北部地域生物環境調査データ(平成6年度)	〃	〃	1995・10
国内・国外派遣研究員研究報告書 第5号	沖縄県人材育成財団	沖縄県人材育成財団	1996・3
地域と文化 第94号	地域と文化編集委員会	ひるぎ社	1996・6
野嵩ウガンヌカタ遺跡(宜野湾市文化財調査報告書第23集)	宜野湾市教育委員会	宜野湾市教育委員会	1996・3
大山富盛原第一遺跡(宜野湾市文化財調査報告書第22集)	〃	〃	1996・3
伊佐前原第一・第二遺跡発掘調査記録	〃	〃	1996・3
真志喜森川原第二遺跡発掘調査記録	〃	〃	1996・3
奥間ノロ墓 図録解説(宜野湾市文化財調査報告書第24集)	〃	〃	1996・3
改訂 名瀬市誌 1巻・歴史編	改訂名瀬市誌編集委員会	名瀬市役所	1996・7
改訂 名瀬市誌 2巻・歴史編	〃	〃	1996・7
改訂 名瀬市誌 3巻・民俗編	〃	〃	1996・7
沖縄の土木関係書誌 沖縄(琉球)土木文献収録集 第1編	(社)沖縄建設弘済会	(社)沖縄建設弘済会	1996・4
奄美史料25 公報 31～57号	臨時北部南西諸島政庁	鹿児島県立図書館奄美分館	1995・3
奄美史料26 公報 58～84号	〃	〃	1996・3
冲高社研紀要 第17号(平成6年度)	沖縄県高等学校社会科教育研究会	沖縄県高等学校社会科教育研究会	1995・3
冲高社研紀要 第18号(平成7年度)	〃	〃	1996・3
高校生のための沖縄の歴史	沖縄県教育委員会	〃	1996・2
奄美のノロ遺品調査報告書			
—宇検村内のノロ衣裳・神厨を中心に—(沖縄県史研究叢書1)	沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県立図書館史料編集室	1996・3
奄美大島の先史時代 奄美—自然と文化 論文編(復刻)	九学会連合奄美大島共同調査委員会	〃	1996・3
史料編集室紀要 第21号	沖縄県立図書館史料編集室	沖縄県立図書館史料編集室	1996・3
沖縄県史料 考古関係資料1 前近代9	〃	沖縄教育委員会	1996・2
沖縄県史だより 第5号	〃	沖縄県立図書館史料編集室	1995・10
沖縄県史だより 第6号	〃	〃	1996・3
那覇市議会史 議会の活動・アメリカの統治期 3巻上	那覇市議会議務局議会史編さん室	那覇市議会	1996・3
びぶりお Vol.29 No.4 (No.111)	琉球大学附属図書館	琉球大学附属図書館	1996・10
太平洋戦争・沖縄戦終結50周年記念			
—15年戦争の証言 NEMOIRS OF 15YEARS OF WAR	沖縄県総務部	沖縄県総務部	1996・3
琉文手帖2号 文人・末吉麦門冬 没後60年	新城 栄徳	琉文	1984・12
歴史資料室だより 第46・47号	那覇市文化局歴史資料室	那覇市文化局歴史資料室	1996・3
ARCHIVES アーカイブズ 沖縄県公文書館だより 第2号	沖縄県公文書館	沖縄県公文書館	1996・6
ARCHIVES アーカイブズ 沖縄県公文書館だより 第3号	〃	〃	1996・7
沖縄県公文書館開館記念特別展			
清代中国・琉球関係檔案資料展目録	〃	〃	1995・8

書 名	編 著 者	発 行 者	発行年月
名桜大学公開講座の記録 1	名桜大学公開講座委員会	名桜大学公開講座委員会	1996・3
神奈川大学評論24 特集=世紀末という時代風景	神奈川大学評論編集専門委員会	神奈川大学広報委員会	1996・7
少国民のたたかい 乙羽岳燃ゆ	宮里 真厚	宮里 真厚	1995・7
沖縄関係学研究会論集 第2号	沖縄関係学研究会	沖縄関係学研究会	1996・7
地域と文化 第95号	地域と文化編集委員会	ひるぎ社	1996・8
経済と社会 第13号	沖縄経済学会	沖縄経済学会	1996・7
文書館だより 第9号	徳島県立文書館	徳島県立文書館	1996・7
千葉県の文書館 創刊号	千葉県文書館	千葉県文書館	1996・3
特別展 大久米島展－しぜん・ひと・もの－	沖縄県立博物館	沖縄県立博物館	1996・7
年刊 藝能 第2号	藝能学会編集委員会	藝能学会	1996・3
仲里村史 第4巻・資料編3 仲里の民話	遠藤 庄治	仲里村史編集委員会	1995・8
沖縄戦記 われらどさんこ兵士かく闘えり	沖縄山3475部隊戦友会	沖縄山3475部隊戦友会	1986・11
安里神無良川古墓群	那覇市教育委員会	那覇市教育委員会	1995・8
九州文化史研究所紀要 第40号	九州大学文化史資料室	九州大学文化史資料室	1996・3
琉球王国評定所文書 第12巻	琉球王国評定所文書編集委員会	浦添市教育委員会	1996・3
重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」 －総括班・沖縄3研究班合同研究会報告集－	岩崎 宏之	岩崎 宏之	1996・8

【寄贈者名一覧（個人・団体）】（順不同）

沖縄市企画部平和文化振興課 沖縄県教育委員会 北谷町教育委員会 石垣市総務部市史編集室
 平良市総合博物館 石垣市役所 東京芸術大学民族音楽ゼミナール 国際日本文化研究センター
 沖縄経済学会 成城大学民族学研究所 石垣市立八重山博物館 石橋 英一 沖縄大学教養部
 具志川市史編さん室 石垣市教育委員会 金城 朝夫 宮城 清 伊藤 勝一 高良 倉吉
 沖縄大学短期大学部 豊見城村史編さん室 浦添市美術館 沖縄大学法学会 沖縄県立博物館
 今帰仁村教育委員会 琉球新報社 赤嶺 守 那覇市企画部広報課 ひめゆり平和祈念資料館
 鹿児島経済大学地域総合研究所 名護博物館 神奈川大学評論編集委員会 琉球大学附属図書館
 読谷村教育委員会 読谷村役場総務部 名護市史編さん室 法政大学 浦添市立図書館資料係
 沖縄女子短期大学 沖縄県立図書館 千葉県文書館 那覇市総務部女性室 地方史研究協議会
 末次 智 宜野湾市教育委員会 名桜大学附属図書館 大分県公文書館 与那原町教育委員会
 徳島県立文書館 安座間 裕 平良市教育委員会 沖縄県立図書館史料編集室 小野 まさ子
 鹿児島大学南西地域研究資料センター 今帰仁村歴史文化センター 宇沢岬自治会 武石 和実
 財団法人日本学術協力財団 宮古郷土史研究会 沖縄キリスト教短期大学 真栄平 房昭 筑前書店
 南風原文化センター 沖縄国際大学南島文化研究所 読谷村立美術館 法政大学沖縄文化研究所
 沖縄県立公文書館 ドラゴンブックレット刊行会 鹿児島県立図書館奄美分館 埼玉県立文書館
 琉球大学法文学部 南風原町教育委員会 那覇市歴史資料室 島袋 和幸 那覇市議会事務局
 柳川市史編集委員会 鹿児島県歴史資料センター黎明館 外務省外交史料館 十島村教育委員会

沖縄県立芸術大学附属研究所 名瀬市役所 宮城学院女子大学キリスト教文化研究所 金城 功
幸地 良一 浦崎 賢功 新城 栄徳 沖縄県総務部知事公室女性政策室 金武町役場企画部
沖縄総合事務局 又吉 盛清 (社)沖縄建設弘済会 具志頭村史編集事務局 竹富町史編集室
北中城村史編纂委員会 沖縄県人材育成財団 東京・八重山文化研究会 九州大学文化史資料室
沖縄大学図書館 ノートルダム清心女子大学生活文化研究所 沖縄関係学研究会 仲宗根 将二
平良 勝保 沖縄県高等学校社会科教育研究会 沖縄大学経済学会 今泉 裕美子 名城大学
神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科 坂井 芳貴 沖縄県立博物館友の会 屋部 憲次郎
梅光女子学院大学地域文化研究所 九州歴史資料館分館柳川古文書館 西原町役場 得能 壽美
沖縄外国文学会 沖縄県農林水産部 岩崎 宏之 石川市立歴史民俗資料館 国際資料研究所
仲松 弥秀 やちむん会 亜熱帯同人 玉津 博克 仲宗根ロナルド・幸雄 (財)沖縄協会
仲里村役場 中村 誠司 長間 安彦

『税制改正ノ件』について

福岡 且 洋

はじめに

本号で紹介する史料は『税制改正ノ件』の名で知られている一連の史料群の内、「地租改正費追加予算トシテ臨時帝国議會へ提出之義内務大蔵両大臣へ上申案」及び「臨時帝国議會へ追加予算トシテ地租改正費提出方大蔵大臣宛書状案」である。『税制改正ノ件』は『沖繩県史』二十一巻においてその一部が収録されているが、同史料はじめ、その他の部分については、いままです活字化され紹介されることのなかった史料である。また、県史では史料解題についても付されていないため、同史料の内容概略等にも触れることにしたい。

はじめに本史料が含まれている『税制改正ノ件』について若干説明する。同史料は元々は大蔵省に所蔵されていたものだが、現在は国立公文書館に所蔵されており、県内では史料編集室等で複写製本を閲覧することが可能である。表紙には「税制改正ノ件」と記され、大蔵省文書の角印が押されていると共に「秘」と記されている。内容は以下の七項目から成り立っている。

一「本県土地丈量及地租改正実施之義ニ付大蔵内務両大臣へ上申案」、

二「税制改正急務ノ理由書印刷配付方ノ件」、三「同上理由書」、四「沖繩県税制改正急務論小野属草稿」、五「沖繩県土地丈量地租改正ノ件県治局長ヨリ主務大臣へ伺発議案写」、六「地租改正費追加予算トシテ臨時帝国議會へ提出之義内務大蔵両大臣へ上申案」、七「臨時帝国議會へ追加予算トシテ地租改正費提出方大蔵大臣宛書状案」

したがって、同史料群は明治三十二年より開始される沖繩県土地整理事業関連の資料であることがわかる。土地整理事業の目的は、それまでの旧慣税制の抜本的改革である。つまり、地割制度（土地共有制）から土地私有権を認めるとともに、現物納であった旧慣地租を金納地租に変更することである。この要因及び背景としては同時期、その一 旧慣秩序体制に矛盾・限界が発生していたこと、その二 日清戦争の日本勝利によって沖繩政治社会情勢が変化したこと、その三 日清戦後経営の一環を受けた形の事業であることが考えられる。(1)

土地整理事業は要因及び背景、事業の実態についての研究は西原文雄、田里修氏等、比較的多くの研究蓄積があるが、(2) 事業がどのように着手に至ったのかという経緯についての説明は希薄である。この意味で土地整理事業の準備着手に至るまでの、沖繩県庁及び内務・大蔵省の折衝に関する史料が集成された同資料は重要である。

なお、資料の正確な成立年代については不明である。推測の域を出ないが、大蔵省に所蔵されていた点及び史料の性格を考慮すると、土地整理着手の経過を示す資料として、同時期あるいはその後大蔵省吏員、もしくは臨時沖繩県土地整理事務局事務官の誰かによって作成された資料集ではないかと思料される。資料作成経緯についてはご教示いただければ幸いである。

I 『税制改正ノ件』の史料構成と内容

一から七の史料について以下内容を簡単に説明しておくことにする。

このうち、一「本県土地丈量及地租改正実施之義ニ付大蔵内務両大臣へ上申案」、二「税制改正急務ノ理由書印刷配付方ノ件」、三「同上理由書」については『沖縄県史』二十一巻に収録されており、その内容についてはよく知られているため説明は要さないが、四、五、六、七の史料に関しては比較利用されることが少なかつた史料である。このため、これらの史料について中心に解説することにした。なお、紙面の都合上全史料を紹介することができないため、史料六・七についてのみ全文掲載することにする。

(1) 史料一「本県土地丈量及地租改正実施之義ニ付大蔵内務両大臣へ上申案」

史料二「税制改正急務ノ理由書印刷配付方ノ件」

史料三「同上理由書」(「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由」)

史料一、二、三は『沖縄県史』二十一巻に収録されており、比較的繁盛に利用される史料であるために付け加えるべき説明は殆どない。ただ留意すべき点として、史料一については、従来史料三の「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」と同時に上申、または七月三十一日に「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」が上申されたという解釈がなされてきているが、実際は若干の誤認解釈がある。(3)

史料一「本県土地丈量及地租改正実施之義ニ付大蔵内務両大臣へ上申」は、七月三十一日に沖縄県属村越正隆が作成した上申案であり、実

際知事によって内務・大蔵大臣に上申されたのはその直後と考えられる。また、史料三「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」は史料二の記述から明らかなように、史料一の上申が提出された後の内務・大蔵との折衝の中で、「本県ノ実状ヲ訴フルノ材料」として大蔵・内務省関係者に提出されていた参考資料である。すなわち、史料二の記述から、明治三十年十月一日の時点では「沖縄県税制急務ノ理由書」は草稿の段階であることが確認されるからであり、このため実際、校了印刷され関係者に提出されたのは十月一日以降のことであるからである。なお、草稿とは史料四のことをさしている。

(2) 史料四「沖縄県税制改正急務論小野属草稿」

奈良原知事より内務大蔵両大臣に対して「本県土地丈量及地租改正実施之義ニ付上申」(史料一)が上申され、その後十月一日以降「本県土地丈量処分税制改正ノ件実行方当局者へ促候際本県ノ実状ヲ訴フルノ材料」として、百五十部印刷され大蔵省等へ配布された「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」(史料三)の草稿である。

表紙には「沖縄県地租改正ニ関スル意見」と題が記載されているが、「沖縄県税制改正ノ急務ヲ論ス」と訂正されている。目次及び内容は、ほぼ「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」に一致しているが、草稿のため各所に訂正が施されており、用紙は沖縄県の野紙を使用している。同草稿が書かれた時期は、その着手は不明であるが史料一及び史料二より、明治三十年九月までに書かれた草稿であることがわかる。

同草稿を書いた小野なる人物については、沖縄県属小野朔次郎のことであると思料される。明治三十年八月の『沖縄県官員録』から小野の役職

を確認すると、内務部第一課庶務掛六級俸（石川県士族）である。小野はその後明治三十一年七月、臨時沖縄県土地整理事務局が設置されると県属のまま兼任書記に任命され、土地整理事業に関わっていく人物である。

（3）史料五「沖縄県土地丈量地租改正ノ件県治局長ヨリ主務大臣へ同

発議案写」

同史料は明治三十年九月二十日付で、内務省県治局長（同時期の県治局長は三崎亀之助）が起案した、内務大臣発議大蔵大臣宛「沖縄県土地丈量地租改正ノ件」発議案の写しである。内務省の野紙を使用している。同発議案は明治三十年七月三十一日以後、沖縄県知事より内務大蔵両大臣に対して上申された「本県土地丈量及地租改正実施之儀ニ付上申（史料一）を受け、その後内務省において起案された発議案であると思料される。（実際の発議はその後か）欄外には「三十年九月上京中於内務省謄写セシ物」との記述がある。

また、同史料の後には沖縄県の野紙を使用して、現在地租及酒税額・改正後地租及酒税額増減、改正後地租酒造税算出標準、現在貢租公費負担額・改正後貢租公費等負担額、三項目の統計調査表が附属している。欄外には、「三十年十月税制改正事件申請ノ為メ俵参事官ト上京ノ際調査セシモノ」との記述がある。同記述の下には小野の角印が押されている。このため、同史料は小野が明治三十年九月に筆写、及び同年十月に小野が調査した資料であることがわかる。

（4）史料六「地租改正費追加予算トシテ臨時帝国議会へ提出之義内務

大蔵両大臣へ上申案」

史料七「臨時帝国議会へ追加予算トシテ地租改正費提出方大蔵大臣宛書状案」

同史料は共に明治三十一年二月十二日付で、史料六については沖縄県知事より内務・大蔵大臣宛ての土地丈量税制改正費予算についての上申書案。史料七については沖縄県知事より大蔵大臣宛の書簡（親書）案である。表紙の起案部分から、小野属が起草した上申案及び書状案であることがわかる。内容については後述するがほぼ同一内容である。沖縄県の野紙を利用しており、史料六については奈良原の印及び小野の角印が捺印されている。はじめに史料を紹介することにしよう。

凡例 1 本史料は編集の都合上、三十二文字詰めにしている。

2 判読不明な箇所は□で示した。

3 旧字は常用漢字に直した。

史料六

明治三十一年二月十二日

小野属 印

知事 印

内務部長 印

第一課長 印

知事殿

本県地租改正費追加予算トシテ臨時帝国議会へ提出ノ義ニ付懸案之通御上申相成可然歟相伺候也

三一秘第九号

沖縄県土地丈量税制改正費予算ノ義ニ付上申

本県土地ノ錯綜シ税制ノ不完全ナルヨリ延テ及ホス処ノ弊実ト負担ノ過重ナルト且之カ為メ地方事業ノ経営、発達ヲ阻害スルモノ多々有之其

改正ノ一日モ猶予スルヲ得サル義ニ付テハ客年末屢々具申シ殊ニ客年上京ノ際尚親ク其事精練陳致置候義有之候処頃者弥々右改正費ハ明治三一年度予算ニ編入セラレ從テ其係ノ該法律案ヲモ夫々制定セラレ且当該吏員ヲ派遣セラレ候事ト相成候付右改正事業着々緒ニ相就キ候段国費多端ノ折柄畢意格段ノ御詮議ニ成候義申係リ致感動候而シテ之ヨリ本県ノ制度、文物ハ勿論其他各般事業ノ伸張、発達ヲ期シ以テ左来ノ面目ヲ一新スヘキ時期ニ摘シ得ル事亦遠キニアラサルヘシト為県下喜悅罷在候処帝國議會客年解散ノ不幸ヲ見ルニ至リ毎年ノ企画漸クシテ其端ヲ啓カントスル本県土地丈量税制改正事業モ遂ニ又々延期セラルル事ト相成候哉ト実ニ憂慮ニ不堪候若シ斯ク相成候テハ為メニ県下ノ不利不幸挙テ名状スヘカラサルモノ有之候条物別ノ御詮議ヲ以テ右改正費ハ臨時御召集ノ議會ヘ右改正費ハ之ヲ追加予算トシテ御提出相成候様致度県下施政ノ前途ニ鑑シ事精ク具シ特ニ上申候也

三一年二月十二日

県知事

内蔵両大臣宛

親展

小野 印

奈良原 印

史料七

謹啓時下寒威凜冽ノ段愈御清穆被為涉候段奉恭賀候陳者本県地租改正事業ニ関シテハ前々種々御高配ヲ忝フシ拝謝ニ不堪存候其後段々好都合相連彌愈々前大蔵大臣ノ時右事業費ハ明治三十一年度予算ニ挿入セラレ候処帝國議會解散ノ不幸ニ遭遇候為メ通常予算ハ不成立ノ事ト相成候得共既ニ御考察ノ通該改正事業ハ県下各般事業進歩之基礎ニシテ一日其改正後セ候トキハ一日県下ノ進歩ヲ阻碍シテ須臾モ猶予スヘカラ

サル次第二有之候条不日開設相成ヘキ臨時帝國議會ヘハ特ニ本県地租改正費相当ノ予算御提出相成候様仕度候最モ本事業着手ノ順序ノ方法等ニ関シテハ今回御派遣相成候荒井書記官ヘ親ク愚見申述置候間同官ヨリ御聴受相成候様仕度比段得貴意候

三十一年二月十二日

敬具

県知事

大蔵大臣宛

史料六は明治三十一年二月十二日付、沖繩県知事より内務・大蔵大臣宛テの土地丈量税制改正費予算についての上申案、史料七は同日付、県知事より大蔵大臣宛テ書簡である。史料の背景及び解説を加える前提として、始めに同時期の予算についての動きから説明しておく。同時期の内閣は明治二十九年九月十八日に組閣された第二次松方正義、内務大臣樺山資紀、係閣僚及び政府委員は、総理兼大蔵大臣松方正義、内務大臣樺山資紀、内務次官松平正直、内務省県治局長三崎亀之助。

明治三十年十二月二十一日に第十一回帝國議會（通常会）が召集され二十五日に開会した。しかし、進歩党が自由党と連合し、衆議院から内閣不信任案が提出されたため議會は解散され、二十八日に第二次松方正義内閣は総辞職している。無論、これにともない二十五日に提出されていた「明治三十一年度歳入歳出総予算案」は未了となったのである。

その後、翌年一月十二日に第三次伊藤内閣が組閣された。（関係閣僚及び政府委員は大蔵大臣井上馨、大蔵主計官荒井賢太郎、内務大臣芳川顕正、内務次官松岡康毅、内務省県治局長荒川邦蔵）。

総選挙後、当初伊藤は自由党との提携を図ろうとしていたが、自由党板垣の入閣を拒否し、超然内閣をもって、五月十四日召集された第十二

臨時議会に臨んだ。流産していた明治三十一年度予算については、五月十九日開会同時に提出され、無事六月十日貴族院を通過したものの、その後、地租増徴案（三・七％）が提出されると、否決され即日解散され伊藤内閣は六月二十五日総辞職している。(4)

以上の動きを踏まえ奈良原が同上申書及び書簡を提出するに至った経緯について整理すると、史料六中の「客年末屢々具申シ殊ニ客年上京ノ際其事精練陳致置候」とは、史料一の土地丈量及地租改正実施についての内務・大蔵大臣への上申、その後十月以降「本県ノ実状ヲ訴フル材料」として「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」を関係者へ配布したという、税制改正関係の折衝行動についてである。こうした一連の活動が功を結び、内務省の発議を経て（史料四）「国費多端ノ折柄」にも関わらず、「改正費ハ明治三十一年度予算ニ編入」されることになったのである。

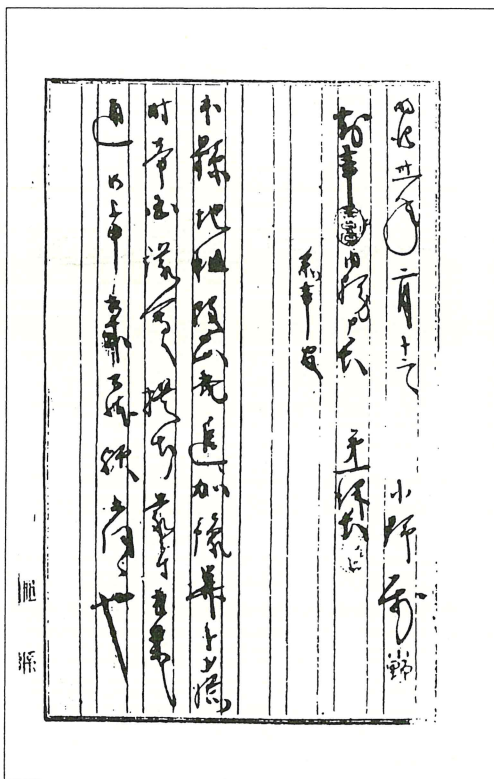
しかしながら、なぜ奈良原が再度改正費の予算について上申する必要が生じたのかというと、前述の通り議会が解散したためである。つまり、史料中の「帝国議會客年解散ノ不幸」とは第十一回議會解散をさしており、明治三十一年度予算として計上されていた「本県土地改正費用」が不成立となってしまったからである。

この不測の事態に関して政府（大蔵省）は大蔵書記官である荒井賢太郎を沖縄へ派遣、状況を説明している。そして奈良原は、荒井書記官に対して「事業着手ノ順序方法等」について意見陳述するとともに、予算不成立によって税制改正の着手が「又々延期」されることを懸念し、再度明治三十一年度追加予算案に改正費を編入すべく、同上申書及び書簡の提出に至ったのである。結果的に、この奈良原の上申は受け入れられ

ることになった。すなわち、五月十九日より開会された第十二回議會（特別）に提出された「明治三十一年度歳入歳出総予算追加案」は五月十九日提出され、六月十日に貴族院を通過したが、同予算案には大蔵省所管として「第十一款第一項沖縄県土地整理費金二万六千二百円」が含まれている。(5)

沖縄県税制改正予算については、奈良原が、明治三十一年五月、第十二議會直前に上京し、第十二議會から予算交渉を始めたのではなく、(6)既に三十年七月の内務・大蔵大臣への上申案提出後、手続きを経て、第十一議會で提出された明治三十一年度通常予算案に組み込まれていたことがわかる。しかし、議会が解散し予算案は不成立となったため、このことを懸念した奈良原が、再度追加予算案に計上することを上申したのが同史料である。

史料六・七の表紙部分



II 税制改正ノ件より作成した土地整理事業着手迄の経過表

○明治三十年七月

同三十一日、奈良原「本県土地丈量及地租改正実施之義ニ付大蔵内務両大臣へ上申案」作成、その後内務大蔵大臣へ提出。(史料一)

○明治三十年九月

同上申を受け、同二十日「沖縄県土地丈量並地租改正ノ件」が(県治局長より起案)され、その後内務大臣より大蔵大臣へ発議される。

(史料五)

○この時期

「沖縄県税制改正急務論小野属草稿」作成される。(史料四)

○明治三十年十月

同一日「税制改正急務ノ理由書印刷配付方ノ件」提出。(史料二)

小野属草稿を校了後、百五十部印刷し関係者へ「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由書」配布される。(史料三)

○この時期

内務大臣発議を受け大蔵省で審議、三十一年度予算案に編入される。

○明治三十年十二月

同二十五日第十一帝国議会開会。同議会にお

いて提出された明治三十一年度予算案には沖縄県地租改正費が計上されていたが、議会解散により予算案そのものが不成立となる。

○明治三十一年二月頃

大蔵書記官荒井賢太郎を沖縄へ派遣し状況を説明する。(7)

○明治三十一年二月

派遣中の荒井書記官に、着手方法等について具申するとともに、同十二日奈良原「沖縄県土地丈量税制改正費予算ノ義ニ付上申」書を内務・大蔵大臣に提出、(大蔵大臣へは親書も附属)追加予算案に沖縄県地租改正費を組み込んでもらうように請願。(史料六・七)

○上申が認可されその後、大蔵省所管の追加予算案に沖縄県地租改正費が編入される。

○明治三十一年五月

同十八日、奈良原知事上京する。(8) 同十九日に第十二回議会開会、明治三十一年度追加予算案提出される。六月十日貴族院を通過し、沖縄県地租改正費二万六千二百円が含まれる明治三十一年度追加予算成立する。

[illegible]

地租政公費、
事、極少、
順、方、
荒井、
中、
極、
光、
大、

おわりに

『税制改正ノ件』は、一部に關してはすでに県史に收録され、旧慣税制の弊害及び旧慣改革特に税制改革（土地整理）の必須性を記す県庁側の史料として、周知の如く利用されてきており決して新史料ではない。しかし、今回紹介した、いままで活字化されずに充分に活用されてこなかった同史料を、他の収録史料と合わせ細かくみてみると土地整理事業が予算計上される迄の、県庁と内務・大蔵省の折衝経過、予算に關する問題發生等を垣間みることが出来る。本史料紹介によって、從來比較的那の解明がなされてこなかった土地整理事業着手までの経過、県庁と大蔵省の折衝について、その過程を明らかにする一助となれば幸いである。

〔注〕

- (1) 西原文雄『近代沖繩經濟史の方法』(ひるぎ社 一九九〇年)。
- (2) 土地整理については、西原前掲書、田里修「沖繩県における地租改正の特色」(『沖繩文化』51号 一九七九年)等の先行研究がある。
- (3) 『沖繩県史』一卷 年表七八頁。『沖繩県史』二巻 三一四頁。
- (4) 『議會制度七十年史』帝國議會案件名録(衆議院 一九六一年)、
『内閣の歴史』(内閣施政調査会 一九八一年)。
- (5) 「明治三十一年度予算追加」(『官報』第四四八九号 明治三十一年六月十八日)。
- (6) 田里前掲書では、土地整理事業実施予算交渉は奈良原が明治三十一年五月十三日上京後に、予算交渉を始めたと述べている。
- (7) 「官吏発着」(『官報』第四三九一号 明治三十一年二月二四日)。
- (8) 「官吏発着」(『官報』第四四六四号 明治三十一年五月二十日)。

〔史料紹介〕

明治四一年那覇区長就任関係資料及び
同四四年の伊波普猷の履歴書について

高江洲 昌 哉

はじめに

今回紹介する資料は、国立公文書館所蔵『任免』に収録されている、
第一回「沖縄県那覇区長就任ノ件」（『明治四十一年 任免 五月 卷
十二』収録の推薦立候補人の履歴書を除く一連の行政文書、以下A資料
と略記）及び、第二回「沖縄県那覇区長就任ノ件」（『明治四十四年
任免 十月 卷二十八』収録の伊波普猷の履歴書、以下B資料と略記）
である。

A資料の文書の一連の流れについては『沖縄関係学研究論集第三号』
（一九九七年）で説明を行ったので、ここでは本資料と当時期の関係資
料（主に新聞）からうかがえる当時の伊波の立場及び那覇の政治状況に
ついての私見を述べ、B資料については、年譜を参考にして比較的手薄
であった部分についての補足的説明を加える形で本資料紹介の責をはた
したいと思う。尚、資料の翻刻にあたっては常用漢字に改めたことを予
めご了承下さい。

一、A資料について

まず、論を進めるにあたって、本資料が何故このような形態をとり、
更に国立公文書館の『任免』に収録されているのかを簡単に説明すると、
明治四一（一九〇八）年施行の改正沖縄県区制の第十一条に基づくもの
と考えられる。

資料① 沖縄県区制

第十一条 区長ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

内務大臣ハ区会ヲシテ区長候補者三人ヲ推薦セシメ上奏裁

可ヲ請フヘシ

区長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スル

コトヲ得ス

次に、地方制度における区長の位置を理解するにあたって、市長・町
村長にどのような意味付け(1)がなされていたのかを示すと以下のよう
になる。

市長の場合

1、選出方法と公民規定との関係

資料② 市制

第五十条 市長ハ有給吏員トス其任期ハ六年トシ内務大臣市会ヲシ

テ候補者三名ヲ推薦セシメ上奏裁可ヲ請フ可シ其裁可ヲ得
サルトキハ再推薦ヲ為サシム可シ再推薦ニシテ猶裁可ヲ得
サルトキハ追テ推薦セシメ裁可ヲ得ルニ至ルノ間内務大臣
ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ市費ヲ以テ官吏ヲ派遣シ市長ノ
職ヲ管掌セシム可シ

第五三条 市長及助役ハ其市公民タル者ニ限ラス但其任ヲ受クルト

キハ其市公民タルノ權ヲ得

2、市長選出と市自治の問題（元老院會議から）

a、市長の立場

「市長ハ郡長ト同格ノ待遇ヲ受ケ奏任ノ身分柄ヲモ与ヘテ此職ニ当ラシム要スルニ市長ハ行政吏タリ理事者タリ其職務ハ全ク半官半民ノ間ニ在ル」（井田讓発言）

b、市長選出の問題

「第五十三條ノ手續ヲ以テ其市ニ非サル他方ノ人ヲ推薦選任シ其人ヲ以テ市長トス其市長ニテ市内人民善ク満足シ万事円滑ニ治ル可キカ本官ハ断シテ能ハサル事トセン」（渡辺清発言）

「向來市制ヲ布ク可キ地ニハ素ヨリ商人多キモ或ハ又何百年以來舊住スル土族有リ町人ハ町人士族ハ士族ト分立シ未タ一般ニ混化シテ公共ノ事ニ当ル可キ場合ニ至ラス」（白根專一発言）

町村長の場合

1、選出方法と公民規定との關係

資料③ 町村制

第五二條 町村長及助役ハ町村會ニ於テ其町村公民中年齡滿三十歳

以上ニシテ選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス

（以下略）

第五五條 町村長及助役ハ名譽職トス但第五十六條ノ有給町村長及

有給助役ハ此限ニ在ラス

第五六條 町村ノ狀況ニ依リ町村條例ノ規定ヲ以テ町村長ニ給料ヲ

給スルコトヲ得（略）

有給町村長及有給助役ハ其町村公民タル者ニ限ラス但當選ニ

應シ認可ヲ得ルトキハ其公民タルノ權ヲ得

2、町村自治の目的（元老院會議から）

「町村自ラ議決スヘキハ之ヲ議決シ執行スヘキハ之ヲ執行シ費用ヲ出スコトモ何モ彼モ自ラ為ス是レ自治ナリ略言セハ町村人民自ラ進テ事ヲ執リ法律ヲ施行スルヲ謂フ然ルニ町村長ヲ皆有給トセハ成ル可ク仕事ノ出來ル者ヲ傭ヒ入レ人民ハ之ニ意ヲ注ガサルニ至ル可ケレハナリ」（大森鐘一発言）

このように、市長と町村長とはその役割の比重にズレがあり、前者が行政能力を重視していたのに対して、後者ではその地方名望家層を軸にした安定的な地域運営を目指したものであり、地方制度は、その理念を法文化したものである。

それでは、以上の論理を踏まえて沖縄県区制における区長の位置について考えると、市制と同じく区長及び助役は区公民に限定された選挙ではなかったことを確認することができる。

資料④ 沖縄県区制

第七條 区公民ハ区ノ選挙ニ参与シ区ノ名譽職ニ選挙セラルル權利

ヲ有シ区ノ名譽職ヲ担当スル義務ヲ負フ

第十一條 前掲

第十三條 区公民ニ非スシテ区長又ハ助役タル者ハ在職ノ間其区公

民權ヲ取得ス

そして、この三人の候補者の経歴を見ると、喜入休・中馬孝吉が非地元の行政官で推薦（喜入―国頭郡長、中馬―八重山島司）されたのに対して、伊波は非行政官で地元の「名望家」②として推薦された者とし

て区分することができる。では、このような伊波の立場をどのように理解することができるのかと考えた時、現在の所、伊波の政治的意識というものは確認できない現状にある。しかしながら、伊波は区会によって推薦されている以上、区会の立場からこの問題をとらえた方が、当時の伊波が置かれた政治的立場を考える上でよりの確であると思われるので、区長候補者選定にあたっての区会の一連の動きを理解すると以下のようなになる。

a 斎藤用之助選出工作から最終的な候補者選出までの一連の動きは区長（候補者）選出を通しての「那覇」という公益を共有し実現しようとする過程として理解することができる。

b 区長とは「区ヲ統括シ区ヲ代表シ其ノ行政事務ヲ担当ス」（区制第二一条）存在である以上、その候補者を推薦する区会がどのような区長を欲していたのかという区会の意志というものは過小視することができず、そこから区会の意図を読み取る必要がある。

c 区長候補者を三回にわたって投票していることから、三回目のみを「いいかげん」に選んだと投票理由を分けて考えることはできない。

この点では、喜入、中馬と同系列に置くことができる。また、「去る三十日夜、字西の倶楽部にて催されたる人選秘密会に於て各自想い想い推薦したる候補者は伊波文学士、富永実達、岸本賀昌の三氏を重なるものとして、喜入休、中馬孝吉等の名前も見え」（③という新聞記事からある程度の期待がなされていたと考えることも可能である。

d 伊波の獲得投票数は一八票であるが、伊波の地元である西は東と一緒に緒の選挙区（第一選挙区）で、そこからの選出議員は九名であることから地元以外からの支持も集めていたと理解することができる。

これらの点を考慮に入れるならば、いまだ確認できない伊波の政治的意志及び三位候補者という点を加味しても、区会が数ある「名望家」層の中から経歴も未知数の大学を卒業したばかりの伊波を那覇「名望家」層の代表にしたこと、つまり、伊波が第一回目の議会推薦による三人の区長候補者の中でたった一人の那覇人であることを指摘する意味はあると思う。

このように、区会の政治的意志が存在することを前提にすることによって、伊波の立場の評価及び喜入区長就任に関する従来の消極的評価も変わらぬと思われる(4)が、このような評価を下したのは、ある留意点を設定し、それを踏まえた上での評価によるものである。つまり、私が那覇区会の行動に対して政治的意図を認める前提としたのは、「氏子総代を選ぶことより外に知らなかった村の人々にとつて、県会議員の選挙は選ぶ者も選ばれる者も共に大きな迷惑であつた。で議員の候補者になり手がなく、当選しても続々辞退を申し出るといふ有様なので所定の期日までに当選報告ができず、役人が当選者を個別訪問して承諾を求めて歩いたりした」(5)という、このような行動をモデルとする消極的政治参加の形態と、もう一方では自己の利益獲得を目指して積極的に政治に参加する態度を両端とする軸を設定し、「そこから比較した上で後者に近い」という形での類推上の仮定によるものである。

つまり、那覇区会が何故このような行動がとれたのかを考えるためには、少なくとも王国末期、旧慣期までを視野に入れた「「那覇」住民の自治」の歴史を踏まえてはならない。さらに、このような「自治」行動をもたらす要因、及びその行動を正当化する概念としての「那覇」という公共空間―公益の設定がどのような形でなされたのかを検証しな

くてはならないからである。

しかし、この時期に限定して政治的意思の存在を必要とする要因があったのかと考えると、当時の那覇では①那覇港の整備問題、②県庁移転問題の二つの問題があり、これらの問題を通して「那覇」の公益問題が意識されてきたと、とらえることが出来る。

例えば明治三十九年の八月十八日に那覇の主な人達を集めて開催された「那覇区民大親睦会」において選出される予定であった決議案の文面では、①県庁移転に対しての「非認」、②琉球新報の購読廃止、③広運会社への荷積の拒否ということがあり、このような具体的な事例を「那覇区民」への公益として確認しようとする動きがあった(6)のである。

このように当時の那覇区内部では外部からの利権侵犯を主張することで那覇区内の「首里党」、「那覇党」といわれた人達(7)を軸にして、自己の利益を「那覇」にとっての利益であると主張し、その正当性を求める動きが出てきたのである。先に述べた「首里党」、「那覇党」と呼ばれるグループが那覇区内に存在したように、この当時にはまだ確定した「那覇の利益」というものは那覇の人々に共有されたものではなく、これから形成されるものであった(8)といえる。さらに、「那覇の利益」という言葉の内部においても、その利益とは沖縄地元民(9)からの視点と、寄留商人からの視点があり、さらにこのような二分法では区分できない複雑に形成された生活経済網も設定されるわけである。こうした複雑に形成された利害状況から内部の意志を統一し、区発展のための活動(経済活動、一自治)活動を行うことが当時の区会議員などの公民に求められていた(又は自発的に意識し始めてきた)のである。

以上のことをまとめると、「改正」区制上の初代区長の喜入休と二代

目の當間重慎の区長就任に関する区会の判断は同線上で見るべきであって、単純に地元元非地元かで、喜入就任を消極的に評価し、當間就任を積極的に評価できるような社会的背景ではなかったのではないだろうか。つまり、喜入から當間就任までの三年間で政治意識が高まったと理解するのではなく、その時々における個々の判断力に目を向ける必要がある。その判断力とは、弁証法的に進むのではなく、個々人の(政治的判断という視点に立っての)価値観と利害関係による重層的に構築された意識に基づくものであり、その意識の総体として一連の区長選出がなされたのではないだろうか。(10)

二、B資料について

明治四四(一九一一)年時点における伊波の履歴書をみると、先行研究の成果(年譜)に対してそれほど付け加えるべき事項は殆どないといえる。目新しいものとしては、明治四三年四月における沖縄県立水産学校への嘱託がある程度である。

伊波のこの水産学校での職務歴を『職員録』で確認すると明治四四年版と明治四五年版において、その名前を確認することができる。(水産学校における伊波の指導科目については確認することができなかった。)また、伊波の肩書(教授嘱託)についても、試みに当時(明治四四年)の『職員録』を繙くと、このような肩書(教授嘱託)をもつ人物の例として、沖縄県立農学校の河野通俊、鹿児島県立商船水産学校の加藤登太郎、高林璞蔵というような人達をあげることができる。一方で同じ実業学校でも、岩手県立水産学校には教師嘱託の中島源三郎、青森県立工業

学校には囑託教員校庭順三という名前と肩書の人物をも確認することができる。この点を考慮すると、伊波のような囑託の教授（教員、教師）の存在は「一般的」な存在として把握することも可能ではないかと考えられる。（しかしながら、このような実業学校における囑託教授（教師）の違いについて、残念ながら私は解明することができなかったため、どなたかのご教示を仰ぐものである）。

次に、伊波の給与の件についてだが、伊波の図書館長の地位が囑託なので正規の額とは違うが、基本的に図書館職員の給与とは明治三十九年（一九〇六）年の勅令第二八二号「公立図書館ノ給与ニ関スル件」に基づいて給与額は決定されていたのである。その規定の方法を記すと以下の通りである。

資料⑤ 公立図書館職員ノ給与ニ関スル件

公立図書館職員ノ俸給ニ関シテハ公立学校職員俸給令ヲ準用ス但シ
委任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ年俸ハ同令第二号表中
ノ教諭ノ例ニ依リ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ月俸
ハ同令第三表中中学校教諭ノ例、書記ノ月俸ハ同表中中学校書記ノ
例ニ依ル

むすび

以上本紹介は、一見なんの変哲もない資料かもしれないが、そこへ目をこらして見ればいろんな情報がかもっているのではないかと思ひ、同時代の他の資料を集め、微力ながらも「その資料の声」を取り出そうと試みたものである。願わくば、これを一つのタタキ台にして実りある応

答の誘い水にでもなれば幸いである。

〔注〕

(1) 日清―日露戦後から地方制度の見直しの動きは起こっているが、ここでは、その枠がどのように設定されたのかを確認するために、その施行期を取り上げた。

(2) 名望家とは単に素封家とは同一視できない概念であり、沖縄における名望家存在の問題がある。次に公民問題と関連して、普猷の父普済が明治四三年に死んでいる。（年譜参照）ことから、普猷がこの時期伊波家の戸主（住所から独立した一戸を構えているとは考えにくい）であったか、否かを検証する必要がある。つまり、区長選出において、伊波普猷を立場上地元民に分類できたとしても、そうであるならば、地元民という区分以上に、区制第六条に該当する公民であるかを見極めなければならない。このことは、区制第十三条が地元民以外の行政官を対象としている以上、この条文を適用することが解釈上難しいと思われるからである。以上の点は、区議らが法を理解していなかったという指摘もできるかもしれないが、その点を加味しても、明治四一年に伊波が区長候補に選ばれたことの意味を考える上で、見過ごせない点である。

(3) 『那覇市史 資料編 第二上巻』 一六七頁

(4) 『那覇市史 通史編 第二巻』 二七七頁

尚、彼ら候補者を「派閥」対立緩和のために全員が納得できる中立的な意味で選ばれたと位置付けることも可能である。しかし、そのような候補者を選定したとしても区会の政治判断に対する評価は変わら

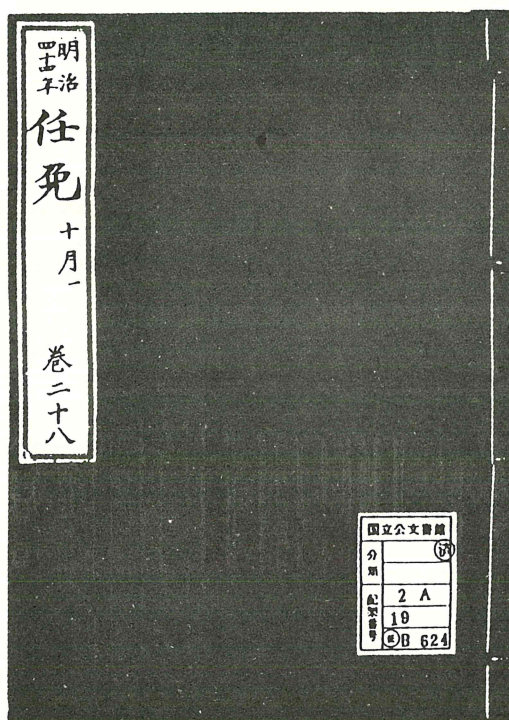
ないと思う。さらに、このような人選は、所謂「通念」から見ると予想外のものであるといえる。

- (5) 『政友』三五〇号 昭和五年一月号 「政友人国記」(六)二九、三〇頁。ちなみに、これは宮城県の事例である。その他に、府県会規則が公布された時の『近事評論』(第百四四号)の論評「撰マレタル人物モ迷惑ナル役目ニ当リタル思ヒヲ為シ洪々議場ニ出掛け吹煙ト欠伸ノミニテ時刻ノ移ルヲ待ツニ外ナラザル……」などを参照していただきたい。
- (6) 『那覇市史 資料編 第二上巻』 一二一―一二二頁
- (7) 『那覇市史 資料編 第二下巻』 「那覇区政時代の思い出」(仲吉良光) 参照
- (8) この点については、大田昌秀『沖縄の民衆意識』(新泉社 一九七六年再版本) 二一四―二三〇頁参照
- (9) 地元民といっても、那覇に昔から住んでいる人、首里から移住した人、その他の地域から移住した人に分けることができる。
- (10) このような分析では対象に近づきつつ、対象から離れる必要があると思う。

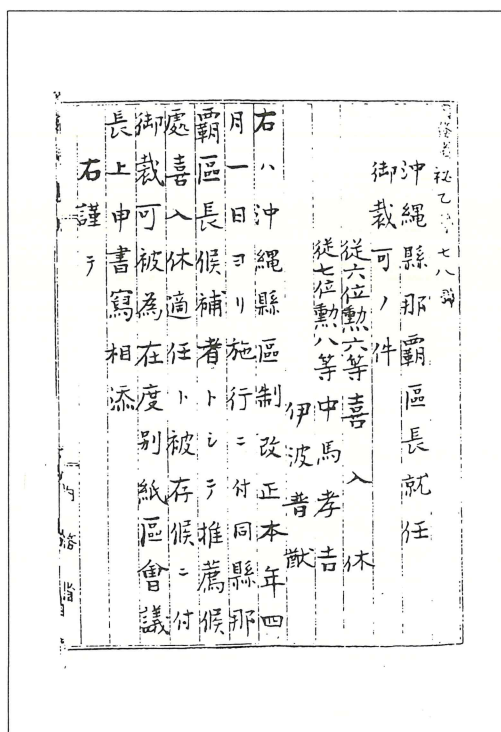
付 記

本紹介の場を提供して頂いた沖縄学研究室に対して感謝申し上げます。このような好意に対して期待に添うだけの報告が出来たかと顧みれば心寒いものがある。読者諸賢の叱責を乞うものである。

B 文書表紙



A 文書の一部



〔 本号執筆者 〕 掲載順

石 川 あきの I S H I K A W A, Akino
米 盛 恭 子 Y O N E M O R I, Kyoko
知 念 美佳子 C H I N E N, Mikako
桑 原 尚 子 K U W A H A R A, Naoko
森 田 牧 子 M O R I T A, Makiko
徳 元 剛 T O K U M O T O, Tsuyoshi
福 岡 且 洋 F U K U O K A, Katsuhiro
栗 野 慎一郎 K U R I N O, Shinichiro
又 吉 盛 清 M A T A Y O S H I, Seikiyo
山 田 勉 Y A M A D A, Tsutomu
前 津 政 廣 M A E T S U, Masahiro
高江洲 昌 哉 T A K A E S U, Masaya

浦添市立図書館臨時職員
浦添市立図書館臨時職員
浦添市立図書館臨時職員
浦添市立図書館臨時職員
浦添市立図書館主事
琉球王国評定所文書編集嘱託員
沖縄学研究室嘱託員
琉球王国評定所文書編集嘱託員
沖縄近代史研究家
沖縄国際大学非常勤講師
沖縄学研究室主査
沖縄関係学研究会会員

1998年3月17日 印刷

1998年3月24日 発行

浦添市立図書館紀要

No. 9

編 集 浦添市立図書館
沖縄県浦添市安波茶151番地
PHONE (098) - 876 - 4946
FAX (098) - 875 - 1772
発 行 浦添市教育委員会
印 刷 有限会社 マルサン印刷
沖縄県浦添市字沢岬896
PHONE (098) - 875 - 3176



埔城市立圖書館